

職員の給与に関する報告及び勧告

令和 7 年 1 0 月

千葉県人事委員会



7 千人委第 2 9 4 号

令和 7 年 1 0 月 2 日

千葉県議会議長 松 坂 吉 則 様

千 葉 市 長 神 谷 俊 一 様

千葉市人事委員会

委 員 長 下 山 修 司

職員の給与に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

目 次

別紙第 1 報告	1
1 職員の給与等	2
2 民間給与の調査	4
3 職員の給与と民間給与との比較	7
4 国家公務員等との給与比較	9
5 物価及び生計費	10
6 人事院の報告及び勧告の概要	10
むすび	13
1 給与の改定	13
2 人事・給与制度及びその他の勤務条件	19
3 給与勧告制度の意義・役割	30
＜参考＞給与決定に関する諸原則	31
別紙第 2 勧告	33
1 令和 7 年 4 月の民間給与との比較に基づく給与改定	
(1) 給料	33
(2) 管理職手当	33
(3) 初任給調整手当	33
(4) 通勤手当	33
(5) 期末手当及び勤勉手当	33
2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等	
(1) 給料	34
(2) 地域手当	34
(3) 扶養手当	35
(4) 通勤手当	35
(5) 単身赴任手当	35
(6) 管理職員特別勤務手当	36
(7) 特定任期付職員の特別給	36
(8) 定年前再任用短時間勤務職員の手当	36

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期	36
(2) 経過措置等	36

参考資料

1 職員給与関係資料	87
2 民間給与関係資料	135
3 労働経済関係資料	156
＜参考＞給与勧告の流れ	158
＜参考＞職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式）	159

報 告

人事委員会による給与勧告制度は、職員が労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会は、職員の人事・給与の専門的機関として、公民給与の精密な比較を行い、本市職員の給与水準を市内民間事業所の従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本とし、必要に応じて国等との均衡も考慮して、市議会及び市長に対して、報告及び勧告を行っている。

民間準拠を基本とする理由は、

- ① 職員の給与は、民間事業所の従業員の給与と異なり、市場原理による決定が困難であること
- ② 職員も勤労者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保が必要であること
- ③ 職員の給与は市民の負担で賄われていること

などから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される市内民間事業所の従業員の給与に職員の給与を合わせていくことが最も合理的であり、広く市民及び職員の理解と納得を得られる方法であると考えられるからである。

〔＜参考＞給与勧告の流れ 参照〕

以上の観点から、本委員会は、昨年10月に、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったが、その後、引き続き職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与を決定する諸条件について調査・研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 職員の給与等

本委員会は、本年４月１日を調査期日として「令和７年千葉市職員給与等実態調査」を実施した。

その結果は、次のとおりである。

本市職員（技能労務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）は、「千葉市職員の給与に関する条例」により、従事する職務の種類に応じ、行政職、教育職、医療職及び特定任期付職員の４種類６給料表の適用を受けているが、当該調査によると、上記給料表の適用を受ける職員は、9,402人であり、平均給与月額等は以下のとおりである。

平均給与月額	給料	340,918 円
	扶養手当	7,493 円
	管理職手当	8,882 円
	地域手当	53,597 円
	住居手当	7,000 円
	その他	123 円
	計	418,013 円

平均年齢		39.3歳
平均経年数		16.8年
平均扶養親族数		0.7人
男女別構成比	男性	55.7%
	女性	44.3%
学歴別構成比	大学卒	78.0%
	短大卒	12.9%
	高校卒	9.1%
	中学卒	0.0%

- （注） 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。
 2 その他は、初任給調整手当及び単身赴任手当（基礎額）である。
 3 平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。
 4 定年前提再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び千葉市職員の給与に関する条例附則第17項により給料月額を決定される職員（以下、「暫定再任用職員等」という。次頁において同じ。）は含まれていない。
 5 表中等の割合については、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。（以下同じ。）

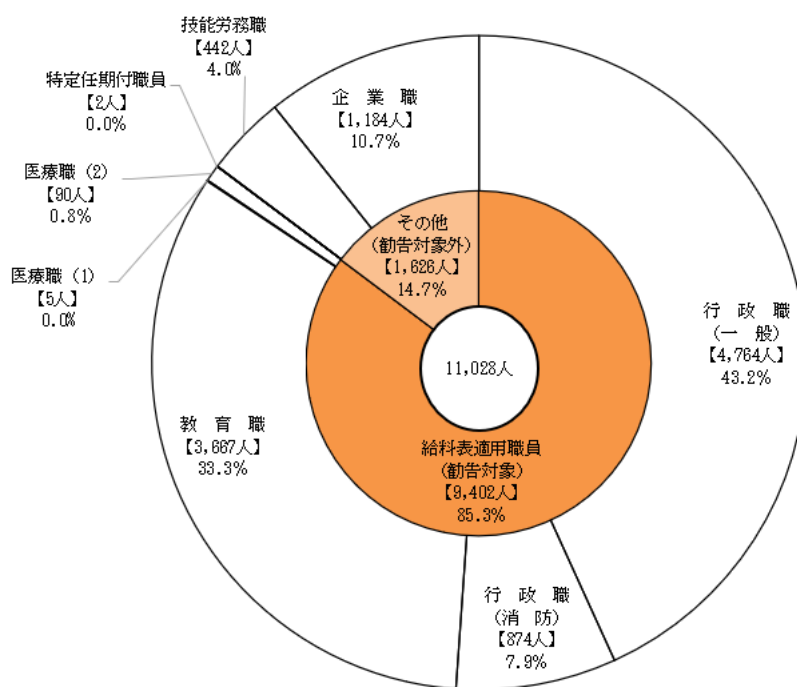
〔参考資料第1表 参照〕

(参考) 職員の手当制度の概要

手当の名称	制度の内容
初任給調整手当	・医師に対して一定期間55,200円～224,600円を支給 ・獣医師に対して一定期間3,000円～30,000円を支給
扶養手当	・配偶者 行政職6級以下は6,500円、行政職7級は3,500円、行政職8級は0円 ・子 1人10,000円 ・父母等 行政職6級以下は6,500円、行政職7級は3,500円、行政職8級は0円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円を加算
地域手当	・給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の15%（医師は16%）を支給
住居手当	・借家のみ家賃の額に応じて27,000円を限度に支給
単身赴任手当	・配偶者等の住居から新たな勤務先までの距離が60km以上の場合 30,000円（基礎額） ・移転後の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて8,000円～70,000円を加算
管理職手当	・職制上の段階、職務の級等に応じて 45,700円～146,400円

(注) 各手当の平均支給額は、参考資料「1 職員給与関係資料」に掲載している。

(参考) 給料表別職員数割合（暫定再任用職員等を除く。）



< 勧告対象職員について >

本委員会の給与勧告の対象は、行政職給料表、教育職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員である。

また、技能労務職員及び企業職員については、団体協約締結権を有することから、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっているが、職員給与等実態調査の対象としており、その結果は「1 職員給与関係資料」に参考として掲載している。

2 民間給与の調査

本委員会は、本市職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院、千葉県人事委員会等と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所427事業所（調査対象事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した96事業所について「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち81事業所において調査を完了した（調査する事業所として抽出した96事業所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した2事業所を除いた94事業所に占める調査完了した81事業所の割合（調査完了率）は86.2%）。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種4,095人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査し、併せて、教育関係、医療関係等54職種321人についても同様の調査を行った（調査実人員計4,416人）。

また、手当の支給状況や給与改定の状況等について、本年も引き続き調査を行った。

＜層化無作為抽出法について＞

調査対象事業所を組織（本店・支店の別）、企業規模、産業によりグループ化（層化）し、各グループの中から標本を無作為に抽出する方法である。

その結果は、次のとおりである。

（１）職種別給与

民間における本年4月の事務・技術関係職種等の平均給与月額は、参考資料第10表のとおりである。

（２）初任給

民間における新規学卒者の本年4月の初任給は、第1表のとおりであり、事務・技術関係職種にあつては、大学卒258,424円、短大卒235,193円、高校卒221,559円である。

第 1 表 職種別、学歴別初任給

職 種	学 歴	初 任 給	
		企業規模 100人以上	【参考】 企業規模 50人以上
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	258,424 円	257,791 円
	短 大 卒	235,193 円	234,727 円
	高 校 卒	221,559 円	221,273 円
	新卒事務員	大 学 卒	257,587 円
		短 大 卒	233,532 円
		高 校 卒	220,414 円
	新卒技術者	大 学 卒	259,556 円
		短 大 卒	237,529 円
		高 校 卒	222,883 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養(家族)手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

<参考>

本市職員の初任給 (行政(一般))	大 学 卒	251,045 円
	短 大 卒	225,630 円
	高 校 卒	212,980 円

(注) 金額は、給料と地域手当の合計額である。

(3) 特 別 給

民間における昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給の支給状況は、第2表のとおりであり、平均給与月額4.63月分に相当している。

第 2 表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)	425,486円
	上 半 期 (A 2)	442,534円
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)	974,024円
	上 半 期 (B 2)	1,033,804円
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B1}{A1}$)	2.29月分
	上 半 期 ($\frac{B2}{A2}$)	2.34月分
年 間 の 平 均		4.63月分

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは令和7年2月から令和7年7月までの期間をいう。

2 後述(7頁)する比較対象企業規模を100人とする見直しを行わなかった場合は、4.61月分である。

<参考>

本市職員の現行の支給月数	6 月 期	2.30 月 分
	12 月 期	2.30 月 分
	年 間 計	4.60 月 分

(4) 給与改定等の状況

民間における給与改定の状況は、第3表のとおりであり、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップを実施した事業所の割合は75.8%である。

また、民間における定期昇給の実施状況は、第4表のとおりであり、一般の従業員（係員）でみると、定期昇給を実施した事業所の割合は95.7%である。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が28.9%、昨年に比べて変化なしとなっている事業所の割合は65.3%である。

第3表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職 段階	項目 企業規模	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	100 人以上	75.8	1.1	0.0	23.1
	【参考】 50 人以上	75.1	1.0	0.0	23.9
課 長 級	100 人以上	64.5	1.1	0.0	34.3
	【参考】 50 人以上	64.7	1.1	0.0	34.2

(注) 給与改定の内容は、事業所単位で集計した。

第4表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階 項目 企業規模		定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定 期 昇 給 中 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変 化 し な い			
係 員	100 人以上	95.7	95.7	28.9	1.5	65.3	0.0	4.3
	【参考】 50 人以上	94.6	94.6	28.3	2.7	63.6	0.0	5.4
課 長 級	100 人以上	82.2	82.2	21.9	1.5	58.8	0.0	17.8
	【参考】 50 人以上	82.0	82.0	21.8	2.8	57.5	0.0	18.0

(注) 1 定期昇給の実施状況は、事業所単位で集計した。

2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 「定期昇給実施」の欄は、昨年の定期昇給額（率）に比べて、本年の定期昇給額（率）が増額したか、減額したか、変化がないかを示している。

(5) 初任給の改定状況等

民間における初任給の改定状況等は、第5表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で34.4%、高校卒で6.9%である。また、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒では90.8%、高校卒では80.6%である。

第5表 民間における初任給の改定状況等

(単位：%)

学歴	企業規模	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据 置 き	減 額	
大学卒	100人以上	34.4	(90.8)	(9.2)	(0.0)	65.6
	【参考】 50人以上	33.4	(91.6)	(8.4)	(0.0)	66.6
高校卒	100人以上	6.9	(80.6)	(19.4)	(0.0)	93.1
	【参考】 50人以上	7.5	(84.1)	(15.9)	(0.0)	92.5

(注) 1 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした事業所の割合である。

2 「初任給の改定状況」の欄は、昨年の初任給額に比べて、本年の初任給額を増額したか、据置きしたか、減額したかを示している。

3 職員の給与と民間給与との比較

(1) 比較方法の見直し

人事院は、本年の給与勧告において、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、官民給与の比較方法の見直しを行い、比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引き上げた。

本委員会においても、人事院と同様の観点から、本年の公民給与の比較方法について、比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に見直すことが適当であると判断した。

(2) 比較の方法

本委員会は、上記の「令和7年千葉市職員給与等実態調査」及び「令和7年職種別民間給与実態調査」により、本市職員及び民間従業員の本年4月分の給与額を精確に把握した。

その上で、本市職員にあっては事務・技術関係職種、民間従業員にあってはこれに相当する職種の者について、給与決定に重要な影響を与える要素である責任の度合(役職)、学歴、年齢を同じくする者をグループ化

してそれぞれ平均給与額を算出し、その結果を本市職員の人員構成で加重平均することによって全体としての公民の給与較差を算出する、いわゆるラスパイレス方式により較差を算出した。この際の、本市職員と民間従業員の役職の対応関係は、第6表のとおりである。

この方式は、一般的と考えられる給与決定要素（責任の度合（役職）、学歴、年齢）の条件を合致させて同種・同等の者同士の給与を比較するものであり、条件の違いを一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より実態に則した比較をすることができることから、人事院や本委員会以外の人事委員会においても広く採用されており、公務員と民間の給与比較の方法として定着しているところである。

〔＜参考＞職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式） 参照〕

第6表 本市職員の給与と民間給与の比較における対応関係

行政職給料表		企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所
8級	局長	支店長 工場長	
8級 7級	局長以外 部長、区長	部長	
7級	参事 技監	部次長	支店長、工場長 部長
6級	課長	課長	部次長
5級	課長補佐	課長代理	課長
4級	主査	係長	課長代理
3級	主任主事 主任技師	主任	係長
2級 1級	主事 技師	係員	主任 係員

（3）比較の結果

上記の方式により、本市職員と民間従業員の給与額を精密に比較した結果、第7表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を2.91%（12,060円）下回っていることが明らかとなった。

第7表 本市職員の給与と民間給与との較差

(職員の平均年齢 42.9歳、平均経験年数 19.3年)

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 $\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$ ((A) - (B))
426,564 円	414,504 円	2.91% (12,060 円)

- (注) 1 本市職員にあっては事務・技術関係職種（保育士等を除く。）、民間従業員にあってはこれに相当する職種の者である。
- 2 民間、本市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
- 3 民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
- きまって支給する給与 … 基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、時間外手当等名称のいかんを問わず月毎に支給されるすべての給与
- 時間外手当 … 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当、特殊作業手当（実績に応じて支給されるものに限る。）等
- 4 職員給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（基礎額）、管理職手当の合計額である。
- 5 比較対象企業規模を100人以上とする見直しを行わなかった場合の較差は、2.74%（11,371円）である。

<「事務・技術関係職種」について>

民間給与との比較における「事務・技術関係職種」とは、本市の行政職給料表適用職員のうち、消防職員、専門的職種の職員及び新規学卒の職員を除いた職員（下図の網掛け部分が該当）である。

これは、本報告の参考資料第1表の行政職（一般）とは範囲が異なり、また、第7表の職員給与（B）は、民間従業員と給与決定要素（責任の度合（役職）、学歴、年齢）の条件が合致した職員のための平均であるため、参考資料第1表の平均給与月額と第7表の職員給与（B）は一致しない。

行政職給料表適用職員		
行政（消防）	行政（一般）	
消防職員	専門的職種 保育士 看護師 栄養士 保健師 介護福祉士 ・ ・	事務・技術関係職種
	新 規 学 卒 者	

4 国家公務員等との給与比較

総務省の令和6年地方公務員給与実態調査によると、令和6年4月における国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員の学歴別・経験年数別の俸給（給料）月額を、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は100.5（指定都市平均99.8）であった。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国では3.6%上昇し、千葉市においては2.9%上昇している。

また、同局の家計調査における本年4月の千葉市における二人以上の世帯の消費支出は、1世帯当たり365,504円（世帯人員2.81人、世帯主の年齢62.7歳）となっている。〔参考資料第13表 参照〕

6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、職員の給与について報告し、併せて給与の改定について勧告するとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

その概要は、次のとおりである。

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し

- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充

- 職務・職責に合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

- 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や激しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
 - 【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
 - 【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年度を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特勤勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

● **支給月数の改定**【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特勤勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

む す び

1 給与の改定

本市職員の給与改定に関する基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

これらの諸条件を総合的に勘案した結果、本市職員の給与について所要の改定を行う必要があると認める。

給与改定に当たっては、行政職給料表適用職員（消防職員を除く。以下同じ。）の給与を、本市職員の給与と民間給与との較差を基に改定するとともに、消防職員及び他の給料表適用職員の給与についても、行政職給料表適用職員の給与との均衡を考慮して改定する必要がある。

月例給の改定については、公民の給与較差や民間の給与制度との比較に基づくものとしては、基本的な給与である給料月額及び管理職手当を、それ以外には初任給調整手当及び通勤手当を、それぞれ引き上げる必要がある。

期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合に基づき、支給月数を引き上げる必要がある。

改定の具体的な内容は、次のとおりである。

（１）給料

職員の給与と民間給与との比較を行っている行政職給料表については、民間との均衡を図るため引上げ改定を行う必要がある。

改定に当たっては、本年の公民較差の率を踏まえ、行政職給料表について、平均3.1%引き上げることとする。具体的には、民間における初任給の動向や人材確保が課題となっていること等を踏まえ、上級試験（大学卒業程度）に係る初任給について12,000円、初級試験（高校卒業程度）に係る初任給について12,300円、それぞれ引き上げる。

これを踏まえて、概ね30歳台後半までの職員が在職する号給に重点を置いた改定を行うとともに、そこから改定額を逡減させる形を基本としつつ、適切な号給の間差が得られるように調整して、給料表全体の引上げ改定を行う。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、所要の改定を行う。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

（２）管理職手当

管理職手当の月額については、受給する職員の職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で定めることとされている。給与制度の総合的見直しによる給料表の切替え並びに平成27年及び28年の給料表の引下げ改定に伴い、管理職手当の月額を引き下げた一部の職務の級において、今回の給料表の改定により、最高号給の給料月額が引上げとなるため、当該職務の級における管理職手当の月額を一部引き上げることとし、本年４月に遡及して実施する。

（３）初任給調整手当

医師の処遇を確保する観点から、医師及び歯科医師に対して支給する初任給調整手当について、人事院勧告の内容及び医療職給料表（１）の改定状況を踏まえた引上げ改定を行い、本年４月に遡及して実施する。

（４）通勤手当

自動車等の使用者に係る通勤手当について、人事院は、民間の支給状況等を踏まえ、現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」までの距離区分について、200円から7,100円までの幅で引上げ改定を行い、令和７年４月に遡及して実施することとした。

本市においても、民間の支給状況及び人事院勧告の内容を考慮し、同距離区分の通勤手当の引上げ改定を行い、本年４月に遡及して実施する。

（５）期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年８月から本年７月までの１年間に於ける民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況及び人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、令和８年度以降については、６月期及び12月期における期末手当及び勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員の期末手当についても、上記の改定を踏まえ支給月数を引き上げる。

(6) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）等
ア 給料表及び給与制度

人事院においては、職務や職責をより重視した俸給体系等を整備することとし、俸給構成を抜本的に見直したところである。

本市においても、人事院勧告に準じて以下のような改正を行う。

(ア) 行政職給料表

3級から6級までについては、各級の初号近辺の号給を削除し、これらの級の初号の給料月額を引き上げることとする。

3級については、他の級との給料月額の重なりが多いことから、職務給の原則を一層推進するため、最高号給近辺の号給を削除することとする。

7級及び8級については、各級の初号の給料月額を引き上げつつ上下の隣接する職務の級間の給料月額の重なりを解消し、昇格メリットも拡大することによって、上位の級に昇格することに伴い現在よりも大きく給与が上昇する仕組みとし、号給を大きくくり化することで、昇給することによる大きな給与上昇を確保する。

また、既に7級及び8級に在職している職員は、直前に受けていた給料月額と同額又は直近上位の額の新たな号給に切り替えることを基本としつつ、拡大後の昇格メリットと同額の効果を受けられるよう所要の調整を講ずることとする。

なお、昇給については、勤務成績優秀者に限り行うこととする。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に、上記に相当する見直しを行う。

(ウ) 在級期間の見直し

人事院においては、採用の種類や年次にとらわれない職務・職責を基準とした給与制度・運用が重要であるとし、これに見合った給与処遇の確保を引き続き推進していくため、昇格における在級期間に係る制度を廃止することとしている。

本市においても、職務・職責に見合った給与処遇の確保は重要であると考えられることから、昇格における在級期間の取扱いについて研究する必要がある。

イ 地域手当

人事院においては、地域の民間賃金の状況を国家公務員の給与に適切に反映させるよう、支給地域等の見直しを行った。また、現在市町村ごとに設定している級地区分について都道府県を基本に見直しを行う一方で、地域の中核を担っているような都市においては、個別の級地区分を設定した。

その結果、本市地域における国家公務員の地域手当支給割合は、現在の15%から12%へと変更となった。

地方公務員の給与制度は、国家公務員の給与制度に準拠することが基本であることから、本市職員（医師及び歯科医師である職員を除く。）の地域手当の支給割合について、段階的に12%に変更することとする。

ウ その他の月例手当等

（ア）扶養手当

人事院は、民間企業や公務の配偶者に係る手当の減少傾向が継続していることや、国全体として少子化対策が推進されていること等を踏まえ、配偶者に係る手当を廃止し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げることとした。

本市においても、社会と公務の変化を踏まえるとともに、国家公務員の給与制度に準拠することが基本であることを鑑みて、人事院勧告に準じて、同様の見直しを行う必要がある。

なお、見直しに当たっては、手当を受給者している職員への影響を鑑みて、所要の経過措置を講ずることとする。

（イ）通勤手当

人事院は、昨年の勧告において、ライフスタイルが多様化する中で、新幹線等の利用も含めた長距離の通勤をする職員の経済的負担を軽減することが、人材の確保や異動の円滑化、離職防止に資することから、支給限度額を引き上げるとともに新幹線鉄道等の特別急行列車に係る通勤手当の支給要件を見直した。また、本年の勧告において、自動車等使用者に対する通勤手当について、令和7年の「職種別民間給与実態調査」の結果を踏まえて、上限距離の引上げ等を行った。

本市においても、民間の支給状況及び人事院勧告の内容を考慮するとともに、有為・有能な人材の確保やライフスタイルの多様化

に合わせるため、通勤手当の支給限度額の引上げ及び特別急行列車等に係る支給要件の見直し並びに自動車等使用者に対する通勤手当の上限距離の引上げ及び距離区分の新設を実施することとする。

なお、月途中に採用された職員等の通勤手当の支給については、本市においても実施する必要があることから、任命権者において適切な時期に所要の措置を講じられたい。

また、本年の人事院勧告における駐車場等利用に対する通勤手当については、本市の実情等を勘案しながら、引き続き研究していく必要がある。

(ウ) 単身赴任手当

人事院は、近年の人材確保の困難性の高まりや採用志望者の年齢の幅の広がりにより、採用時から単身赴任を余儀なくされる職員が生じていることから、人材確保にも資するよう、単身赴任手当の支給要件の見直しを行った。

本市においても、有為・有能な人材を確保するため、人事院勧告に準じて見直しを行うこととする。

(エ) 管理職員特別勤務手当

人事院は、管理職員が災害への対処など他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を相当程度行う実態があり、管理職員の負担感がこれまで以上に大きくなっていることを鑑みて、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大し、午後10時から午前5時までとした。

本市においても、人事院勧告に準じて支給対象となる時間帯を拡大することとする。

エ 特別給

(ア) 勤勉手当の成績率等

人事院は、勤勉手当について、特に高い業績を挙げた者に対してより高い水準の処遇が可能になるよう、「特に優秀」の成績区分の成績率の上限を引き上げることとした。

本市においては、国家公務員の制度及び運用状況や本市の実情等を踏まえて、任命権者において引き続き研究を行われたい。

(イ) 交流採用に係る在職期間等の取扱いの見直し

人事院は、交流採用された職員及び研究休職から復職した職員について、採用前に民間企業に雇用されていた期間を期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間に通算することとした。

本市においては、本市の人事交流の実情等を踏まえて、任命権者において研究を行われたい。

(ウ) 特定任期付職員のボーナス制度

人事院は、能力・実績に基づく人事管理を進めるため、特定任期付職員に対して、勤務成績を適時のタイミングで給与に反映し、支給額のメリハリを柔軟につけることができるよう、特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給することとした。

本市においても、人事院勧告に準じて、期末手当と勤務成績に応じて支給される勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止することとする。

オ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

人事院は、定年前再任用短時間勤務職員等の前身となる再任用制度導入時に想定されていなかった人事運用の変化に応じて、住居手当等を支給することとした。

本市においても、人事院勧告に準じて、定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当を支給することとする。

カ 実施時期

上記(6)のア～オの改定は、令和8年4月1日から実施する必要がある。

キ 経過措置

アの給料表の適用に伴い、新たな給料表の給料月額が、令和8年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、職員の生活への影響を考慮し、当面の間、経過措置として、給料月額のほか、その差額を給料として支給することとする。

また、イの地域手当、ウ(ア)の扶養手当については、手当を受給している職員への影響を考慮した経過措置を講ずることとする。

- (7) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う対応

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「改正法」という。）が、令和7年6月11日に成立し、同月18日に公布された。

改正法においては、学校における働き方改革の更なる加速化に向けて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会に対して、当該教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画の策定、当該計画の実施状況の公表等が盛り込まれたほか、教員の処遇改善を図るため、教職調整額の基準となる額の段階的な引き上げ等を実施することとされた。また、国においては、教育環境整備として、この改正法に合わせて、管理職の本給等についても、見直しを図ることとしている。

教育委員会におかれては、これらの改正法施行等に伴う対応について、国の状況を注視しつつ、必要な条例や規則の改正等を適切に実施されたい。

2 人事・給与制度及びその他の勤務条件

- (1) 市政運営の原動力としての人材の確保

行政課題が複雑化・多様化する中で、市役所組織を持続可能なものにするためには、市政運営の原動力となる有為・有能な人材を確保・育成することが不可欠である。官民間問わず厳しい人材獲得競争が続いていることから、今まで以上に効果的な採用活動に取り組むとともに、採用した人材が成長・活躍できるような取組みを進める必要がある。

ア 人材確保

今日の行政課題は高度に複雑化・多様化しており、これらの課題に的確に対応できる有為・有能な人材が求められている。その一方で、労働市場では官民間問わず人材獲得競争がますます激化していることに加え、公務員として働く魅力ややりがい、働き方の現状等が十分に伝わっておらず、就職先として公務員を選択しない状況もみられる。これは本市においても例外ではなく、近年は採用試験の受験者数の減少傾向が続いている。本委員会としては、有為・有能な人材を採用するためには一定数以上の受験者を確保していく必要があると考えており、こうした状況に強い危機感を持っている。

そこで、採用試験においては、今年度の取組みとして、上級技術職

を対象に、民間企業でも多く使われている選考ツールであるSPI-3を活用した先行実施枠を新設し、これまでよりも約2か月半早い時期に最終合格発表を行った。加えて、既存の試験区分では一部の職種で第一次試験の教養試験を廃止したほか、受験可能年齢の上限を引き上げるなど、受験者の負担軽減や受験機会の拡大を図り、より多くの受験者の確保に向けて取り組んできたところである。

また、募集活動においては、本市で働くことの魅力ややりがいをより効果的に伝えるため、幅広い対象に周知する機会とより深く知ってもらう機会の双方が必要と捉え、採用説明会については参加者の利便性を考慮し全面オンラインで開催したほか、対面で実施する企画として本市職員と受験予定者が座談会形式で交流するイベントを行った。

今後もオンライン型のイベントやホームページ・SNSの充実などインターネットを活用した情報発信と、本市職員と受験予定者が直接交流できる座談会や職場見学会など対面による情報発信を効果的に組み合わせ、本市で働くことの魅力ややりがいについて、より一層のPRに努めていく。また、採用試験においては、受験者の確保のため、受験者の負担軽減と併せ、求める人材を確保できる試験内容になっているかの検証が必要である。加えて、今後も見込まれる厳しい採用情勢を鑑み、新規学卒者だけでなく、民間企業等経験者の採用や今年度から任命権者で開始した千葉市キャリア・リターン制度（いわゆるアルムナイ採用）といった、中途採用による人材確保など、試験内容とともに採用ルートを含む試験制度のあり方について、引き続き、任命権者と連携しながら検討を進めていく。

イ 人材育成

（ア）千葉市人材育成・活用アクションプラン

現在「千葉市人材育成・活用基本方針」に基づく「第1次千葉市人材育成・活用アクションプラン」に沿って、各取組みを推進しているところであり、個々の「人材」の能力を最大限に引き出し、伸ばし、活かすため、人事評価を通じて職員の能力・適性等を的確に把握し、配置や育成に活用してもらいたい。

また、令和7年度は、上記アクションプランの最終年度である。近年、民間企業では一人ひとりの従業員を重要な資本と捉え、その価値を最大限に引き出すことで、中長期的な企業価値向上につなげる「人的資本経営」への関心が高まっているが、公務においても、

人材育成・活用面で有用な視点であると考えられるため、任命権者においては、新たなアクションプランの策定にあたり、このような考え方を取り入れながら、さらに充実したものとなるよう、検討を進められたい。

(イ) きめ細かな研修等

新規学卒者の獲得競争が激しくなる中で、市役所組織を持続可能なものとするために、民間企業等経験者の採用は、人材確保の有効な手段の一つである。これらの職員がこれまで培ってきた職務経験を生かして、自らの能力を最大限に発揮するとともに、公務職場にスムーズに適応できるよう、研修の充実を図られたい。

また、女性職員や障害のある職員、高齢層の職員等、多様な人材が持てる力を発揮し活躍する必要がある、これらの職員に対するきめ細かな研修やリスキリング、業務経験の場の確保等が必要になる。

一方、近年の若年層の職員は、対面でのコミュニケーションに苦手意識を持つ傾向が見られるほか、自身の成長やキャリア形成に対する高い意欲があるとされる。こうした若年層の職員の傾向を踏まえた納得感及び満足度の高い人事・研修制度を検討する必要がある。また、管理職と若年層の職員の間では、仕事に対する意識のギャップもあるとされていることから、研修等を通じて管理職に対しても若年層の職員に対する育成手法等に関する知識やスキルの向上を図られたい。

さらに、近年では、管理職への昇格が職務・職責の重さやその処遇等から忌避される傾向があり、本市でも管理職への昇格の前提となる主査級への昇格意欲が低い状況である。職員の昇格意欲を高めるため、本委員会としても職務給の原則を徹底し職務・職責に応じた給与制度となるよう検討を進めていくが、任命権者においては、研修の充実等昇任に向けた不安を解消し、モチベーションを向上させるための取組みを進められたい。

(ウ) D X の推進

D X の推進やA I の活用は、職員の負担軽減や効率的な行政運営を推進するために有効な手段の一つであると考えられ、職員一人ひとりが日々の業務において、より応用的な技能を高めていく必要がある。市役所全体で、業務プロセス改革やD Xを推進してい

くためにも、任命権者においては、職員の自主的な行動に任せるだけでなく、国や他団体の取組みを参考に、本市におけるデジタルリテラシーの向上やデジタル人材の確保・育成に関する具体的な取組みを検討されたい。

(エ) 人事管理におけるデジタル化

これらの人材育成に関する諸課題に対応し、職員個人の状況を細かく把握し人事管理に生かすためには、職員の経験や保有スキル、キャリアに関する意向等をデータ化し、スキルマップやタレントマネジメントシステムのようなツールに蓄積して活用することが重要であり、任命権者においては、これらのツールについて調査・研究を進められたい。

ウ 人材活躍

(ア) 女性管理職登用率及び障害者雇用率

本市の令和7年度の女性管理職登用率は24.8%、主査級に占める比率は32.3%であり、障害者雇用率は市長部局等において2.96%、教育委員会において2.22%となっている。障害者雇用率については、令和8年7月から、更に法定雇用率が引き上げられる予定である。任命権者においては、引き続き、女性管理職登用率及び障害者雇用率の向上に努められたい。

(イ) 多様な職員の活躍

複雑化・多様化するとともに増大する行政課題に対応するためには、組織の意思決定の場において、女性職員や障害のある職員、高齢層の職員等、多様な人材が参画するとともに、業務遂行の過程において、これらの職員が第一線で活躍する必要がある。

女性職員の活躍について、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画として、「千葉市職員子育て支援・女性活躍推進計画～エンパワーメントプラン～」を、令和7年度から令和11年度までを計画期間として策定し、家庭生活との両立が出来る働き方や職場の支援の充実、昇格に対して自信が持てる職務経験を積むことができる異動等、人事上の支援策を進めていくとされている。

障害のある職員の活躍についても、「千葉市障害者活躍推進プラン（第2期）」を、令和7年度から令和11年度までを計画期間とし

て策定し、障害のある職員が、それぞれの障害特性や個性に応じて、能力を十分発揮して働き続けられるよう、障害のある職員本人及び所属長等周囲の職員双方からの相談体制の整備や障害のある職員が配置された各所属へのプッシュ型支援等を行うとされており、これらの取組みを着実に進められたい。

また、高齢層は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすく、またその処遇等に起因してモチベーションが低下しやすいと言われている。高齢層の職員の心身の特徴を踏まえた健康支援を検討するとともに、本人の意欲や適性に応じた人員配置の工夫等の対策を講じられたい。

そして、これらの多様な事情を抱えた職員が活躍するためには、長時間労働を前提としない働き方が必要になることから、任命権者においては、業務の効率化を進められたい。

(ウ) 給与制度

職員が意欲をもって職務に取り組み活躍していくためには、その役割や活躍に報いる給与の処遇が必要であることから、昨年の人事院勧告における、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」を踏まえた給与制度の整備について、適切に対応していく必要がある。

(2) 誰もが働きやすい職場環境の整備

職員が安心し、やりがいを持って働ける職場環境を整備することは、公務能率や公務職場の魅力を向上させ、多様で有為な人材確保につながるるとともに、職員の離職防止にもつながることから、職員一人ひとりの個性と能力が尊重され、自分らしく働ける職場環境を整備する必要がある。

ア 長時間労働の是正

(ア) 長時間労働の状況

本市の令和6年度の時間外勤務の状況については、全庁平均は15.8時間であり近年では減少傾向にあるものの、月100時間以上の時間外勤務等、時間外勤務の上限規制における特例業務に該当するような長時間労働を行った職員の割合は約7%となっており、一定数存在している。また、他律的業務職場については、令和7年

度で全体の7割以上の職場が指定されている。

また、本市の令和6年度における教職員の勤務時間を除く在校等時間（以下「時間外在校等時間」という。）の月平均は37時間となっており、近年は減少傾向にあるものの、個人別では時間外在校等時間が月80時間超であった教職員の割合は2.9%となっており、一定数存在している。

（イ）長時間労働の是正に向けて

Well-beingの実現にとって、職員の健康管理はその基盤となるものであり、休息や生活の時間を確保するためにも、長時間労働の是正に取り組む必要がある。

任命権者においては、公務能率を向上するための業務プロセス改革やDXの推進、事務事業の見直しといった業務効率化を進めるとともに、業務量に応じた柔軟・適切な人員配置に努める等、本市全体として、長時間労働の是正に向けた対策に取り組まれない。また、時間外勤務の上限規制について、他律的職場の指定に関しては限定的なものとなるよう適切に運用するとともに、特例業務に関しては要因の整理と分析・検証を行い、その原因への対策を講じられたい。

教育委員会においては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴って、学校における働き方改革の一層の推進が求められていることから、上記の取組みのほか、「学校における働き方改革プラン」に従って、取組みを進めるとともに、今後の国の動向を注視しながら、引き続き学校に勤務する教職員の時間外在校等時間の縮減を進められたい。

本委員会としても、労働基準監督機関として、長時間労働の是正に向けて適切に対応していく。

（ウ）職員の健康管理

やむを得ず長時間労働を行った場合は、時間外勤務時間の状況に応じて産業医等との面接を適切に行うことで、その職員の心身の負担状況を把握し、必要な配慮をすることが求められる。

任命権者においては、対象者が産業医等との面接の確実な実施につながるよう丁寧に勧奨する等、引き続き職員の健康管理に努められたい。

また、勤務間インターバルの確保について、現状の勤務実態の把握を行うとともに、他自治体の事例を参考に、本市の実情を踏まえ、検討を進められたい。

イ 多様で柔軟な働き方

(ア) 柔軟な働き方の推進

現在、新たに策定した「千葉市職員子育て支援・女性活躍推進計画～エンパワーメントプラン～」に従い、育児や介護、病気治療、不妊治療等、個々の職員の事情に応じて全ての職員が活躍できる職場づくりを進めているところであり、任命権者においては、これら個々の職員の事情を尊重した柔軟な働き方を選択できるようにするとともに、週休3日制を可能とするフレックスタイム制度や在宅勤務時の手当制度についても、他自治体の事例を参考に、本市の実情を踏まえ、検討を進められたい。

(イ) 休暇・休業を取得しやすい環境づくり

男性職員の育児休業の取得者割合は62.3%であり、そのうち半分程度の職員が1か月以上の育児休業を取得しており、本市においては男性職員の育児休業取得が浸透してきたと考えられるところであるが、一方で同僚の職員への負担が生じている状況や代替職員の確保が難しい職域では取得が難しいという状況が見られる。

また、介護について、介護休暇の取得実績は横ばい傾向であるが、特別休暇の短期介護休暇の取得実績は増えており、潜在的な介護休暇のニーズは増えていると考えられる。

任命権者においては、代替職員の配置等、休暇・休業等を取得しやすくするための職場環境づくりに、引き続き努められたい。

(ウ) 育児や介護に関する情報提供等

民間企業を対象にした、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法が改正され、個別周知や意向確認等が義務化された。

本市においても、育児や介護等様々な事情を抱えた職員の両立支援のため、制度の個別の周知や意向確認等を適切に行うとともに、両立が難しくなるような事態に直面する前後において、私生活面も含めた助言を行う等の支援についても検討されたい。

ウ 福利厚生

近年の学生は、就職先を決める際に、「福利厚生制度が充実しているか」を重視する傾向が見られる。

そのような中で、公務職場で働く魅力を高めるためにも、また、職員の公務能率を向上させるためにも、任命権者においては、民間企業の事例等も参考にしながら、市民理解が得られるような職員の福利厚生制度のあり方を検討されたい。

また、学生からは、公務員の福利厚生制度に関する情報が少ないという意見もあることから、本委員会としても、任命権者と協力しながら、効果的な周知方法について検討していく。

エ ワーク・エンゲージメント

職員の満足度を高めるためには、休暇等の勤務条件を整備し、多様で柔軟な働き方を実現するだけではなく、ワーク・エンゲージメントを高めていくことが重要である。特に、近年の若年層においては、「自らが成長できるか」を重視する等、仕事に対する意識の変化が見られることから、採用した人材が本市に定着し成長していくような取り組みが必要である。

また、目指す方向性や重視する価値をミッション・ビジョン・バリュー（MVV）として定め、これに沿った職員の行動を組織としてどのように引き出し、職員個人の業績や組織としての成果と結び付けていくかを考えることは、ワーク・エンゲージメントの向上に有効な手法と考えられる。

このような中、国家公務員においては、令和7年3月の人事行政諮問会議の最終報告において、職員が仕事をするに当たって判断のよりどころとなるよう「国家公務員行動規範」の策定を求め、本年5月に人事院において策定したところである。

任命権者においては、これらを参考にしつつ、職員の自律的かつ主体的なキャリア形成の意欲に応えられる人事制度や人事考課制度、研修、MVVの策定について、調査・研究を進められたい。

オ ハラスメント対策

ハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を傷つけ、職員の能力発揮を妨げるものであるとともに、職場環境を悪化させ、円滑な公務運営に支障を来し、公務への信用の失墜を招くおそれがあることから、引き続き、全ての職場においてハラスメント防止対策を徹底すること

が必要である。

(ア) ハラスメントの現状

ハラスメント苦情相談のうち、パワー・ハラスメントに関する相談が全体の約9割を占めている状況であることから、研修等を通じ、職位にかかわらず、パワー・ハラスメントについての正しい理解やハラスメントを未然に防ぐための行動を学ぶことが重要である。

また、ハラスメントを防ぐためには風通しの良い職場環境づくりが有効であることから、ハラスメントを意識するあまり、職員同士のコミュニケーションが希薄となることのないように、積極的な対話を意識した適度なコミュニケーションも大切である。

一方で、パワー・ハラスメントに関する相談の中には、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導も含まれていることがあると考えられる。

任命権者においては、適正な業務指示や指導を受けた際は、真摯に受け止め業務に当たることが重要である旨の周知を検討するとともに、部下への指導、コミュニケーションの取り方について悩む上司・管理職に対し、ハラスメントに留意した指導方法や風通しの良い職場環境づくりに関する研修・周知や支援について検討されたい。

(イ) カスタマー・ハラスメント対策

近年では、労働者への安全配慮の観点から、顧客等からの暴行や脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（いわゆるカスタマー・ハラスメント）への対策も求められているところである。

総務省の調査によると、地方公共団体において、過去3年間にカスタマー・ハラスメントを受けた経験がある職員は全体で35.0%であり、民間企業の3倍に当たる。本市でも、職員にアンケート調査を実施したところであり、それによると39.1%の職員が市民等から著しい迷惑行為を受けたことがあると回答している。

本市においても、カスタマー・ハラスメントに対して組織的に対応する必要があることから、任命権者において、ガイドラインを作成することや職員への意識啓発、担当部署を設けるなど、他自治体や民間企業等の取組みを参考に、検討を進められたい。

カ 健康経営・メンタルヘルス

(ア) 健康経営

健康経営は、プレゼンティーズムの改善・生産性の向上につながるとともに、職員のW e l l - b e i n g の向上に資するものであり、これを実現するための職場環境の整備は任命権者の重要な責務である。

今年度から、職員の健康づくりのため、全庁的な取り組みとして局長等により所属職員が身体活動量の増加に取り組む「健康づくり宣言」を開始したところであるが、引き続き組織的な取り組みを推進する必要がある。

また、近年では、医療技術の発達に伴い、以前では職場復帰が困難であった疾病から、復帰できる者が増えてきていると言われていたが、一方でそのような職員はフルタイムでの勤務が難しい状況にあることも多い。

任命権者においては、疾病のある職員等様々な事情を抱える職員が健康的に働き続けられるよう、疾病予防への支援策や無給の休暇等を含めた環境づくりについて、国や他団体の状況を参考に、調査・研究を進められたい。

(イ) メンタルヘルス

高度に複雑化・多様化する行政課題に対応していくためには、職員一人ひとりが十分に能力を発揮できるよう、心身ともに健康であることが重要である。

現在、「第2次千葉市職員のためのこころの健康づくり計画」を、令和7年度から令和11年度までを計画期間として策定し、若手職員を対象としたメンタル支援の推進やワーク・エンゲージメントの向上に関する事業を新規施策として位置づけて、取り組みを進めている。

これに加え、職員一人ひとりが組織に愛着を持ち、心からやりがいを感じて仕事に取り組むことができる職場環境を整備することで、ワーク・エンゲージメントを向上させることが、メンタルヘルス対策において、重要であると考えられる。

また、メンタルヘルスにおいても、女性職員や障害のある職員、高齢層の職員、育児や介護を行う職員、若年層の職員、管理職等様々な事情を抱える職員のそれぞれの立場に合わせたきめ細かな配慮が重要であると考えられる。

任命権者においては、研修や相談制度等について、より積極的に周知するとともに、ストレスチェックの結果を踏まえ、職員が健康に働き続けられるような職場となるよう取組みを進められたい。

（３）市民に信頼される組織の実現

公務員倫理については、本委員会としてもこれまで、その重要性について繰り返し言及してきたところであるが、多くの職員が日々職務に精励している一方で、依然として市民からの信頼を大きく損なう不祥事が発生していることは誠に遺憾である。

職員の不祥事の発生防止に取り組むことは、市民からの信頼につながり、職員が仕事に対して誇りややりがいを持てるようになることから、ワーク・エンゲージメントの向上にも寄与するものである。

任命権者においては、市民に信頼される組織を実現するためにも、引き続き研修や指導、実効性のある取組み、職員の倫理意識の向上等といった職員の不祥事の発生の防止に取り組まれたい。併せて、職員のワーク・エンゲージメントを高めるとともに、ライフスタイルを充実させられるよう、先述の取組みを推進し、不祥事につながる行為を思いとどまらせるような土台を整えられたい。

サービス管理者においては、引き続き、サービス管理推進員と連携し、研修・啓発による意識付け等を行い、職員のコンプライアンス意識の醸成を行われたい。

管理監督者においては、不祥事を起こした者が、その要因として仕事のストレスを訴えるケースがあることから、ストレスチェックの集団分析結果を活用するとともに職員とのコミュニケーションを図り、日ごろから心身の不調の把握や風通しが良く不祥事の起きにくい職場環境づくりに取り組まれたい。

国家公務員では、令和７年３月の人事行政諮問会議の最終報告において、人的資本の価値を最大化するためには、組織と職員の業務遂行双方における目的や方向性が一致することが不可欠であり、職員が仕事をするに当たって判断のよりどころとなり、自身の仕事を意義付け、国民からの信頼の下に円滑な公務運営を行えるよう、国家公務員に共通して求められる行動を明確にすることとして、「国家公務員行動規範」を定めるよう提言がなされ、人事院は本年５月に当該規範を策定したところである。これまで、公務員については、サービス規律など多数の禁止事項が定められるのみであったが、積極的にとるべき行動について言語化を行ったものである。

任命権者においては、組織パフォーマンス及び職員のワーク・エンゲージメントを向上させるとともに、不祥事の予防に資するよう、「行動規範」やM V Vの策定に向けた調査・研究を行われたい。

3 給与勧告制度の意義・役割

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、民間準拠により公務員給与を決定する仕組みは、市民から支持される納得性の高い給与水準を保障し、人材の確保及び労使関係の安定等を通じて行政運営の安定に寄与するものとする。

本委員会としては、地域の民間給与を的確に反映させた給与勧告を行うとともに、勧告内容の充実に努め、職員の給与について、市民の理解と納得をより一層得られるよう、職員の人事・給与の専門的機関としての責任を果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、今後とも、給与勧告制度の意義・役割を十分認識して対処されることを要望する。

< 参考 >

給与決定に関する諸原則

地方公務員法に定める給与決定の原則には次のようなものがある。

① 情勢適応の原則（第14条第1項）

地方公共団体は、職員の勤務条件が社会一般の情勢（国全体の社会、労働、経済等の状況や、それぞれの地方公共団体の地域的事情等）に適応するような措置を講じなくてはならない。

② 職務給の原則（第24条第1項）

職員の給与は職務と責任に応ずるもの、すなわち、地方公共団体に対する貢献度に応じて決定されなければならない。

③ 均衡の原則（第24条第2項）

職員の給与は、民間企業の賃金や国及び他の地方公共団体の公務員の給与等を考慮して定めなければならない。

④ 条例主義（第24条第5項）

職員の給与は議会の議決に基づく条例によって定めなければならない。

○ 地方公務員法（抜粋）

（情勢適応の原則）

第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 で述べた報告に基づき、次の措置をとられるよう勧告する。

1 令和 7 年 4 月の民間給与との比較に基づく給与改定

(1) 給料

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 管理職手当

行政職給料表の適用を受ける職員に対する支給月額を 131,800 円とすること。

(3) 初任給調整手当

医療職給料表（1）の適用を受ける職員に対する支給月額の限度を 231,300 円とすること。

(4) 通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当について、現行の「10km 以上 15km 未満」から「60km 以上」までの距離区分の支給額を、人事院勧告に準じて引上げ改定を行うこと。

(5) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和 7 年 12 月期の支給割合

（ア）下記（イ）及び（ウ）以外の職員

12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.275 月分（特定管理職員にあっては 1.075 月分）とし、12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（特定管理職員にあっては 1.275 月分）とすること。

（イ）定年前再任用短時間勤務職員

12 月に支給される期末手当の支給割合を 0.725 月分（特定管理職員にあっては 0.625 月分）とし、12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.525 月分（特定管理職員にあっては 0.625 月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

(ア) 下記(イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分(特定管理職員にあつてはそれぞれ1.0625月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分(特定管理職員にあつてはそれぞれ1.2625月分)とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7125月分(特定管理職員にあつてはそれぞれ0.6125月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分(特定管理職員にあつてはそれぞれ0.6125月分)とすること。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等

(1) 給料

ア 給料表

1の(1)による改定後の給料表を別記第2のとおり改定すること。
新給料表への切替えは、別記第3の切替要領によること。

イ 昇給制度

行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する職員の昇給は、千葉市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第5条第5項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて決定するものとする。

(2) 地域手当

ア 医師及び歯科医師である職員以外の職員については、国家公務員における改正に準じて、地域手当の支給割合を100分の12とすること。

イ 地域手当の支給割合の改正その他地域手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

(3) 扶養手当

ア 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第10条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

イ 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

(4) 通勤手当

ア 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

イ 特別急行列車等に係る通勤手当の支給要件のうち、対象とする特別急行列車等の利用を、通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

ウ 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員であって任用の事情等を考慮して必要と認める職員に対し、特別急行列車等に係る通勤手当を支給すること。

エ 自動車等使用者に対する通勤手当について、人事院勧告に準じて、上限を「100km 以上」とし、「60km 以上」の部分について5km 刻みで新たな距離区分を設け、それぞれの区分に応じた額を支給すること。

(5) 単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

(6) 管理職員特別勤務手当

給与条例第19条の5第1項に規定する管理監督職員等が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(7) 特定任期付職員の特別給

ア 勤勉手当を支給すること。

イ 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とすること。

ウ 6月及び12月に支給される勤勉手当の総額は、それぞれ、任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の88.75を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

エ 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

(8) 定年前再任用短時間勤務職員の手当

定年前再任用短時間勤務職員に対し、給与条例第11条の4の規定による住居手当を支給すること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。

ただし、1の(5)のイについては令和7年12月1日から、1の(5)のイ、2並びに3の(2)のイ及びウについては令和8年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 地域手当の支給割合等の特例措置

地域手当の支給割合については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間においては100分の14とし、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間においては100分の13とすること。

イ 扶養手当の月額等の特例措置

(ア) 令和 8 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日までの間においては、給与条例第10条第 1 項に規定する行政職給料表 8 級職員等及び同条第 3 項に規定する行政職給料表 7 級職員等以外のものには、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までの間においては同手当の月額は4,500円とし、令和 9 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日までの間においては2,500円とすること。

(イ) 令和 8 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第10条第 4 項の規定により加算される前の額）について、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までの間においては 1 人につき11,000円とし、令和 9 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日までの間においては 1 人につき12,000円とすること。

ウ 当面の間における差額の支給

(ア) 前記 2 による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、当面の間、その差額を給料として支給すること。

(イ) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（(ア)の職員を除く。）について、(ア)による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、(ア)に準じて給料を支給すること。

(ウ) 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して (ア) 又は (イ) による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、(ア) 又は (イ) に準じて給料を支給すること。

エ その他所要の措置

ア、イ及びウに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第 1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	179,400	215,600	252,200	279,300	308,600	346,400	394,900	463,600
	2	180,700	217,700	253,100	280,500	310,400	348,800	398,300	466,500
	3	182,000	219,800	254,000	281,700	312,200	351,200	401,700	469,400
	4	183,300	221,900	254,900	282,900	314,000	353,600	405,100	472,300
	5	184,400	223,700	255,700	284,000	315,800	355,800	408,200	475,200
	6	185,900	225,400	256,500	285,500	318,000	358,100	411,400	478,100
	7	187,400	227,100	257,300	287,000	320,200	360,400	414,600	481,000
	8	188,900	228,800	258,100	288,500	322,400	362,700	417,800	483,900
	9	190,400	230,300	258,900	289,700	324,400	364,900	421,000	486,700
	10	192,200	231,500	260,100	291,500	326,700	367,300	424,200	489,100
	11	194,000	232,700	261,300	293,300	329,000	369,700	427,400	491,500
	12	195,800	233,900	262,500	295,100	331,300	372,100	430,600	493,900
	13	197,500	234,800	263,700	296,700	333,300	374,500	433,700	496,000
	14	198,500	235,700	264,900	298,500	335,600	376,800	436,700	497,900
	15	199,500	236,600	266,100	300,300	337,900	379,100	439,700	499,800
	16	200,500	237,500	267,300	302,100	340,200	381,400	442,700	501,700
	17	201,300	238,200	268,500	303,800	342,400	383,600	445,400	503,500
	18	202,500	239,000	269,700	305,800	344,600	386,000	448,400	504,800
	19	203,700	239,800	270,900	307,800	346,800	388,400	451,400	506,100
	20	204,900	240,600	272,100	309,800	349,000	390,800	454,400	507,400
	21	205,900	241,300	273,300	311,500	350,900	392,900	457,100	508,700
	22	207,000	242,100	274,600	313,600	353,000	395,200	459,600	509,700
	23	208,100	242,900	275,900	315,700	355,100	397,500	462,100	510,700
	24	209,200	243,700	277,200	317,800	357,200	399,800	464,600	511,700
	25	210,200	244,200	278,400	319,700	359,000	402,000	466,900	512,700
	26	211,600	245,000	279,800	321,800	361,300	404,100	469,400	513,700
	27	213,000	245,800	281,200	323,900	363,600	406,200	471,900	514,700
	28	214,400	246,600	282,600	326,000	365,900	408,300	474,400	515,700
	29	215,700	247,200	283,800	327,900	368,200	410,200	476,600	516,400
	30	216,900	248,000	285,300	330,000	370,600	412,200	479,000	517,300
	31	218,100	248,800	286,800	332,100	373,000	414,200	481,400	518,200
	32	219,300	249,600	288,300	334,200	375,400	416,200	483,800	519,100
	33	220,500	250,400	289,800	336,300	377,700	418,000	485,900	520,000
	34	221,600	251,400	291,400	338,500	380,100	419,800	487,600	520,700
	35	222,700	252,400	293,000	340,700	382,500	421,600	489,300	521,400
	36	223,800	253,400	294,600	342,900	384,900	423,400	491,000	522,100
	37	224,900	254,100	296,000	345,000	387,000	425,000	492,600	522,600
	38	225,900	255,000	297,600	347,100	388,800	426,300	494,200	523,100
	39	226,900	255,900	299,200	349,200	390,600	427,600	495,800	523,600
	40	227,900	256,800	300,800	351,300	392,400	428,900	497,400	524,100
	41	228,900	257,600	302,400	353,400	393,900	430,000	498,800	524,400
	42	229,700	258,600	304,300	355,300	395,500	431,100	499,800	524,900
	43	230,500	259,600	306,200	357,200	397,100	432,200	500,800	525,400
	44	231,300	260,600	308,100	359,100	398,700	433,300	501,800	525,900

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	231, 900	261, 400	309, 700	360, 700	400, 000	434, 400	502, 500	526, 300
	46	232, 700	262, 600	311, 500	362, 600	401, 400	435, 300	503, 500	526, 900
	47	233, 500	263, 800	313, 300	364, 500	402, 800	436, 200	504, 500	527, 500
	48	234, 300	265, 000	315, 100	366, 400	404, 200	437, 100	505, 500	528, 100
	49	234, 800	266, 100	316, 800	368, 000	405, 300	437, 800	506, 300	528, 500
	50	235, 600	267, 300	318, 700	369, 600	406, 500	438, 500	507, 200	529, 000
	51	236, 400	268, 500	320, 600	371, 200	407, 700	439, 200	508, 100	529, 500
	52	237, 200	269, 700	322, 500	372, 800	408, 900	439, 900	509, 000	530, 000
	53	238, 000	270, 800	324, 200	374, 300	410, 100	440, 600	509, 600	530, 500
	54	238, 700	272, 100	326, 000	376, 000	411, 000	441, 200	510, 200	531, 100
	55	239, 400	273, 400	327, 800	377, 700	411, 900	441, 800	510, 800	531, 700
	56	240, 100	274, 700	329, 600	379, 400	412, 800	442, 400	511, 400	532, 300
	57	240, 500	275, 900	331, 300	381, 100	413, 700	442, 800	511, 700	532, 700
	58	241, 200	277, 000	333, 100	382, 700	414, 600	443, 300	512, 200	533, 200
	59	241, 900	278, 100	334, 900	384, 300	415, 500	443, 800	512, 700	533, 700
	60	242, 600	279, 200	336, 700	385, 900	416, 400	444, 300	513, 200	534, 200
	61	243, 100	280, 000	338, 400	387, 200	417, 000	444, 600	513, 700	534, 600
	62	243, 700	281, 200	340, 200	388, 700	417, 600	445, 100		
	63	244, 300	282, 400	342, 000	390, 200	418, 200	445, 600		
	64	244, 900	283, 600	343, 800	391, 700	418, 800	446, 100		
	65	245, 200	284, 700	345, 400	392, 900	419, 400	446, 600		
	66	245, 700	285, 900	347, 100	394, 100	419, 900	447, 200		
	67	246, 200	287, 100	348, 800	395, 300	420, 400	447, 800		
	68	246, 700	288, 300	350, 500	396, 500	420, 900	448, 400		
	69	247, 200	289, 500	352, 000	397, 600	421, 200	448, 700		
	70	247, 700	290, 800	353, 600	398, 600	421, 600	449, 300		
	71	248, 200	292, 100	355, 200	399, 600	422, 000	449, 900		
	72	248, 700	293, 400	356, 800	400, 600	422, 400	450, 500		
	73	249, 200	294, 500	358, 400	401, 500	422, 700	450, 800		
	74	249, 700	295, 700	359, 800	402, 300	423, 100	451, 300		
	75	250, 200	296, 900	361, 200	403, 100	423, 500	451, 800		
	76	250, 700	298, 100	362, 600	403, 900	423, 900	452, 300		
	77	251, 200	299, 300	363, 900	404, 700	424, 300	452, 600		
	78	251, 700	300, 500	365, 100	405, 400	424, 800	453, 100		
	79	252, 200	301, 700	366, 300	406, 100	425, 300	453, 600		
	80	252, 700	302, 900	367, 500	406, 800	425, 800	454, 100		
	81	253, 200	304, 000	368, 500	407, 400	426, 100	454, 600		
	82		305, 300	369, 600	408, 000	426, 600	455, 000		
	83		306, 600	370, 700	408, 600	427, 100	455, 400		
	84		307, 900	371, 800	409, 200	427, 600	455, 800		
	85		308, 900	372, 600	409, 700	428, 100	455, 900		
	86			373, 400	410, 200	428, 300	456, 400		
	87			374, 200	410, 700	428, 500	456, 900		
	88			375, 000	411, 200	428, 700	457, 400		
	89			375, 500	411, 700	428, 900	457, 900		
	90			376, 100	412, 200	429, 100	458, 400		
	91			376, 700	412, 700	429, 300	458, 900		
	92			377, 300	413, 200	429, 500	459, 400		

	93			377,600	413,500	429,600	459,800		
	94			378,000	414,000				
	95			378,400	414,500				
	96			378,800	415,000				
	97			379,200	415,200				
	98			379,500	415,500				
	99			379,800	415,800				
	100			380,100	416,100				
	101			380,400	416,300				
	102			380,600	416,600				
	103			380,800	416,900				
	104			381,000	417,200				
	105			381,200	417,300				
	106			381,500	417,600				
	107			381,800	417,900				
	108			382,100	418,100				
	109			382,300	418,200				
	110			382,600					
	111			382,900					
	112			383,200					
	113			383,500					
	114			383,900					
	115			384,300					
	116			384,700					
	117			384,800					
	118			385,200					
	119			385,600					
	120			386,000					
	121			386,400					
	122			386,600					
	123			386,800					
	124			387,000					
	125			387,100					
	126			387,300					
	127			387,500					
	128			387,700					
	129			387,900					
定年前再任用 短時間勤務 職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		193,500	220,100	247,200	279,100	293,800	311,300	371,100	416,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（会計年度任用職員等及び技能労務職員を除く。）に適用する。

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	211,000	233,400	304,500	331,000	423,500
	2	214,300	235,400	306,500	333,400	424,900
	3	217,600	237,400	308,500	335,800	426,300
	4	220,900	239,400	310,500	338,200	427,700
	5	224,000	241,400	312,500	340,500	428,800
	6	225,600	243,500	314,400	342,700	430,200
	7	227,200	245,600	316,300	344,900	431,600
	8	228,800	247,700	318,200	347,100	433,000
	9	230,400	249,800	319,900	349,000	434,300
	10	232,100	252,500	322,000	351,200	435,600
	11	233,800	255,200	324,100	353,400	436,900
	12	235,500	257,900	326,200	355,600	438,200
	13	237,000	260,400	328,200	357,700	439,300
	14	238,800	262,000	329,900	359,000	440,700
	15	240,600	263,600	331,600	360,300	442,100
	16	242,400	265,200	333,300	361,600	443,500
	17	244,100	266,700	334,700	362,900	444,700
	18	247,100	268,400	336,600	364,700	446,000
	19	250,100	270,100	338,500	366,500	447,300
	20	253,100	271,800	340,400	368,300	448,600
	21	255,800	273,200	342,300	370,000	449,600
	22	258,000	274,700	344,200	371,400	450,900
	23	260,200	276,200	346,100	372,800	452,200
	24	262,400	277,700	348,000	374,200	453,500
	25	264,600	278,900	349,600	375,500	454,700
	26	265,700	280,400	351,400	376,800	455,900
	27	266,800	281,900	353,200	378,100	457,100
	28	267,900	283,400	355,000	379,400	458,300
	29	268,800	284,700	356,700	380,500	459,200
	30	270,100	286,500	358,000	381,500	460,100
	31	271,400	288,300	359,300	382,500	461,000
	32	272,700	290,100	360,600	383,500	461,900
	33	274,000	291,600	361,600	384,500	462,600
	34	275,300	293,400	363,100	385,700	463,100
	35	276,600	295,200	364,600	386,900	463,600
	36	277,900	297,000	366,100	388,100	464,100
	37	279,000	298,500	367,400	389,000	464,600
	38	280,100	300,200	368,700	390,100	465,100
	39	281,200	301,900	370,000	391,200	465,600
	40	282,300	303,600	371,300	392,300	466,100
	41	283,400	305,100	372,400	393,400	466,600
	42	284,600	306,700	373,800	394,600	467,200
	43	285,800	308,300	375,200	395,800	467,800
	44	287,000	309,900	376,600	397,000	468,400

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	288, 100	311, 500	378, 000	397, 900	468, 700
	46	289, 200	313, 000	379, 100	399, 000	469, 200
	47	290, 300	314, 500	380, 200	400, 100	469, 700
	48	291, 400	316, 000	381, 300	401, 200	470, 200
	49	292, 400	317, 400	382, 400	402, 200	470, 700
	50	293, 300	319, 000	383, 400	403, 500	
	51	294, 200	320, 600	384, 400	404, 800	
	52	295, 100	322, 200	385, 400	406, 100	
	53	295, 800	323, 700	386, 400	407, 200	
	54	296, 900	325, 300	387, 600	408, 400	
	55	298, 000	326, 900	388, 800	409, 600	
	56	299, 100	328, 500	390, 000	410, 800	
	57	300, 100	330, 000	391, 000	411, 800	
	58	301, 300	331, 900	392, 200	413, 000	
	59	302, 500	333, 800	393, 400	414, 200	
	60	303, 700	335, 700	394, 600	415, 400	
	61	304, 700	337, 400	395, 500	416, 500	
	62	305, 400	339, 300	396, 500	417, 500	
	63	306, 100	341, 200	397, 500	418, 500	
	64	306, 800	343, 100	398, 500	419, 500	
	65	307, 200	344, 700	399, 500	420, 400	
	66	308, 300	346, 100	400, 600	421, 600	
	67	309, 400	347, 500	401, 700	422, 800	
	68	310, 500	348, 900	402, 800	424, 000	
	69	311, 500	350, 200	403, 700	425, 200	
	70	312, 400	351, 700	404, 800	426, 300	
	71	313, 300	353, 200	405, 900	427, 400	
	72	314, 200	354, 700	407, 000	428, 500	
	73	314, 800	356, 000	407, 800	429, 400	
	74	315, 800	357, 500	408, 900	430, 100	
	75	316, 800	359, 000	410, 000	430, 800	
	76	317, 800	360, 500	411, 100	431, 500	
	77	318, 500	361, 800	411, 900	431, 900	
	78	319, 300	363, 200	413, 000	432, 300	
	79	320, 100	364, 600	414, 100	432, 700	
	80	320, 900	366, 000	415, 200	433, 100	
	81	321, 600	367, 200	416, 200	433, 300	
	82	322, 300	368, 600	417, 000	433, 700	
	83	323, 000	370, 000	417, 800	434, 100	
	84	323, 700	371, 400	418, 600	434, 500	
	85	324, 100	372, 500	419, 400	434, 900	
	86	324, 700	373, 700	420, 000	435, 200	
	87	325, 300	374, 900	420, 600	435, 500	
	88	325, 900	376, 100	421, 200	435, 800	
	89	326, 300	377, 100	421, 700	435, 900	
	90	326, 700	378, 200	422, 500	436, 200	
	91	327, 100	379, 300	423, 300	436, 500	
	92	327, 500	380, 400	424, 100	436, 700	

93	327, 600	381, 200	424, 700	436, 800
94	328, 100	382, 300	424, 900	437, 100
95	328, 600	383, 400	425, 100	437, 400
96	329, 100	384, 500	425, 300	437, 700
97	329, 400	385, 400	425, 500	437, 800
98	330, 100	386, 300	425, 700	438, 100
99	330, 800	387, 200	425, 900	438, 400
100	331, 500	388, 100	426, 100	438, 700
101	332, 200	389, 000	426, 200	438, 800
102	332, 500	389, 900	426, 400	
103	332, 800	390, 800	426, 600	
104	333, 100	391, 700	426, 800	
105	333, 400	392, 400	426, 900	
106	333, 700	393, 300	427, 100	
107	334, 000	394, 200	427, 300	
108	334, 300	395, 100	427, 500	
109	334, 400	395, 900	427, 700	
110	334, 600	396, 800		
111	334, 800	397, 700		
112	335, 000	398, 600		
113	335, 200	399, 300		
114	335, 400	400, 200		
115	335, 600	401, 100		
116	335, 800	402, 000		
117	335, 900	402, 800		
118	336, 100	403, 500		
119	336, 300	404, 200		
120	336, 500	404, 900		
121	336, 700	405, 600		
122	337, 000	406, 300		
123	337, 300	407, 000		
124	337, 500	407, 700		
125	337, 600	408, 200		
126	337, 800	408, 800		
127	338, 000	409, 400		
128	338, 200	410, 000		
129	338, 400	410, 600		
130	338, 700	411, 200		
131	339, 000	411, 800		
132	339, 200	412, 400		
133	339, 300	413, 000		
134	339, 600	413, 300		
135	339, 900	413, 600		
136	340, 200	413, 900		
137	340, 300	414, 200		
138	340, 600	414, 500		
139	340, 900	414, 800		
140	341, 100	415, 100		

	141	341, 200	415, 400			
	142	341, 500	415, 700			
	143	341, 800	416, 000			
	144	342, 100	416, 300			
	145	342, 200	416, 500			
	146	342, 500	416, 800			
	147	342, 800	417, 100			
	148	343, 100	417, 400			
	149	343, 200	417, 500			
	150	343, 500	417, 800			
	151	343, 800	418, 100			
	152	344, 100	418, 400			
	153	344, 200	418, 500			
	154	344, 500	418, 800			
	155	344, 800	419, 100			
	156	345, 100	419, 400			
	157	345, 200	419, 500			
	158	345, 500	419, 700			
	159	345, 800	419, 900			
	160	346, 100	420, 100			
	161	346, 200	420, 300			
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料月額 円 241, 400	基準給料月額 円 285, 000	基準給料月額 円 311, 100	基準給料月額 円 338, 900	基準給料月額 円 420, 700

備考

- 1 この表は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7, 500円を加算した額とする。

医療職給料表（１）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	343,500	401,800	425,300	519,800
	2	346,100	405,700	429,000	521,800
	3	348,700	409,600	432,700	523,800
	4	351,300	413,500	436,400	525,800
	5	353,700	417,200	440,000	527,700
	6	356,300	421,100	443,600	529,700
	7	358,900	425,000	447,200	531,700
	8	361,500	428,900	450,800	533,700
	9	364,000	432,700	454,100	535,600
	10	366,900	436,100	457,600	537,500
	11	369,800	439,500	461,100	539,400
	12	372,700	442,900	464,600	541,300
	13	375,600	446,200	467,900	543,100
	14	378,700	449,100	471,200	545,200
	15	381,800	452,000	474,500	547,300
	16	384,900	454,900	477,800	549,400
	17	387,900	457,700	480,800	551,300
	18	390,700	460,600	483,100	553,000
	19	393,500	463,500	485,400	554,700
	20	396,300	466,400	487,700	556,400
	21	399,100	469,000	489,900	558,000
	22	402,100	471,300	492,100	559,700
	23	405,100	473,600	494,300	561,400
	24	408,100	475,900	496,500	563,100
	25	410,800	478,000	498,400	564,600
	26	413,700	479,400	500,700	566,000
	27	416,600	480,800	503,000	567,400
	28	419,500	482,200	505,300	568,800
	29	422,200	483,500	507,500	570,100
	30	425,100	485,000	509,400	571,600
	31	428,000	486,500	511,300	573,100
	32	430,900	488,000	513,200	574,600
	33	433,600	489,500	514,900	576,100
	34	436,400	491,100	517,100	577,500
	35	439,200	492,700	519,300	578,900
	36	442,000	494,300	521,500	580,300
	37	444,700	495,700	523,400	581,500
	38	447,300	497,400	525,100	582,700
	39	449,900	499,100	526,800	583,900
	40	452,500	500,800	528,500	585,100
	41	455,100	502,300	530,200	586,000
	42	457,700	504,000	531,900	587,100
	43	460,300	505,700	533,600	588,200
	44	462,900	507,400	535,300	589,300

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	465,500	509,000	536,900	590,200
	46	467,000	510,200	538,600	591,200
	47	468,500	511,400	540,300	592,200
	48	470,000	512,600	542,000	593,200
	49	471,300	513,600	543,500	594,200
	50	472,700	514,200	545,000	595,200
	51	474,100	514,800	546,500	596,200
	52	475,500	515,400	548,000	597,200
	53	476,700	516,000	549,400	597,900
	54	478,000	516,600	550,300	598,700
	55	479,300	517,200	551,200	599,500
	56	480,600	517,800	552,100	600,300
	57	481,900	518,300	552,700	600,900
	58	483,400	518,900	553,900	601,400
	59	484,900	519,500	555,100	601,900
	60	486,400	520,100	556,300	602,400
	61	487,900	520,500	557,500	602,700
	62	489,400	521,100	559,000	603,200
	63	490,900	521,700	560,500	603,700
	64	492,400	522,300	562,000	604,200
	65	493,600	522,900	563,500	604,500
	66	494,400	523,600	564,500	605,000
	67	495,200	524,300	565,500	605,500
	68	496,000	525,000	566,500	606,000
	69	496,800	525,700	567,300	606,200
	70	497,700	526,200	568,400	606,600
	71	498,600	526,700	569,500	607,000
	72	499,500	527,200	570,600	607,400
	73	500,200	527,500	571,400	607,700
	74	500,900	528,000	572,600	608,000
	75	501,600	528,500	573,800	608,300
	76	502,300	529,000	575,000	608,600
	77	502,900	529,400	575,900	608,900
	78	503,200	530,100	576,800	609,300
	79	503,500	530,800	577,700	609,700
	80	503,800	531,500	578,600	610,100
	81	503,900	532,000	579,300	610,400
	82		532,800	580,200	610,700
	83		533,600	581,100	611,000
	84		534,400	582,000	611,300
	85		534,900	582,700	611,600
	86		535,800	583,100	
	87		536,700	583,500	
	88		537,600	583,900	
	89		538,200	584,100	
	90			584,500	
	91			584,900	
	92			585,300	

	93			585,600	
	94			586,000	
	95			586,400	
	96			586,800	
	97			587,000	
	98			587,400	
	99			587,800	
	100			588,200	
	101			588,500	
	102			588,900	
	103			589,300	
	104			589,700	
	105			589,800	
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 円 312,000	基準給料月額 円 358,500	基準給料月額 円 397,600	基準給料月額 円 461,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（２）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	186,900	226,200	260,900	291,900	348,300	387,000
	2	190,100	227,700	261,600	293,700	350,600	389,400
	3	193,300	229,200	262,300	295,500	352,900	391,800
	4	196,500	230,700	263,000	297,300	355,200	394,200
	5	199,500	232,200	263,500	298,900	357,500	396,400
	6	201,000	233,800	264,300	300,600	359,800	398,600
	7	202,500	235,400	265,100	302,300	362,100	400,800
	8	204,000	237,000	265,900	304,000	364,400	403,000
	9	205,300	238,300	266,500	305,400	366,400	405,000
	10	206,700	239,000	267,300	307,200	368,700	407,300
	11	208,100	239,700	268,100	309,000	371,000	409,600
	12	209,500	240,400	268,900	310,800	373,300	411,900
	13	210,900	241,100	269,600	312,600	375,500	413,900
	14	212,600	242,200	270,600	314,400	377,800	416,100
	15	214,300	243,300	271,600	316,200	380,100	418,300
	16	216,000	244,400	272,600	318,000	382,400	420,500
	17	217,400	245,500	273,500	319,500	384,600	422,400
	18	219,000	246,200	274,900	321,700	387,100	424,200
	19	220,600	246,900	276,300	323,900	389,600	426,000
	20	222,200	247,600	277,700	326,100	392,100	427,800
	21	223,800	248,200	279,000	328,000	394,400	429,600
	22	225,100	249,000	280,900	330,300	396,800	431,100
	23	226,400	249,800	282,800	332,600	399,200	432,600
	24	227,700	250,600	284,700	334,900	401,600	434,100
	25	229,000	251,200	286,500	337,200	403,700	435,300
	26	230,000	252,100	288,200	339,500	405,900	436,400
	27	231,000	253,000	289,900	341,800	408,100	437,500
	28	232,000	253,900	291,600	344,100	410,300	438,600
	29	232,800	254,500	293,100	346,300	412,400	439,400
	30	233,900	255,300	295,000	348,500	414,200	440,300
	31	235,000	256,100	296,900	350,700	416,000	441,200
	32	236,100	256,900	298,800	352,900	417,800	442,100
	33	237,000	257,400	300,400	354,800	419,600	442,700
	34	237,900	258,300	302,600	357,100	421,000	443,500
	35	238,800	259,200	304,800	359,400	422,400	444,300
	36	239,700	260,100	307,000	361,700	423,800	445,100
	37	240,600	260,700	308,900	363,900	425,200	445,900
	38	241,500	261,500	310,700	366,300	426,200	446,600
	39	242,400	262,300	312,500	368,700	427,200	447,300
	40	243,300	263,100	314,300	371,100	428,200	448,000
	41	244,100	263,600	316,100	373,500	429,000	448,400
	42	245,000	264,300	318,100	375,900	429,800	448,900
	43	245,900	265,000	320,100	378,300	430,600	449,400
	44	246,800	265,700	322,100	380,700	431,400	449,900

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	247, 700	266, 100	323, 900	383, 100	432, 200	450, 200
	46	248, 500	266, 900	325, 800	385, 400	433, 000	450, 900
	47	249, 300	267, 700	327, 700	387, 700	433, 800	451, 600
	48	250, 100	268, 500	329, 600	390, 000	434, 600	452, 300
	49	250, 600	269, 300	331, 500	392, 300	435, 300	453, 000
	50	251, 400	270, 200	333, 400	394, 500	436, 100	453, 400
	51	252, 200	271, 100	335, 300	396, 700	436, 900	453, 800
	52	253, 000	272, 000	337, 200	398, 900	437, 700	454, 200
	53	253, 800	272, 800	339, 000	401, 000	438, 300	454, 300
	54	254, 500	273, 900	340, 800	402, 700	439, 000	454, 700
	55	255, 200	275, 000	342, 600	404, 400	439, 700	455, 100
	56	255, 900	276, 100	344, 400	406, 100	440, 400	455, 500
	57	256, 400	277, 000	345, 900	407, 800	441, 000	455, 600
	58	257, 100	278, 100	347, 300	409, 000	441, 600	455, 800
	59	257, 800	279, 200	348, 700	410, 200	442, 200	456, 000
	60	258, 500	280, 300	350, 100	411, 400	442, 800	456, 200
	61	259, 000	281, 200	351, 500	412, 600	443, 400	456, 400
	62	259, 700	282, 300	352, 700	413, 600	443, 900	456, 600
	63	260, 400	283, 400	353, 900	414, 600	444, 400	456, 800
	64	261, 100	284, 500	355, 100	415, 600	444, 900	456, 900
	65	261, 600	285, 300	356, 200	416, 300	445, 200	457, 000
	66	262, 400	286, 300	357, 300	417, 300	445, 600	
	67	263, 200	287, 300	358, 400	418, 300	446, 000	
	68	264, 000	288, 300	359, 500	419, 300	446, 400	
	69	264, 700	289, 000	360, 600	420, 200	446, 600	
	70	265, 500	289, 900	361, 500	421, 200	446, 800	
	71	266, 300	290, 800	362, 400	422, 200	447, 000	
	72	267, 100	291, 700	363, 300	423, 200	447, 200	
	73	267, 600	292, 600	364, 200	424, 200	447, 400	
	74	268, 300	293, 500	365, 100	425, 000		
	75	269, 000	294, 400	366, 000	425, 800		
	76	269, 700	295, 300	366, 900	426, 600		
	77	270, 300	296, 000	367, 800	427, 300		
	78	271, 200	296, 700	368, 400	428, 000		
	79	272, 100	297, 400	369, 000	428, 700		
	80	273, 000	298, 100	369, 600	429, 400		
	81	273, 900	298, 800	370, 200	430, 100		
	82	274, 800	299, 300	370, 800	430, 800		
	83	275, 700	299, 800	371, 400	431, 500		
	84	276, 600	300, 300	372, 000	432, 200		
	85	277, 200	300, 800	372, 300	432, 800		
	86	278, 100	301, 200	372, 900	433, 400		
	87	279, 000	301, 600	373, 500	434, 000		
	88	279, 900	302, 000	374, 100	434, 600		
	89	280, 500	302, 200	374, 700	435, 100		
	90	281, 300	302, 500	375, 000	435, 500		
	91	282, 100	302, 800	375, 300	435, 900		
	92	282, 900	303, 100	375, 600	436, 300		

	93	283,600	303,400	375,800	436,500		
	94	284,200	303,700	376,000			
	95	284,800	304,000	376,200			
	96	285,400	304,300	376,400			
	97	285,700	304,600	376,600			
	98	286,100		376,800			
	99	286,500		377,000			
	100	286,900		377,200			
	101	287,300		377,400			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 円 191,000	基準給料月額 円 217,600	基準給料月額 円 247,200	基準給料月額 円 261,000	基準給料月額 円 279,200	基準給料月額 円 293,500

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（３）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	215,700	262,600	285,000	305,800	331,000	361,300
	2	218,300	264,600	285,600	306,500	332,400	363,200
	3	220,900	266,600	286,200	307,200	333,800	365,100
	4	223,500	268,600	286,800	307,900	335,200	367,000
	5	226,100	270,500	287,100	308,500	336,500	368,700
	6	229,500	270,900	287,600	309,700	338,500	371,100
	7	232,900	271,300	288,100	310,900	340,500	373,500
	8	236,300	271,700	288,600	312,100	342,500	375,900
	9	239,600	271,900	289,000	313,000	344,200	378,100
	10	242,400	272,500	290,000	314,400	346,000	380,500
	11	245,200	273,100	291,000	315,800	347,800	382,900
	12	248,000	273,700	292,000	317,200	349,600	385,300
	13	250,700	274,100	292,800	318,500	351,400	387,700
	14	252,100	274,500	293,600	319,800	353,200	390,000
	15	253,500	274,900	294,400	321,100	355,000	392,300
	16	254,900	275,300	295,200	322,400	356,800	394,600
	17	256,000	275,500	296,000	323,500	358,400	396,700
	18	257,200	276,100	296,800	324,800	360,200	398,900
	19	258,400	276,700	297,600	326,100	362,000	401,100
	20	259,600	277,300	298,400	327,400	363,800	403,300
	21	260,600	277,700	299,100	328,600	365,600	405,200
	22	261,700	278,200	300,000	329,700	367,500	407,400
	23	262,800	278,700	300,900	330,800	369,400	409,600
	24	263,900	279,200	301,800	331,900	371,300	411,800
	25	264,700	279,500	302,600	332,900	373,200	413,800
	26	265,500	280,100	303,800	335,100	375,200	415,700
	27	266,300	280,700	305,000	337,300	377,200	417,600
	28	267,100	281,300	306,200	339,500	379,200	419,500
	29	267,900	281,900	307,300	341,500	381,200	421,300
	30	268,600	282,600	308,500	343,200	383,100	423,100
	31	269,300	283,300	309,700	344,900	385,000	424,900
	32	270,000	284,000	310,900	346,600	386,900	426,700
	33	270,600	284,700	312,000	348,300	388,600	428,300
	34	271,400	285,700	313,200	350,000	390,300	429,800
	35	272,200	286,700	314,400	351,700	392,000	431,300
	36	273,000	287,700	315,600	353,400	393,700	432,800
	37	273,700	288,500	316,700	354,800	395,100	434,300
	38	274,100	289,100	318,000	356,400	396,700	435,400
	39	274,500	289,700	319,300	358,000	398,300	436,500
	40	274,900	290,300	320,600	359,600	399,900	437,600
	41	275,300	290,900	321,800	361,100	401,200	438,700
	42	275,700	291,600	322,900	362,700	402,700	439,700
	43	276,100	292,300	324,000	364,300	404,200	440,700
	44	276,500	293,000	325,100	365,900	405,700	441,700

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	276,700	293,500	326,200	367,400	406,900	442,400
	46	277,100	294,500	327,300	369,100	408,300	443,500
	47	277,500	295,500	328,400	370,800	409,700	444,600
	48	277,900	296,500	329,500	372,500	411,100	445,700
	49	278,200	297,200	330,300	374,100	412,400	446,600
	50	278,600	298,200	331,400	375,900	413,700	447,200
	51	279,000	299,200	332,500	377,700	415,000	447,800
	52	279,400	300,200	333,600	379,500	416,300	448,400
	53	279,700	300,900	334,600	381,300	417,400	448,900
	54	279,900	301,900	335,700	383,200	418,800	449,400
	55	280,100	302,900	336,800	385,100	420,200	449,900
	56	280,300	303,900	337,900	387,000	421,600	450,400
	57	280,500	304,900	338,800	388,900	423,000	450,900
	58	280,700	306,100	339,900	390,600	424,200	451,100
	59	280,900	307,300	341,000	392,300	425,400	451,300
	60	281,100	308,500	342,100	394,000	426,600	451,500
	61	281,300	309,500	343,200	395,500	427,800	451,700
	62	281,500	310,700	344,300	397,100	428,700	
	63	281,700	311,900	345,400	398,700	429,600	
	64	281,900	313,100	346,500	400,300	430,500	
	65	282,100	314,300	347,300	401,600	431,100	
	66	282,400	315,500	348,600	403,100	431,700	
	67	282,700	316,700	349,900	404,600	432,300	
	68	283,000	317,900	351,200	406,100	432,900	
	69	283,100	318,900	352,200	407,500	433,300	
	70	283,500	320,000	353,400	408,500	433,600	
	71	283,900	321,100	354,600	409,500	433,900	
	72	284,300	322,200	355,800	410,500	434,200	
	73	284,500	323,200	356,700	411,200	434,300	
	74	285,000	324,100	357,700	412,000	434,600	
	75	285,500	325,000	358,700	412,800	434,900	
	76	286,000	325,900	359,700	413,600	435,200	
	77	286,200	326,600	360,600	414,400	435,300	
	78	286,600	327,300	361,600	415,500		
	79	287,000	328,000	362,600	416,600		
	80	287,400	328,700	363,600	417,700		
	81	287,800	329,400	364,300	418,700		
	82	288,100	329,900	365,200	419,300		
	83	288,400	330,400	366,100	419,900		
	84	288,700	330,900	367,000	420,500		
	85	289,000	331,300	367,700	420,800		
	86	289,300	331,700	368,600	421,300		
	87	289,600	332,100	369,500	421,800		
	88	289,900	332,500	370,400	422,300		
	89	290,100	332,900	371,200	422,800		
	90	290,300	333,400	372,100	423,200		
	91	290,500	333,900	373,000	423,600		
	92	290,700	334,400	373,900	424,000		

	93	290,900	334,900	374,500	424,200		
	94	291,100	335,400	375,500			
	95	291,300	335,900	376,500			
	96	291,500	336,400	377,500			
	97	291,700	336,800	378,400			
	98		337,100	379,200			
	99		337,400	380,000			
	100		337,700	380,800			
	101		338,000	381,400			
	102		338,300	382,100			
	103		338,600	382,800			
	104		338,900	383,500			
	105		339,200	384,000			
	106		339,400	384,600			
	107		339,600	385,200			
	108		339,800	385,800			
	109		340,000	386,200			
	110		340,300	386,800			
	111		340,600	387,400			
	112		340,900	388,000			
	113		341,200	388,300			
	114			388,800			
	115			389,300			
	116			389,800			
	117			390,100			
	118			390,600			
	119			391,100			
	120			391,600			
	121			392,100			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 円 190,500	基準給料月額 円 217,100	基準給料月額 円 247,200	基準給料月額 円 261,000	基準給料月額 円 279,200	基準給料月額 円 293,500

備考 この表は、保健所等に勤務する看護師その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	393,000
2	440,000
3	491,000
4	558,000
5	638,000
6	746,000
7	870,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

別記第 2

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	179,400	215,600	255,700	336,300	342,400	383,600	466,900	523,600
	2	180,700	217,700	256,500	338,500	344,600	386,000	476,600	529,500
	3	182,000	219,800	257,300	340,700	346,800	388,400	485,900	534,600
	4	183,300	221,900	258,100	342,900	349,000	390,800	492,600	539,100
	5	184,400	223,700	258,900	345,000	350,900	392,900	497,400	543,100
	6	185,900	225,400	260,100	347,100	353,000	395,200	501,800	546,600
	7	187,400	227,100	261,300	349,200	355,100	397,500	505,500	549,600
	8	188,900	228,800	262,500	351,300	357,200	399,800	509,000	552,100
	9	190,400	230,300	263,700	353,400	359,000	402,000	511,700	554,100
	10	192,200	231,500	264,900	355,300	361,300	404,100	513,700	
	11	194,000	232,700	266,100	357,200	363,600	406,200		
	12	195,800	233,900	267,300	359,100	365,900	408,300		
	13	197,500	234,800	268,500	360,700	368,200	410,200		
	14	198,500	235,700	269,700	362,600	370,600	412,200		
	15	199,500	236,600	270,900	364,500	373,000	414,200		
	16	200,500	237,500	272,100	366,400	375,400	416,200		
	17	201,300	238,200	273,300	368,000	377,700	418,000		
	18	202,500	239,000	274,600	369,600	380,100	419,800		
	19	203,700	239,800	275,900	371,200	382,500	421,600		
	20	204,900	240,600	277,200	372,800	384,900	423,400		
	21	205,900	241,300	278,400	374,300	387,000	425,000		
	22	207,000	242,100	279,800	376,000	388,800	426,300		
	23	208,100	242,900	281,200	377,700	390,600	427,600		
	24	209,200	243,700	282,600	379,400	392,400	428,900		
	25	210,200	244,200	283,800	381,100	393,900	430,000		
	26	211,600	245,000	285,300	382,700	395,500	431,100		
	27	213,000	245,800	286,800	384,300	397,100	432,200		
	28	214,400	246,600	288,300	385,900	398,700	433,300		
	29	215,700	247,200	289,800	387,200	400,000	434,400		
	30	216,900	248,000	291,400	388,700	401,400	435,300		
	31	218,100	248,800	293,000	390,200	402,800	436,200		
	32	219,300	249,600	294,600	391,700	404,200	437,100		
	33	220,500	250,400	296,000	392,900	405,300	437,800		
	34	221,600	251,400	297,600	394,100	406,500	438,500		
	35	222,700	252,400	299,200	395,300	407,700	439,200		
	36	223,800	253,400	300,800	396,500	408,900	439,900		
	37	224,900	254,100	302,400	397,600	410,100	440,600		
	38	225,900	255,000	304,300	398,600	411,000	441,200		
	39	226,900	255,900	306,200	399,600	411,900	441,800		
	40	227,900	256,800	308,100	400,600	412,800	442,400		
	41	228,900	257,600	309,700	401,500	413,700	442,800		
	42	229,700	258,600	311,500	402,300	414,600	443,300		
	43	230,500	259,600	313,300	403,100	415,500	443,800		
	44	231,300	260,600	315,100	403,900	416,400	444,300		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	231, 900	261, 400	316, 800	404, 700	417, 000	444, 600
	46	232, 700	262, 600	318, 700	405, 400	417, 600	445, 100
	47	233, 500	263, 800	320, 600	406, 100	418, 200	445, 600
	48	234, 300	265, 000	322, 500	406, 800	418, 800	446, 100
	49	234, 800	266, 100	324, 200	407, 400	419, 400	446, 600
	50	235, 600	267, 300	326, 000	408, 000	419, 900	447, 200
	51	236, 400	268, 500	327, 800	408, 600	420, 400	447, 800
	52	237, 200	269, 700	329, 600	409, 200	420, 900	448, 400
	53	238, 000	270, 800	331, 300	409, 700	421, 200	448, 700
	54	238, 700	272, 100	333, 100	410, 200	421, 600	449, 300
	55	239, 400	273, 400	334, 900	410, 700	422, 000	449, 900
	56	240, 100	274, 700	336, 700	411, 200	422, 400	450, 500
	57	240, 500	275, 900	338, 400	411, 700	422, 700	450, 800
	58	241, 200	277, 000	340, 200	412, 200	423, 100	451, 300
	59	241, 900	278, 100	342, 000	412, 700	423, 500	451, 800
	60	242, 600	279, 200	343, 800	413, 200	423, 900	452, 300
	61	243, 100	280, 000	345, 400	413, 500	424, 300	452, 600
	62	243, 700	281, 200	347, 100	414, 000	424, 800	453, 100
	63	244, 300	282, 400	348, 800	414, 500	425, 300	453, 600
	64	244, 900	283, 600	350, 500	415, 000	425, 800	454, 100
	65	245, 200	284, 700	352, 000	415, 200	426, 100	454, 600
	66	245, 700	285, 900	353, 600	415, 500	426, 600	455, 000
	67	246, 200	287, 100	355, 200	415, 800	427, 100	455, 400
	68	246, 700	288, 300	356, 800	416, 100	427, 600	455, 800
	69	247, 200	289, 500	358, 400	416, 300	428, 100	455, 900
	70	247, 700	290, 800	359, 800	416, 600	428, 300	456, 400
	71	248, 200	292, 100	361, 200	416, 900	428, 500	456, 900
	72	248, 700	293, 400	362, 600	417, 200	428, 700	457, 400
	73	249, 200	294, 500	363, 900	417, 300	428, 900	457, 900
	74	249, 700	295, 700	365, 100	417, 600	429, 100	458, 400
	75	250, 200	296, 900	366, 300	417, 900	429, 300	458, 900
	76	250, 700	298, 100	367, 500	418, 100	429, 500	459, 400
	77	251, 200	299, 300	368, 500	418, 200	429, 600	459, 800
	78	251, 700	300, 500	369, 600			
	79	252, 200	301, 700	370, 700			
	80	252, 700	302, 900	371, 800			
	81	253, 200	304, 000	372, 600			
	82		305, 300	373, 400			
	83		306, 600	374, 200			
	84		307, 900	375, 000			
	85		308, 900	375, 500			
	86			376, 100			
	87			376, 700			
	88			377, 300			
	89			377, 600			
	90			378, 000			
	91			378, 400			
	92			378, 800			

	93			379,200					
	94			379,500					
	95			379,800					
	96			380,100					
	97			380,400					
	98			380,600					
	99			380,800					
	100			381,000					
	101			381,200					
	102			381,500					
	103			381,800					
	104			382,100					
	105			382,300					
	106			382,600					
	107			382,900					
	108			383,200					
	109			383,500					
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	193,500	220,100	247,200	279,100	293,800	311,300	371,100	416,900	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（会計年度任用職員等及び技能労務職員を除く。）に適用する。

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	211,000	233,400	328,200	357,700	444,700
	2	214,300	235,400	329,900	359,000	446,000
	3	217,600	237,400	331,600	360,300	447,300
	4	220,900	239,400	333,300	361,600	448,600
	5	224,000	241,400	334,700	362,900	449,600
	6	225,600	243,500	336,600	364,700	450,900
	7	227,200	245,600	338,500	366,500	452,200
	8	228,800	247,700	340,400	368,300	453,500
	9	230,400	249,800	342,300	370,000	454,700
	10	232,100	252,500	344,200	371,400	455,900
	11	233,800	255,200	346,100	372,800	457,100
	12	235,500	257,900	348,000	374,200	458,300
	13	237,000	260,400	349,600	375,500	459,200
	14	238,800	262,000	351,400	376,800	460,100
	15	240,600	263,600	353,200	378,100	461,000
	16	242,400	265,200	355,000	379,400	461,900
	17	244,100	266,700	356,700	380,500	462,600
	18	247,100	268,400	358,000	381,500	463,100
	19	250,100	270,100	359,300	382,500	463,600
	20	253,100	271,800	360,600	383,500	464,100
	21	255,800	273,200	361,600	384,500	464,600
	22	258,000	274,700	363,100	385,700	465,100
	23	260,200	276,200	364,600	386,900	465,600
	24	262,400	277,700	366,100	388,100	466,100
	25	264,600	278,900	367,400	389,000	466,600
	26	265,700	280,400	368,700	390,100	467,200
	27	266,800	281,900	370,000	391,200	467,800
	28	267,900	283,400	371,300	392,300	468,400
	29	268,800	284,700	372,400	393,400	468,700
	30	270,100	286,500	373,800	394,600	469,200
	31	271,400	288,300	375,200	395,800	469,700
	32	272,700	290,100	376,600	397,000	470,200
	33	274,000	291,600	378,000	397,900	470,700
	34	275,300	293,400	379,100	399,000	
	35	276,600	295,200	380,200	400,100	
	36	277,900	297,000	381,300	401,200	
	37	279,000	298,500	382,400	402,200	
	38	280,100	300,200	383,400	403,500	
	39	281,200	301,900	384,400	404,800	
	40	282,300	303,600	385,400	406,100	
	41	283,400	305,100	386,400	407,200	
	42	284,600	306,700	387,600	408,400	
	43	285,800	308,300	388,800	409,600	
	44	287,000	309,900	390,000	410,800	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	288,100	311,500	391,000	411,800
	46	289,200	313,000	392,200	413,000
	47	290,300	314,500	393,400	414,200
	48	291,400	316,000	394,600	415,400
	49	292,400	317,400	395,500	416,500
	50	293,300	319,000	396,500	417,500
	51	294,200	320,600	397,500	418,500
	52	295,100	322,200	398,500	419,500
	53	295,800	323,700	399,500	420,400
	54	296,900	325,300	400,600	421,600
	55	298,000	326,900	401,700	422,800
	56	299,100	328,500	402,800	424,000
	57	300,100	330,000	403,700	425,200
	58	301,300	331,900	404,800	426,300
	59	302,500	333,800	405,900	427,400
	60	303,700	335,700	407,000	428,500
	61	304,700	337,400	407,800	429,400
	62	305,400	339,300	408,900	430,100
	63	306,100	341,200	410,000	430,800
	64	306,800	343,100	411,100	431,500
	65	307,200	344,700	411,900	431,900
	66	308,300	346,100	413,000	432,300
	67	309,400	347,500	414,100	432,700
	68	310,500	348,900	415,200	433,100
	69	311,500	350,200	416,200	433,300
	70	312,400	351,700	417,000	433,700
	71	313,300	353,200	417,800	434,100
	72	314,200	354,700	418,600	434,500
	73	314,800	356,000	419,400	434,900
	74	315,800	357,500	420,000	435,200
	75	316,800	359,000	420,600	435,500
	76	317,800	360,500	421,200	435,800
	77	318,500	361,800	421,700	435,900
	78	319,300	363,200	422,500	436,200
	79	320,100	364,600	423,300	436,500
	80	320,900	366,000	424,100	436,700
	81	321,600	367,200	424,700	436,800
	82	322,300	368,600	424,900	437,100
	83	323,000	370,000	425,100	437,400
	84	323,700	371,400	425,300	437,700
	85	324,100	372,500	425,500	437,800
	86	324,700	373,700	425,700	438,100
	87	325,300	374,900	425,900	438,400
	88	325,900	376,100	426,100	438,700
	89	326,300	377,100	426,200	438,800
	90	326,700	378,200	426,400	
	91	327,100	379,300	426,600	
	92	327,500	380,400	426,800	

93	327, 600	381, 200	426, 900
94	328, 100	382, 300	427, 100
95	328, 600	383, 400	427, 300
96	329, 100	384, 500	427, 500
97	329, 400	385, 400	427, 700
98	330, 100	386, 300	
99	330, 800	387, 200	
100	331, 500	388, 100	
101	332, 200	389, 000	
102	332, 500	389, 900	
103	332, 800	390, 800	
104	333, 100	391, 700	
105	333, 400	392, 400	
106	333, 700	393, 300	
107	334, 000	394, 200	
108	334, 300	395, 100	
109	334, 400	395, 900	
110	334, 600	396, 800	
111	334, 800	397, 700	
112	335, 000	398, 600	
113	335, 200	399, 300	
114	335, 400	400, 200	
115	335, 600	401, 100	
116	335, 800	402, 000	
117	335, 900	402, 800	
118	336, 100	403, 500	
119	336, 300	404, 200	
120	336, 500	404, 900	
121	336, 700	405, 600	
122	337, 000	406, 300	
123	337, 300	407, 000	
124	337, 500	407, 700	
125	337, 600	408, 200	
126	337, 800	408, 800	
127	338, 000	409, 400	
128	338, 200	410, 000	
129	338, 400	410, 600	
130	338, 700	411, 200	
131	339, 000	411, 800	
132	339, 200	412, 400	
133	339, 300	413, 000	
134	339, 600	413, 300	
135	339, 900	413, 600	
136	340, 200	413, 900	
137	340, 300	414, 200	
138	340, 600	414, 500	
139	340, 900	414, 800	
140	341, 100	415, 100	

	141	341, 200	415, 400			
	142	341, 500	415, 700			
	143	341, 800	416, 000			
	144	342, 100	416, 300			
	145	342, 200	416, 500			
	146	342, 500	416, 800			
	147	342, 800	417, 100			
	148	343, 100	417, 400			
	149	343, 200	417, 500			
	150	343, 500	417, 800			
	151	343, 800	418, 100			
	152	344, 100	418, 400			
	153	344, 200	418, 500			
	154	344, 500	418, 800			
	155	344, 800	419, 100			
	156	345, 100	419, 400			
	157	345, 200	419, 500			
	158	345, 500	419, 700			
	159	345, 800	419, 900			
	160	346, 100	420, 100			
	161	346, 200	420, 300			
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料月額 円 241, 400	基準給料月額 円 285, 000	基準給料月額 円 311, 100	基準給料月額 円 338, 900	基準給料月額 円 420, 700

備考

- 1 この表は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

医療職給料表（１）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	343,500	401,800	480,800	593,200
	2	346,100	405,700	483,100	599,500
	3	348,700	409,600	485,400	604,500
	4	351,300	413,500	487,700	609,300
	5	353,700	417,200	489,900	613,300
	6	356,300	421,100	492,100	616,800
	7	358,900	425,000	494,300	619,800
	8	361,500	428,900	496,500	622,300
	9	364,000	432,700	498,400	
	10	366,900	436,100	500,700	
	11	369,800	439,500	503,000	
	12	372,700	442,900	505,300	
	13	375,600	446,200	507,500	
	14	378,700	449,100	509,400	
	15	381,800	452,000	511,300	
	16	384,900	454,900	513,200	
	17	387,900	457,700	514,900	
	18	390,700	460,600	517,100	
	19	393,500	463,500	519,300	
	20	396,300	466,400	521,500	
	21	399,100	469,000	523,400	
	22	402,100	471,300	525,100	
	23	405,100	473,600	526,800	
	24	408,100	475,900	528,500	
	25	410,800	478,000	530,200	
	26	413,700	479,400	531,900	
	27	416,600	480,800	533,600	
	28	419,500	482,200	535,300	
	29	422,200	483,500	536,900	
	30	425,100	485,000	538,600	
	31	428,000	486,500	540,300	
	32	430,900	488,000	542,000	
	33	433,600	489,500	543,500	
	34	436,400	491,100	545,000	
	35	439,200	492,700	546,500	
	36	442,000	494,300	548,000	
	37	444,700	495,700	549,400	
	38	447,300	497,400	550,300	
	39	449,900	499,100	551,200	
	40	452,500	500,800	552,100	
	41	455,100	502,300	552,700	
	42	457,700	504,000	553,900	
	43	460,300	505,700	555,100	
	44	462,900	507,400	556,300	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	465,500	509,000	557,500	
	46	467,000	510,200	559,000	
	47	468,500	511,400	560,500	
	48	470,000	512,600	562,000	
	49	471,300	513,600	563,500	
	50	472,700	514,200	564,500	
	51	474,100	514,800	565,500	
	52	475,500	515,400	566,500	
	53	476,700	516,000	567,300	
	54	478,000	516,600	568,400	
	55	479,300	517,200	569,500	
	56	480,600	517,800	570,600	
	57	481,900	518,300	571,400	
	58	483,400	518,900	572,600	
	59	484,900	519,500	573,800	
	60	486,400	520,100	575,000	
	61	487,900	520,500	575,900	
	62	489,400	521,100	576,800	
	63	490,900	521,700	577,700	
	64	492,400	522,300	578,600	
	65	493,600	522,900	579,300	
	66	494,400	523,600	580,200	
	67	495,200	524,300	581,100	
	68	496,000	525,000	582,000	
	69	496,800	525,700	582,700	
	70	497,700	526,200	583,100	
	71	498,600	526,700	583,500	
	72	499,500	527,200	583,900	
	73	500,200	527,500	584,100	
	74	500,900	528,000	584,500	
	75	501,600	528,500	584,900	
	76	502,300	529,000	585,300	
	77	502,900	529,400	585,600	
	78	503,200	530,100	586,000	
	79	503,500	530,800	586,400	
	80	503,800	531,500	586,800	
	81	503,900	532,000	587,000	
	82		532,800	587,400	
	83		533,600	587,800	
	84		534,400	588,200	
	85		534,900	588,500	
	86		535,800	588,900	
	87		536,700	589,300	
	88		537,600	589,700	
	89		538,200	589,800	
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 円 312,000	基準給料月額 円 358,500	基準給料月額 円 397,600	基準給料月額 円 461,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（２）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	186,900	226,200	260,900	354,800	384,600	422,400
	2	190,100	227,700	261,600	357,100	387,100	424,200
	3	193,300	229,200	262,300	359,400	389,600	426,000
	4	196,500	230,700	263,000	361,700	392,100	427,800
	5	199,500	232,200	263,500	363,900	394,400	429,600
	6	201,000	233,800	264,300	366,300	396,800	431,100
	7	202,500	235,400	265,100	368,700	399,200	432,600
	8	204,000	237,000	265,900	371,100	401,600	434,100
	9	205,300	238,300	266,500	373,500	403,700	435,300
	10	206,700	239,000	267,300	375,900	405,900	436,400
	11	208,100	239,700	268,100	378,300	408,100	437,500
	12	209,500	240,400	268,900	380,700	410,300	438,600
	13	210,900	241,100	269,600	383,100	412,400	439,400
	14	212,600	242,200	270,600	385,400	414,200	440,300
	15	214,300	243,300	271,600	387,700	416,000	441,200
	16	216,000	244,400	272,600	390,000	417,800	442,100
	17	217,400	245,500	273,500	392,300	419,600	442,700
	18	219,000	246,200	274,900	394,500	421,000	443,500
	19	220,600	246,900	276,300	396,700	422,400	444,300
	20	222,200	247,600	277,700	398,900	423,800	445,100
	21	223,800	248,200	279,000	401,000	425,200	445,900
	22	225,100	249,000	280,900	402,700	426,200	446,600
	23	226,400	249,800	282,800	404,400	427,200	447,300
	24	227,700	250,600	284,700	406,100	428,200	448,000
	25	229,000	251,200	286,500	407,800	429,000	448,400
	26	230,000	252,100	288,200	409,000	429,800	448,900
	27	231,000	253,000	289,900	410,200	430,600	449,400
	28	232,000	253,900	291,600	411,400	431,400	449,900
	29	232,800	254,500	293,100	412,600	432,200	450,200
	30	233,900	255,300	295,000	413,600	433,000	450,900
	31	235,000	256,100	296,900	414,600	433,800	451,600
	32	236,100	256,900	298,800	415,600	434,600	452,300
	33	237,000	257,400	300,400	416,300	435,300	453,000
	34	237,900	258,300	302,600	417,300	436,100	453,400
	35	238,800	259,200	304,800	418,300	436,900	453,800
	36	239,700	260,100	307,000	419,300	437,700	454,200
	37	240,600	260,700	308,900	420,200	438,300	454,300
	38	241,500	261,500	310,700	421,200	439,000	454,700
	39	242,400	262,300	312,500	422,200	439,700	455,100
	40	243,300	263,100	314,300	423,200	440,400	455,500
	41	244,100	263,600	316,100	424,200	441,000	455,600
	42	245,000	264,300	318,100	425,000	441,600	455,800
	43	245,900	265,000	320,100	425,800	442,200	456,000
	44	246,800	265,700	322,100	426,600	442,800	456,200

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	247,700	266,100	323,900	427,300	443,400	456,400
	46	248,500	266,900	325,800	428,000	443,900	456,600
	47	249,300	267,700	327,700	428,700	444,400	456,800
	48	250,100	268,500	329,600	429,400	444,900	456,900
	49	250,600	269,300	331,500	430,100	445,200	457,000
	50	251,400	270,200	333,400	430,800	445,600	
	51	252,200	271,100	335,300	431,500	446,000	
	52	253,000	272,000	337,200	432,200	446,400	
	53	253,800	272,800	339,000	432,800	446,600	
	54	254,500	273,900	340,800	433,400	446,800	
	55	255,200	275,000	342,600	434,000	447,000	
	56	255,900	276,100	344,400	434,600	447,200	
	57	256,400	277,000	345,900	435,100	447,400	
	58	257,100	278,100	347,300	435,500		
	59	257,800	279,200	348,700	435,900		
	60	258,500	280,300	350,100	436,300		
	61	259,000	281,200	351,500	436,500		
	62	259,700	282,300	352,700			
	63	260,400	283,400	353,900			
	64	261,100	284,500	355,100			
	65	261,600	285,300	356,200			
	66	262,400	286,300	357,300			
	67	263,200	287,300	358,400			
	68	264,000	288,300	359,500			
	69	264,700	289,000	360,600			
	70	265,500	289,900	361,500			
	71	266,300	290,800	362,400			
	72	267,100	291,700	363,300			
	73	267,600	292,600	364,200			
	74	268,300	293,500	365,100			
	75	269,000	294,400	366,000			
	76	269,700	295,300	366,900			
	77	270,300	296,000	367,800			
	78	271,200	296,700	368,400			
	79	272,100	297,400	369,000			
	80	273,000	298,100	369,600			
	81	273,900	298,800	370,200			
	82	274,800	299,300	370,800			
	83	275,700	299,800	371,400			
	84	276,600	300,300	372,000			
	85	277,200	300,800	372,300			
	86	278,100	301,200	372,900			
	87	279,000	301,600	373,500			
	88	279,900	302,000	374,100			
	89	280,500	302,200	374,700			
	90	281,300	302,500	375,000			
	91	282,100	302,800	375,300			
	92	282,900	303,100	375,600			

	93	283,600	303,400	375,800			
	94	284,200	303,700	376,000			
	95	284,800	304,000	376,200			
	96	285,400	304,300	376,400			
	97	285,700	304,600	376,600			
	98	286,100		376,800			
	99	286,500		377,000			
	100	286,900		377,200			
	101	287,300		377,400			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 円 191,000	基準給料月額 円 217,600	基準給料月額 円 247,200	基準給料月額 円 261,000	基準給料月額 円 279,200	基準給料月額 円 293,500

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（３）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	215,700	262,600	287,100	348,300	358,400	396,700
	2	218,300	264,600	287,600	350,000	360,200	398,900
	3	220,900	266,600	288,100	351,700	362,000	401,100
	4	223,500	268,600	288,600	353,400	363,800	403,300
	5	226,100	270,500	289,000	354,800	365,600	405,200
	6	229,500	270,900	290,000	356,400	367,500	407,400
	7	232,900	271,300	291,000	358,000	369,400	409,600
	8	236,300	271,700	292,000	359,600	371,300	411,800
	9	239,600	271,900	292,800	361,100	373,200	413,800
	10	242,400	272,500	293,600	362,700	375,200	415,700
	11	245,200	273,100	294,400	364,300	377,200	417,600
	12	248,000	273,700	295,200	365,900	379,200	419,500
	13	250,700	274,100	296,000	367,400	381,200	421,300
	14	252,100	274,500	296,800	369,100	383,100	423,100
	15	253,500	274,900	297,600	370,800	385,000	424,900
	16	254,900	275,300	298,400	372,500	386,900	426,700
	17	256,000	275,500	299,100	374,100	388,600	428,300
	18	257,200	276,100	300,000	375,900	390,300	429,800
	19	258,400	276,700	300,900	377,700	392,000	431,300
	20	259,600	277,300	301,800	379,500	393,700	432,800
	21	260,600	277,700	302,600	381,300	395,100	434,300
	22	261,700	278,200	303,800	383,200	396,700	435,400
	23	262,800	278,700	305,000	385,100	398,300	436,500
	24	263,900	279,200	306,200	387,000	399,900	437,600
	25	264,700	279,500	307,300	388,900	401,200	438,700
	26	265,500	280,100	308,500	390,600	402,700	439,700
	27	266,300	280,700	309,700	392,300	404,200	440,700
	28	267,100	281,300	310,900	394,000	405,700	441,700
	29	267,900	281,900	312,000	395,500	406,900	442,400
	30	268,600	282,600	313,200	397,100	408,300	443,500
	31	269,300	283,300	314,400	398,700	409,700	444,600
	32	270,000	284,000	315,600	400,300	411,100	445,700
	33	270,600	284,700	316,700	401,600	412,400	446,600
	34	271,400	285,700	318,000	403,100	413,700	447,200
	35	272,200	286,700	319,300	404,600	415,000	447,800
	36	273,000	287,700	320,600	406,100	416,300	448,400
	37	273,700	288,500	321,800	407,500	417,400	448,900
	38	274,100	289,100	322,900	408,500	418,800	449,400
	39	274,500	289,700	324,000	409,500	420,200	449,900
	40	274,900	290,300	325,100	410,500	421,600	450,400
	41	275,300	290,900	326,200	411,200	423,000	450,900
	42	275,700	291,600	327,300	412,000	424,200	451,100
	43	276,100	292,300	328,400	412,800	425,400	451,300
	44	276,500	293,000	329,500	413,600	426,600	451,500

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	276, 700	293, 500	330, 300	414, 400	427, 800	451, 700
	46	277, 100	294, 500	331, 400	415, 500	428, 700	
	47	277, 500	295, 500	332, 500	416, 600	429, 600	
	48	277, 900	296, 500	333, 600	417, 700	430, 500	
	49	278, 200	297, 200	334, 600	418, 700	431, 100	
	50	278, 600	298, 200	335, 700	419, 300	431, 700	
	51	279, 000	299, 200	336, 800	419, 900	432, 300	
	52	279, 400	300, 200	337, 900	420, 500	432, 900	
	53	279, 700	300, 900	338, 800	420, 800	433, 300	
	54	279, 900	301, 900	339, 900	421, 300	433, 600	
	55	280, 100	302, 900	341, 000	421, 800	433, 900	
	56	280, 300	303, 900	342, 100	422, 300	434, 200	
	57	280, 500	304, 900	343, 200	422, 800	434, 300	
	58	280, 700	306, 100	344, 300	423, 200	434, 600	
	59	280, 900	307, 300	345, 400	423, 600	434, 900	
	60	281, 100	308, 500	346, 500	424, 000	435, 200	
	61	281, 300	309, 500	347, 300	424, 200	435, 300	
	62	281, 500	310, 700	348, 600			
	63	281, 700	311, 900	349, 900			
	64	281, 900	313, 100	351, 200			
	65	282, 100	314, 300	352, 200			
	66	282, 400	315, 500	353, 400			
	67	282, 700	316, 700	354, 600			
	68	283, 000	317, 900	355, 800			
	69	283, 100	318, 900	356, 700			
	70	283, 500	320, 000	357, 700			
	71	283, 900	321, 100	358, 700			
	72	284, 300	322, 200	359, 700			
	73	284, 500	323, 200	360, 600			
	74	285, 000	324, 100	361, 600			
	75	285, 500	325, 000	362, 600			
	76	286, 000	325, 900	363, 600			
	77	286, 200	326, 600	364, 300			
	78	286, 600	327, 300	365, 200			
	79	287, 000	328, 000	366, 100			
	80	287, 400	328, 700	367, 000			
	81	287, 800	329, 400	367, 700			
	82	288, 100	329, 900	368, 600			
	83	288, 400	330, 400	369, 500			
	84	288, 700	330, 900	370, 400			
	85	289, 000	331, 300	371, 200			
	86	289, 300	331, 700	372, 100			
	87	289, 600	332, 100	373, 000			
	88	289, 900	332, 500	373, 900			
	89	290, 100	332, 900	374, 500			
	90	290, 300	333, 400	375, 500			
	91	290, 500	333, 900	376, 500			
	92	290, 700	334, 400	377, 500			

	93	290,900	334,900	378,400			
	94	291,100	335,400	379,200			
	95	291,300	335,900	380,000			
	96	291,500	336,400	380,800			
	97	291,700	336,800	381,400			
	98		337,100	382,100			
	99		337,400	382,800			
	100		337,700	383,500			
	101		338,000	384,000			
	102		338,300	384,600			
	103		338,600	385,200			
	104		338,900	385,800			
	105		339,200	386,200			
	106		339,400	386,800			
	107		339,600	387,400			
	108		339,800	388,000			
	109		340,000	388,300			
	110		340,300	388,800			
	111		340,600	389,300			
	112		340,900	389,800			
	113		341,200	390,100			
	114			390,600			
	115			391,100			
	116			391,600			
	117			392,100			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 円 190,500	基準給料月額 円 217,100	基準給料月額 円 247,200	基準給料月額 円 261,000	基準給料月額 円 279,200	基準給料月額 円 293,500

備考 この表は、保健所等に勤務する看護師その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第3 切替要領

令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級が別表に掲げられているものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて別表に定める号給とする。

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	1	1	1	1	1
11	7	1	1	1	1	1
12	8	1	1	1	1	1
13	9	1	1	1	1	1
14	10	1	1	1	1	1
15	11	1	1	1	1	1
16	12	1	1	1	1	1
17	13	1	1	1	1	1
18	14	1	2	2	1	1
19	15	1	3	3	1	1
20	16	1	4	4	1	1
21	17	1	5	5	1	1
22	18	1	6	6	1	1
23	19	1	7	7	1	1
24	20	1	8	8	1	1
25	21	1	9	9	1	1
26	22	1	10	10	2	1
27	23	1	11	11	2	1
28	24	1	12	12	2	1
29	25	1	13	13	2	1
30	26	1	14	14	3	1
31	27	1	15	15	3	1
32	28	1	16	16	3	1
33	29	1	17	17	3	1
34	30	2	18	18	4	1
35	31	3	19	19	4	1
36	32	4	20	20	4	1
37	33	5	21	21	4	1
38	34	6	22	22	5	1
39	35	7	23	23	5	1
40	36	8	24	24	5	2
41	37	9	25	25	6	2
42	38	10	26	26	6	2
43	39	11	27	27	6	2
44	40	12	28	28	6	2

45	41	13	29	29	7	2
46	42	14	30	30	7	2
47	43	15	31	31	7	2
48	44	16	32	32	7	2
49	45	17	33	33	8	2
50	46	18	34	34	8	2
51	47	19	35	35	8	2
52	48	20	36	36	8	3
53	49	21	37	37	9	3
54	50	22	38	38	9	3
55	51	23	39	39	9	3
56	52	24	40	40	9	3
57	53	25	41	41	9	3
58	54	26	42	42	10	3
59	55	27	43	43	10	3
60	56	28	44	44	10	3
61	57	29	45	45	10	3
62	58	30	46	46		
63	59	31	47	47		
64	60	32	48	48		
65	61	33	49	49		
66	62	34	50	50		
67	63	35	51	51		
68	64	36	52	52		
69	65	37	53	53		
70	66	38	54	54		
71	67	39	55	55		
72	68	40	56	56		
73	69	41	57	57		
74	70	42	58	58		
75	71	43	59	59		
76	72	44	60	60		
77	73	45	61	61		
78	74	46	62	62		
79	75	47	63	63		
80	76	48	64	64		
81	77	49	65	65		
82	78	50	66	66		
83	79	51	67	67		
84	80	52	68	68		
85	81	53	69	69		
86	82	54	70	70		
87	83	55	71	71		
88	84	56	72	72		

89	85	57	73	73		
90	86	58	74	74		
91	87	59	75	75		
92	88	60	76	76		
93	89	61	77	77		
94	90	62				
95	91	63				
96	92	64				
97	93	65				
98	94	66				
99	95	67				
100	96	68				
101	97	69				
102	98	70				
103	99	71				
104	100	72				
105	101	73				
106	102	74				
107	103	75				
108	104	76				
109	105	77				
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	109					
115	109					
116	109					
117	109					
118	109					
119	109					
120	109					
121	109					
122	109					
123	109					
124	109					
125	109					
126	109					
127	109					
128	109					
129	109					

イ 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28

45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	

89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

ウ 医療職（１）給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給	
	３ 級	４ 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	1
19	3	1
20	4	1
21	5	1
22	6	1
23	7	1
24	8	1
25	9	1
26	10	1
27	11	1
28	12	1
29	13	1
30	14	1
31	15	1
32	16	1
33	17	1
34	18	1
35	19	1
36	20	1
37	21	1
38	22	1
39	23	1
40	24	1
41	25	1
42	26	1
43	27	1
44	28	1

45	29	1
46	30	1
47	31	1
48	32	1
49	33	2
50	34	2
51	35	2
52	36	2
53	37	2
54	38	2
55	39	2
56	40	3
57	41	3
58	42	3
59	43	3
60	44	3
61	45	3
62	46	3
63	47	3
64	48	3
65	49	3
66	50	4
67	51	4
68	52	4
69	53	4
70	54	4
71	55	4
72	56	4
73	57	4
74	58	4
75	59	4
76	60	4
77	61	4
78	62	4
79	63	5
80	64	5
81	65	5
82	66	5
83	67	5
84	68	5
85	69	5
86	70	
87	71	
88	72	

89	73	
90	74	
91	75	
92	76	
93	77	
94	78	
95	79	
96	80	
97	81	
98	82	
99	83	
100	84	
101	85	
102	86	
103	87	
104	88	
105	89	

エ 医療職（２）給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	４ 級	５ 級	６ 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	2
19	1	3	3
20	1	4	4
21	1	5	5
22	1	6	6
23	1	7	7
24	1	8	8
25	1	9	9
26	1	10	10
27	1	11	11
28	1	12	12
29	1	13	13
30	1	14	14
31	1	15	15
32	1	16	16
33	1	17	17
34	2	18	18
35	3	19	19
36	4	20	20
37	5	21	21
38	6	22	22
39	7	23	23
40	8	24	24
41	9	25	25
42	10	26	26
43	11	27	27
44	12	28	28

45	13	29	29
46	14	30	30
47	15	31	31
48	16	32	32
49	17	33	33
50	18	34	34
51	19	35	35
52	20	36	36
53	21	37	37
54	22	38	38
55	23	39	39
56	24	40	40
57	25	41	41
58	26	42	42
59	27	43	43
60	28	44	44
61	29	45	45
62	30	46	46
63	31	47	47
64	32	48	48
65	33	49	49
66	34	50	
67	35	51	
68	36	52	
69	37	53	
70	38	54	
71	39	55	
72	40	56	
73	41	57	
74	42		
75	43		
76	44		
77	45		
78	46		
79	47		
80	48		
81	49		
82	50		
83	51		
84	52		
85	53		
86	54		
87	55		
88	56		

89	57		
90	58		
91	59		
92	60		
93	61		

オ 医療職（３）給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	1	1	1
11	7	1	1	1
12	8	1	1	1
13	9	1	1	1
14	10	1	1	1
15	11	1	1	1
16	12	1	1	1
17	13	1	1	1
18	14	1	2	2
19	15	1	3	3
20	16	1	4	4
21	17	1	5	5
22	18	1	6	6
23	19	1	7	7
24	20	1	8	8
25	21	1	9	9
26	22	1	10	10
27	23	1	11	11
28	24	1	12	12
29	25	1	13	13
30	26	1	14	14
31	27	1	15	15
32	28	1	16	16
33	29	1	17	17
34	30	2	18	18
35	31	3	19	19
36	32	4	20	20
37	33	5	21	21
38	34	6	22	22
39	35	7	23	23
40	36	8	24	24
41	37	9	25	25
42	38	10	26	26
43	39	11	27	27
44	40	12	28	28

45	41	13	29	29
46	42	14	30	30
47	43	15	31	31
48	44	16	32	32
49	45	17	33	33
50	46	18	34	34
51	47	19	35	35
52	48	20	36	36
53	49	21	37	37
54	50	22	38	38
55	51	23	39	39
56	52	24	40	40
57	53	25	41	41
58	54	26	42	42
59	55	27	43	43
60	56	28	44	44
61	57	29	45	45
62	58	30	46	
63	59	31	47	
64	60	32	48	
65	61	33	49	
66	62	34	50	
67	63	35	51	
68	64	36	52	
69	65	37	53	
70	66	38	54	
71	67	39	55	
72	68	40	56	
73	69	41	57	
74	70	42	58	
75	71	43	59	
76	72	44	60	
77	73	45	61	
78	74	46		
79	75	47		
80	76	48		
81	77	49		
82	78	50		
83	79	51		
84	80	52		
85	81	53		
86	82	54		
87	83	55		
88	84	56		

89	85	57		
90	86	58		
91	87	59		
92	88	60		
93	89	61		
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			

参 考 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和7年千葉市職員給与等実態調査の概要	87
第1表 職員の給料表別平均給与月額等	88
第2表 給料表別、級別平均給与月額等	90
第3表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員等	92
第4表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員等	118
第5表 職員の扶養手当の支給状況	131
第6表 職員の管理職手当の支給状況	132
第7表 職員の住居手当の支給状況	133
第8表 職員の通勤手当の支給状況	133

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	135
第9表 産業別、企業規模別調査事業所数	138
第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	139
その1 公民給与比較の対象職種	139
1 規模計	139
2 規模 500人以上	142
3 規模 100人以上500人未満	145
4 【参考】規模 100人未満	148
その2 公民給与比較の対象外職種	151
第11表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	153
第12表 民間における通勤手当の支給状況	153
その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況	153
その2 距離段階別定額制における支給月額	153

3 労働経済関係資料

第13表 労働経済指標	156
＜参考＞給与勧告の流れ	158
＜参考＞職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式）	159

1 職員給与関係資料

令和 7 年千葉市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び調査期日

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、令和 7 年 4 月 1 日を調査期日として、職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員を対象とした（技能労務職員及び企業職員については、参考として掲載した。）。ただし、次に掲げる職員は、調査から除外した。

- (1) 臨時的任用職員
- (2) 一般任期付職員
- (3) 会計年度任用職員
- (4) 調査日現在休職中の職員
- (5) 調査日現在育児休業中の職員
- (6) 調査日現在育児短時間勤務をしている職員
- (7) 調査日現在大学院修学休業中の職員
- (8) 調査日現在自己啓発等休業中の職員
- (9) 調査日現在配偶者同行休業中の職員
- (10) 調査日現在在籍専従の許可を受けている職員
- (11) 調査日現在派遣されている職員
- (12) 調査日付けで退職した職員
- (13) 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び千葉市職員の給与に関する条例附則第17項により給料月額を決定される職員

3 職員の分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により以下のとおり分類した。

給 料 表	適 用 職 員
行 政 職 給 料 表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
教 育 職 給 料 表	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員
医 療 職 給 料 表 （ 1 ）	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医 療 職 給 料 表 （ 2 ）	保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員
医 療 職 給 料 表 （ 3 ）	保健所等に勤務する看護師その他の職員
特定任期付職員給料表	特定任期付職員

第 1 表 職員の給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職 (一般)	人 4,764	% 53.9	% 46.1	% 71.9	% 17.9	% 10.2	% 0.0
行政職 (消防)	874	95.5	4.5	41.2	16.9	41.9	0.0
教育職	3,667	49.0	51.0	94.2	5.7	0.1	0.0
医療職(1)	5	80.0	20.0	100.0	0.0	0.0	0.0
医療職(2)	90	37.8	62.2	95.6	4.4	0.0	0.0
特定任期付職員	2	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
計	9,402	55.7	44.3	78.0	12.9	9.1	0.0

(参考)

技能労務職		442	68.6	31.4	9.5	37.3	52.0	1.1
企業 業務 職	水道局	22	81.8	18.2	81.8	9.1	9.1	0.0
	病院局 (行政職)	97	70.1	29.9	73.2	12.4	14.4	0.0
	病院局 (医療職(1))	165	68.5	31.5	100.0	0.0	0.0	0.0
	病院局 (医療職(2))	199	48.2	51.8	79.9	20.1	0.0	0.0
	病院局 (医療職(3))	699	7.6	92.4	21.7	76.7	1.3	0.3
	病院局 (技能労務職)	2	0.0	100.0	0.0	50.0	50.0	0.0
合計		11,028	53.4	46.6	72.0	17.9	10.1	0.1

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。
2 その他は、初任給調整手当及び単身赴任手当（基礎額）である。
3 計及び合計の欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。
4 医療職給料表（3）の適用を受ける職員及び病院局の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員はいないため、表中の記載は省略した。以下、第6表までについて同じ。
5 性別人員構成比、学歴別人員構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

平 均 給 与 月 額							平 均	平 均	平 均
給 料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	そ の 他	計	年 齢	経 年	扶 養
円	円	円	円	円	円	円	歳	数	族 数
326,756	7,135	11,594	51,823	6,905	11	404,224	40.3	17.7	0.7
302,059	11,548	7,878	48,223	8,062	0	377,770	35.7	14.8	1.2
368,119	7,037	5,587	57,111	6,872	0	444,726	39.0	16.1	0.7
524,120	3,000	112,400	102,323	10,800	163,120	915,763	52.4	24.6	0.2
344,896	6,067	3,728	53,204	6,871	3,133	417,899	42.6	17.8	0.6
546,000	0	0	81,900	0	0	627,900	60.4		0.0
340,918	7,493	8,882	53,597	7,000	123	418,013	39.3	16.8	0.7

317,058	8,506	0	48,835	5,481	0	379,880	46.3	23.6	0.8
347,082	13,455	18,386	56,838	2,455	0	438,216	43.9	20.8	1.3
321,034	9,351	11,487	51,281	6,630	0	399,783	42.0	17.4	0.9
512,868	12,285	8,147	85,328	7,364	264,876	890,868	44.7	18.2	1.2
322,703	6,435	2,809	49,792	8,931	0	390,670	37.1	13.4	0.6
309,943	3,871	1,088	47,235	7,885	0	370,022	35.5	12.8	0.3
385,950	0	0	57,892	0	0	443,842	55.3	33.0	0.0
340,088	7,384	7,951	53,396	7,022	4,068	419,909	39.5	16.8	0.7

第2表 給料表別、級別平均給与月額等

(1) 行政職給料表（一般）

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経験年数	平均扶養親族数
		給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合計額			
全	人 4,764	円 326,756	円 7,135	円 11,594	円 51,823	円 6,905	円 11	円 404,224	歳 40.3	年 17.7	人 0.7
1	127	209,248	417	0	31,450	7,941	0	249,056	24.8	3.5	0.0
2	1,077	236,283	948	0	35,585	11,364	0	284,180	27.8	5.2	0.1
3	2,047	319,805	6,983	0	49,018	6,969	0	382,775	40.4	17.9	0.7
4	796	388,602	12,635	0	60,186	4,262	68	465,753	47.6	24.8	1.2
5	352	416,049	12,909	67,100	74,409	2,726	0	573,193	51.3	28.8	1.1
6	279	441,399	11,844	78,200	79,716	2,724	0	613,883	54.3	31.3	1.1
7	68	483,996	8,794	109,618	90,361	3,176	0	695,945	56.4	33.7	1.0
8	18	507,578	6,667	130,133	96,657	3,000	0	744,035	57.0	33.8	0.8

(注) 1 「給料」には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。（以下各表について同じ。）

2 「その他」は初任給調整手当及び単身赴任手当（基礎額）である。（以下各表について同じ。）

(2) 行政職給料表（消防）

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経験年数	平均扶養親族数
		給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合計額			
全	人 874	円 302,059	円 11,548	円 7,878	円 48,223	円 8,062	円 0	円 377,770	歳 35.7	年 14.8	人 1.2
1	72	204,890	368	0	30,789	8,267	0	244,314	21.7	2.1	0.0
2	276	234,534	2,949	0	35,623	14,261	0	287,367	26.6	5.8	0.3
3	292	307,177	15,741	0	48,438	6,543	0	377,899	37.1	16.1	1.7
4	144	387,607	21,212	0	61,323	3,135	0	473,277	46.3	25.1	2.1
5	46	416,278	18,522	67,100	75,285	2,146	0	579,331	51.3	30.2	1.8
6	33	440,070	17,742	78,200	80,402	1,636	0	618,050	54.2	33.1	1.6
7	10	483,230	16,400	108,700	91,250	0	0	699,580	56.7	34.3	1.5
8	1	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

(注) 「*」は、職員数が2人以下の場合である。（以下各表について同じ。）

(3) 教育職給料表

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経験年数	平均扶養親族数
		給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合計額			
全	人 3,667	円 368,119	円 7,037	円 5,587	円 57,111	円 6,872	円 0	円 444,726	歳 39.0	年 16.1	人 0.7
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
2	3,326	361,004	6,418	0	55,113	7,389	0	429,924	37.6	14.7	0.6
3	14	429,921	10,214	0	66,020	1,929	0	508,084	51.8	28.9	0.9
4	178	429,219	18,059	56,924	75,630	2,247	0	582,079	48.6	25.3	1.6
5	149	448,145	7,399	69,500	78,757	1,317	0	605,118	56.9	34.1	0.7

(4) 医療職給料表(1)

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経験年数	平均扶養親族数
		給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合計額			
全	人 5	円 524,120	円 3,000	円 112,400	円 102,323	円 10,800	円 163,120	円 915,763	歳 52.4	年 24.6	人 0.2
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
2	3	481,833	0	92,133	91,835	18,000	196,333	880,134	48.3	20.3	0.0
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
4	2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

(5) 医療職給料表(2)

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経験年数	平均扶養親族数
		給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合計額			
全	人 90	円 344,896	円 6,067	円 3,728	円 53,204	円 6,871	円 3,133	円 417,899	歳 42.6	年 17.8	人 0.6
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
2	13	251,454	769	0	37,833	16,615	6,692	313,363	30.1	4.9	0.1
3	53	333,611	6,915	0	51,079	6,574	3,679	401,858	41.9	16.8	0.7
4	19	416,416	6,132	0	63,382	1,421	0	487,351	50.2	26.4	0.5
5	5	435,680	10,600	67,100	77,007	5,400	0	595,787	53.1	27.8	1.0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0

第3表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員等

(1) 行政職給料表(一般)

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1	177,400		205,200		240,200		268,300		297,100		334,400		382,900		451,600	
2	177,900		206,900		241,400		269,500		298,900		336,800		386,300		454,500	
3	178,400		208,600		242,600		270,700		300,700		339,200		389,700		457,400	
4	178,900		210,300		243,800		271,900		302,500		341,600		393,100		460,300	1
5	179,400		211,700		244,700	3	273,000		304,300		343,800		396,200		463,200	
6	180,200		213,400	1	245,600	2	274,500		306,500		346,100		399,400		466,100	
7	181,000		215,100	3	246,500	1	276,000		308,700		348,400		402,600		469,000	
8	181,800		216,800	2	247,400	1	277,500		310,900		350,700		405,800		471,900	
9	182,400		218,300	85	248,300	9	278,700		312,900		352,900		409,000	1	474,700	
10	183,100		219,500		249,500	1	280,500		315,200		355,300		412,200	1	477,300	
11	183,800		220,700	17	250,700	17	282,300		317,500		357,700		415,400		479,900	
12	184,500		221,900	2	251,900		284,100		319,800		360,100		418,600		482,500	
13	185,200	9	222,800	88	253,100	19	285,700		321,900		362,500		421,700		485,000	
14	186,300		223,700	4	254,300	6	287,500		324,200		364,900		424,800		486,900	
15	187,400		224,600	38	255,500	25	289,300		326,500		367,300		427,900		488,800	
16	188,500		225,500	5	256,700	4	291,100		328,800		369,700		431,000		490,700	
17	189,300	9	226,200	86	257,900	31	292,800		331,000		371,800		433,900		492,500	
18	190,500		227,000	3	259,000	7	294,800		333,200		374,200		436,900		493,800	
19	191,700		227,800	45	260,100	35	296,800		335,400		376,600	1	439,900		495,100	1
20	192,900	1	228,600	10	261,200	5	298,800		337,600		379,000		442,900		496,400	
21	194,000	4	229,100	49	262,300	33	300,700		339,500		381,100		445,600		497,600	1
22	195,100		229,800	4	263,700	1	302,800		341,600		383,400		448,200		498,200	1
23	196,200	9	230,500	52	265,100	36	304,900		343,700		385,700		450,800		499,400	1
24	197,300	1	231,200	3	266,500	4	307,000		345,800		388,000		453,400		500,000	
25	198,100	8	231,800	59	267,800	32	308,900		347,700		390,200		456,000		500,700	
26	200,100	2	232,700	10	269,200	5	311,000		350,000		392,400		458,500		501,600	
27	202,100	8	233,600	49	270,600	37	313,100		352,300		394,600		461,000		502,500	
28	204,100	5	234,500	8	272,000	13	315,200		354,600		396,800		463,500		503,400	
29	206,000	9	235,300	61	273,400	39	317,200	1	356,900		398,700		465,800		504,100	
30	207,300	2	236,200	8	274,900	15	319,300		359,300		400,700		468,200		505,100	
31	208,600	15	237,100	48	276,400	31	321,400	1	361,700		402,700		470,600	1	506,100	
32	209,900	2	238,000	11	277,900	8	323,500		364,100		404,700		473,000	2	507,100	2
33	211,200	4	238,800	43	279,400	27	325,500	2	366,400		406,500		475,100	3	508,000	
34	212,400	1	239,700	7	281,000	13	327,700		368,800		408,300		476,800	6	508,900	1
35	213,600	3	240,600	31	282,600	33	329,900	2	371,200		410,100		478,500	7	509,800	
36	214,800	1	241,500	9	284,200	16	332,100		373,600	1	411,900		480,200	5	510,700	
37	215,800	3	242,200	30	285,600	47	334,300	6	375,700		413,500		481,800	3	511,400	
38	216,500	2	243,300	10	287,200	12	336,400		377,500		414,800		483,500	6	511,900	1
39	217,200	2	244,400	24	288,800	37	338,500	3	379,300		416,100		485,200	5	512,400	
40	217,900	1	245,500	2	290,400	12	340,600	2	381,100		417,400		486,900		512,900	
41	218,300	2	246,600	18	292,000	46	342,700	7	382,700		418,500	1	488,300	2	513,200	1
42	218,900	1	247,700	6	293,900	12	344,600	2	384,300	2	419,600		489,300	1	513,700	
43	219,500	1	248,800	15	295,800	52	346,500	6	385,900		420,700		490,300	5	514,200	
44	220,100		249,900	8	297,700	21	348,400	10	387,500	1	421,800		491,300	1	514,700	
45	220,600		250,700	13	299,300	36	350,100	6	389,100	1	422,900		492,000	2	515,100	3
46	221,200		252,000	6	301,100	13	352,000	4	390,600		423,800		493,000	2	515,700	1
47	221,800	1	253,300	11	302,900	46	353,900	8	392,100	1	424,700		494,000		516,300	1
48	222,400	2	254,600	8	304,700	25	355,800	2	393,600		425,600	3	495,000	1	516,900	
49	222,800	1	255,800	10	306,400	47	357,400	11	394,900		426,500	1	495,800	2	517,300	1
50	223,400	1	257,000	3	308,300	12	359,000	4	396,200	2	427,100		496,800	1	517,900	
51	224,000	1	258,200	9	310,200	42	360,600	9	397,500	3	427,700		497,800	3	518,500	
52	224,600	1	259,400	3	312,100	14	362,200	4	398,800	1	428,300	1	498,800	1	519,100	1
53	225,100	1	260,500	4	313,800	40	363,700	17	399,900	1	428,900		499,500	2	519,500	
54	225,800		261,900	2	315,600	18	365,400	8	400,900	3	429,600	7	500,100	1	520,100	
55	226,500		263,300	5	317,400	40	367,100	13	401,900	2	430,300		500,700	1	520,700	
56	227,200	1	264,700	3	319,200	19	368,800	9	402,900	1	431,000	2	501,300		521,300	
57	227,600		265,800	5	320,900	39	370,500	6	403,600	1	431,400	4	501,600		521,700	
58	228,300		267,000	2	322,700	22	372,100	13	404,400		432,000	5	502,200		522,300	
59	229,000		268,200	3	324,500	24	373,700	11	405,200	5	432,600		502,800		522,900	
60	229,700	1	269,400	3	326,300	15	375,300	18	406,000	7	433,200	3	503,400	1	523,500	
61	230,400		270,400	2	328,000	27	376,600	16	406,700	4	433,800	2	503,700	2	523,900	1
62	230,900		271,700		329,800	24	378,100	16	407,300	3	434,400	6				
63	231,400		273,000	5	331,600	41	379,600	6	407,900	1	435,000	5				
64	231,900		274,300	2	333,400	14	381,100	13	408,500	2	435,600	13				
65	232,400	1	275,500	1	335,000	34	382,300	14	409,000	9	436,200	4				
66	233,100		276,700	2	336,700	19	383,500	19	409,500	2	436,800	4				
67	233,800	1	277,900	2	338,400	13	384,700	10	410,000	3	437,400	11				
68	234,500		279,100	1	340,100	16	385,900	14	410,500	5	438,000	15				
69	234,900	1	280,300	3	341,600	19	387,000	8	410,900	4	438,500	10				
70	235,900		281,700	3	343,300	21	388,000	23	411,400	3	439,100	10				

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
71	236,900		283,100		345,000	21	389,000	10	411,900	1	439,700	6				
72	237,900		284,500	1	346,700	21	390,000	18	412,400	8	440,300	6				
73	238,800		285,600	5	348,400	17	390,900	13	412,700	6	440,800	6				
74	239,500	1	287,000	1	349,900	19	391,700	16	413,000	4	441,400	9				
75	240,200		288,400		351,400	14	392,500	17	413,400	6	442,000	12				
76	240,900	1	289,800	1	352,900	14	393,300	19	413,800	5	442,600	9				
77	241,500	1	291,100		354,100	10	394,100	13	414,000	4	442,900	6				
78	242,200	1	292,500		355,200	16	394,800	18	414,400	9	443,500	7				
79	242,900		293,900	1	356,300	15	395,500	15	414,900	4	444,100	9				
80	243,600		295,300	1	357,400	21	396,200	16	415,400	5	444,700	14				
81	244,200	5	296,400	1	358,500	7	396,800	7	415,800	5	445,000	4				
82			297,800	1	359,500	7	397,400	24	416,600	5	445,500	6				
83			299,200		360,500	11	398,000	6	417,400	11	446,000	11				
84			300,600		361,500	9	398,600	15	418,200	7	446,500	10				
85			301,700		362,500	10	399,100	10	418,700	8	446,900	4				
86					363,400	16	399,700	13	419,000	10	447,400	8				
87					364,300	8	400,300	15	419,300	7	447,900	7				
88					365,200	16	400,900	11	419,600	9	448,400	2				
89					366,100	8	401,500	8	419,800	6	448,900					
90					366,900	13	402,100	12	420,000	12	449,400	5				
91					367,700	5	402,500	8	420,200	8	449,900	5				
92					368,500	9	403,000	10	420,400	6	450,400	2				
93					369,100	17	403,500	11	420,600	138	450,800	23				
94					369,800	14	404,000	9								
95					370,500	8	404,500	12								
96					371,200	8	405,000	16								
97					371,900	7	405,400	11								
98					372,600	9	405,900	9								
99					373,300	11	406,400	6								
100					374,000	12	406,900	13								
101					374,600	7	407,200	11								
102					375,100	10	407,500	11								
103					375,600	7	407,800	1								
104					376,100	11	408,100	8								
105					376,300	8	408,300	4								
106					376,800	4	408,500	4								
107					377,300	6	408,700	2								
108					377,800	10	408,900	11								
109					378,100	5	409,200	39								
110					378,500	17										
111					378,900	7										
112					379,300	8										
113					379,500	10										
114					379,900	10										
115					380,300	6										
116					380,700	4										
117					380,800	7										
118					381,300	15										
119					381,700	7										
120					382,100	13										
121					382,400	5										
122					382,600	9										
123					382,800	9										
124					383,000	4										
125					383,100	2										
126					383,300	6										
127					383,500	2										
128					383,700	4										
129					383,900	33										
人員計	127人		1,077人		2,047人		796人		352人		279人		68人		18人	
構成比	2.7%		22.6%		43.0%		16.7%		7.4%		5.9%		1.4%		0.4%	
平均給料	207,813円		234,925円		317,958円		387,759円		416,016円		441,220円		483,996円		507,578円	

適用職員数	4,764人
平均給料	325,464円

(注) 太線は、各級の最高号給の位置を示す。(以下同じ。)
 上記の平均給料には調整額は含まれていない。(以下同じ。)

(2) 行政職給料表(消防職員)

号給 級	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
1	177,400		205,200		240,200		268,300		297,100		334,400		382,900		451,600	
2	177,900		206,900		241,400		269,500		298,900		336,800		386,300		454,500	
3	178,400		208,600		242,600		270,700		300,700		339,200		389,700		457,400	
4	178,900		210,300		243,800		271,900		302,500		341,600		393,100		460,300	
5	179,400		211,700		244,700		273,000		304,300		343,800		396,200		463,200	
6	180,200		213,400		245,600		274,500		306,500		346,100		399,400		466,100	
7	181,000		215,100		246,500		276,000		308,700		348,400		402,600		469,000	
8	181,800		216,800		247,400		277,500		310,900		350,700		405,800		471,900	
9	182,400		218,300		248,300		278,700		312,900		352,900		409,000		474,700	
10	183,100		219,500		249,500	1	280,500		315,200		355,300		412,200		477,300	
11	183,800		220,700		250,700		282,300		317,500		357,700		415,400		479,900	
12	184,500		221,900	27	251,900	3	284,100		319,800		360,100		418,600		482,500	
13	185,200		222,800	1	253,100	1	285,700		321,900		362,500		421,700		485,000	
14	186,300		223,700	4	254,300	1	287,500		324,200		364,900		424,800		486,900	
15	187,400		224,600	1	255,500	1	289,300		326,500		367,300		427,900		488,800	
16	188,500	6	225,500	30	256,700	5	291,100		328,800		369,700		431,000		490,700	
17	189,300		226,200	4	257,900	1	292,800		331,000		371,800		433,900		492,500	
18	190,500	1	227,000	3	259,000	6	294,800		333,200		374,200		436,900		493,800	
19	191,700		227,800		260,100	1	296,800		335,400		376,600		439,900		495,100	
20	192,900	8	228,600	21	261,200	5	298,800		337,600		379,000		442,900		496,400	
21	194,000		229,100	2	262,300	3	300,700		339,500		381,100		445,600		497,600	
22	195,100		229,800	9	263,700	3	302,800		341,600		383,400		448,200		498,400	
23	196,200		230,500	1	265,100		304,900		343,700		385,700		450,800		499,200	
24	197,300	8	231,200	29	266,500	10	307,000		345,800		388,000		453,400		500,000	
25	198,100		231,800	2	267,800		308,900		347,700		390,200		456,000		500,700	
26	200,100		232,700	18	269,200	5	311,000		350,000		392,400		458,500		501,600	1
27	202,100		233,600	5	270,600	2	313,100		352,300		394,600		461,000		502,500	
28	204,100	14	234,500	17	272,000	10	315,200		354,600		396,800		463,500		503,400	
29	206,000		235,300		273,400		317,200		356,900		398,700		465,800		504,100	
30	207,300	1	236,200	12	274,900	10	319,300		359,300		400,700		468,200		505,100	
31	208,600		237,100	3	276,400	1	321,400		361,700		402,700		470,600		506,100	
32	209,900	16	238,000	12	277,900	11	323,500		364,100		404,700		473,000		507,100	
33	211,200	2	238,800		279,400	4	325,500		366,400		406,500		475,100		508,000	
34	212,400		239,700	9	281,000	13	327,700		368,800		408,300		476,800		508,900	
35	213,600		240,600	1	282,600	3	329,900		371,200		410,100		478,500	3	509,800	
36	214,800	9	241,500	10	284,200	9	332,100		373,600		411,900		480,200	1	510,700	
37	215,800		242,200	3	285,600	2	334,300		375,700		413,500		481,800	1	511,400	
38	216,500	1	243,300	6	287,200	11	336,400	2	377,500		414,800		483,500	3	511,900	
39	217,200		244,400	1	288,800	4	338,500	2	379,300		416,100		485,200		512,400	
40	217,900	2	245,500	6	290,400	4	340,600	1	381,100		417,400		486,900		512,900	
41	218,300		246,600	1	292,000	1	342,700		382,700		418,500		488,300		513,200	
42	218,900	2	247,700	7	293,900	6	344,600	1	384,300		419,600		489,300		513,700	
43	219,500		248,800	1	295,800	1	346,500		385,900		420,700		490,300		514,200	
44	220,100	2	249,900	7	297,700	11	348,400	1	387,500		421,800		491,300	1	514,700	
45	220,600		250,700	2	299,300	2	350,100		389,100		422,900		492,000		515,100	
46	221,200		252,000	4	301,100	7	352,000	2	390,600		423,800		493,000	1	515,700	
47	221,800		253,300		302,900	3	353,900		392,100		424,700		494,000		516,300	
48	222,400		254,600	7	304,700	4	355,800	2	393,600		425,600		495,000		516,900	
49	222,800		255,800	3	306,400		357,400		394,900		426,500		495,800		517,300	
50	223,400		257,000		308,300	6	359,000		396,200		427,100		496,800		517,900	
51	224,000		258,200	1	310,200	2	360,600	1	397,500		427,700		497,800		518,500	
52	224,600		259,400	3	312,100	1	362,200	7	398,800		428,300		498,800		519,100	
53	225,100		260,500	1	313,800	2	363,700	1	399,900		428,900		499,500		519,500	
54	225,800		261,900	1	315,600	7	365,400		400,900		429,600		500,100		520,100	
55	226,500		263,300	1	317,400	3	367,100	2	401,900		430,300		500,700		520,700	
56	227,200		264,700		319,200	7	368,800	3	402,900		431,000		501,300		521,300	
57	227,600		265,800		320,900	1	370,500	1	403,600		431,400		501,600		521,700	
58	228,300		267,000		322,700	7	372,100	3	404,400		432,000		502,200		522,300	
59	229,000		268,200		324,500	4	373,700	3	405,200	2	432,600	1	502,800		522,900	
60	229,700		269,400		326,300	4	375,300	3	406,000		433,200		503,400		523,500	
61	230,400		270,400		328,000		376,600	1	406,700		433,800		503,700		523,900	
62	230,900		271,700		329,800	9	378,100	2	407,300	1	434,400					
63	231,400		273,000		331,600	1	379,600		407,900		435,000					
64	231,900		274,300		333,400	5	381,100	3	408,500	1	435,600					
65	232,400		275,500		335,000	3	382,300	2	409,000	1	436,200	1				
66	233,100		276,700		336,700	3	383,500	1	409,500		436,800	1				
67	233,800		277,900		338,400	2	384,700	6	410,000		437,400	4				
68	234,500		279,100		340,100	3	385,900		410,500	2	438,000	4				
69	234,900		280,300		341,600	2	387,000	7	410,900		438,500	5				
70	235,900		281,700		343,300	1	388,000	1	411,400	1	439,100	2				

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額	人数	給料月額	人数
71	236,900		283,100		345,000	2	389,000	6	411,900	2	439,700	1				
72	237,900		284,500		346,700	1	390,000	2	412,400		440,300					
73	238,800		285,600		348,400	1	390,900	4	412,700		440,800	3				
74	239,500		287,000		349,900	2	391,700	2	413,000	1	441,400	1				
75	240,200		288,400		351,400	2	392,500	2	413,400		442,000	1				
76	240,900		289,800		352,900	1	393,300	4	413,800	3	442,600	3				
77	241,500		291,100		354,100	2	394,100	2	414,000		442,900	1				
78	242,200		292,500		355,200	2	394,800	2	414,400		443,500	1				
79	242,900		293,900		356,300	2	395,500	4	414,900	2	444,100					
80	243,600		295,300		357,400	1	396,200	2	415,400		444,700	2				
81	244,200		296,400		358,500	1	396,800	3	415,800	3	445,000					
82			297,800		359,500		397,400	1	416,600	3	445,500					
83			299,200		360,500		398,000	1	417,400	2	446,000					
84			300,600		361,500		398,600	1	418,200	1	446,500					
85			301,700		362,500	2	399,100	6	418,700		446,900					
86					363,400		399,700	3	419,000	2	447,400	1				
87					364,300	1	400,300	1	419,300	2	447,900	1				
88					365,200		400,900	1	419,600		448,400					
89					366,100	2	401,500	3	419,800	1	448,900					
90					366,900	1	402,100		420,000	3	449,400					
91					367,700		402,500	3	420,200	2	449,900					
92					368,500	1	403,000	2	420,400	2	450,400					
93					369,100	1	403,500	8	420,600	9	450,800					
94					369,800	1	404,000									
95					370,500	1	404,500									
96					371,200		405,000	7								
97					371,900	1	405,400	1								
98					372,600		405,900	2								
99					373,300		406,400	1								
100					374,000		406,900	1								
101					374,600		407,200	3								
102					375,100	1	407,500	1								
103					375,600		407,800	1								
104					376,100		408,100	1								
105					376,300		408,300									
106					376,800		408,500									
107					377,300		408,700									
108					377,800	1	408,900	1								
109					378,100		409,200	4								
110					378,500	1										
111					378,900	1										
112					379,300											
113					379,500	1										
114					379,900											
115					380,300	1										
116					380,700											
117					380,800											
118					381,300	3										
119					381,700	1										
120					382,100	1										
121					382,400	2										
122					382,600											
123					382,800	1										
124					383,000											
125					383,100	1										
126					383,300											
127					383,500	2										
128					383,700	1										
129					383,900	8										
人員計	72人		276人		292人		144人		46人		33人		10人		1人	
構成比	8.2%		31.6%		33.4%		16.5%		5.3%		3.8%		1.1%		0.1%	
平均給料	204,890円		234,534円		307,177円		387,607円		416,278円		440,070円		483,230円		501,600円	

適用職員数	874人
平均給料	302,059円

(3) 教育職給料表

級 号給	1		2		3		4		5	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
1	204,000		220,000		294,300		319,100		413,700	
2	205,600		222,000		296,300		321,500		415,100	
3	207,200		224,000		298,300		323,900		416,500	
4	208,800		226,000		300,300		326,300		417,900	
5	210,200		228,000		302,300		328,800		419,100	
6	211,800		230,100		304,200		330,800		420,500	
7	213,400		232,200		306,100		333,000		421,900	
8	215,000		234,300		308,000		335,200		423,300	
9	216,600		236,400		309,700		337,100		424,700	
10	218,400		239,100		311,800		339,400		426,100	
11	220,200		241,800		313,900		341,700		427,500	
12	222,000		244,500		316,000		344,000		428,900	
13	223,800		247,000		318,000		346,000		430,100	
14	225,700		248,600		319,700		347,400		431,500	
15	227,300		250,200		321,400		348,800		432,900	
16	229,500		251,800		323,100		350,200		434,300	
17	231,100		253,300	68	324,500		351,400		435,500	
18	234,100		254,300		326,400		353,300		436,800	
19	237,100		255,300	8	328,300		355,200		438,100	
20	240,100		256,300		330,200		357,100		439,400	
21	242,800		257,200	71	332,100		358,700		440,400	1
22	245,000		258,400		334,000		360,100		441,700	9
23	247,200		259,600	12	335,900		361,500		443,000	15
24	249,400		260,800	4	337,800		362,900		444,300	9
25	251,600		261,800	56	339,400		364,300		445,500	16
26	252,900		263,300	3	341,200		365,600		446,700	12
27	254,200		264,800	29	343,000		366,900		447,900	14
28	255,500		266,300	6	344,800		368,200		449,100	16
29	256,800		267,500	44	346,500		369,300		450,000	14
30	257,900		269,700	1	347,900		370,300		450,900	7
31	259,200		271,900	30	349,300		371,300		451,800	12
32	260,500		274,100	2	350,700		372,300		452,700	7
33	261,800		276,300	31	351,800		373,300		453,400	10
34	263,100		278,200	1	353,400		374,600		453,900	1
35	264,400		280,100	35	355,000		375,900		454,400	3
36	265,700		282,000	2	356,600		377,200		454,900	
37	266,800		283,800	31	358,100		378,500		455,400	
38	267,900		285,500	3	359,200		379,800		455,900	
39	269,000		287,200	47	360,300		381,100		456,400	
40	270,100		288,900	5	361,400		382,400		456,900	1
41	271,200		290,600	39	362,200		383,400		457,400	2
42	272,400		292,100	7	363,700		384,700		457,900	
43	273,600		293,600	51	365,200		386,000		458,400	
44	274,800		295,100	4	366,700		387,300		458,900	
45	275,900		296,600	46	368,000		388,300		459,400	
46	277,000		298,200	14	369,400		389,700		459,900	
47	278,100		299,800	42	370,800		391,100		460,400	
48	279,200		301,400	17	372,200		392,500		460,900	
49	280,200		302,900	40	373,400		393,700		461,400	
50	281,100		304,500	6	374,800		395,000			
51	282,000		306,100	49	376,200		396,300			
52	282,900		307,700	8	377,600		397,600			
53	283,800		309,200	47	378,800		398,800			
54	284,900		310,900	15	380,100		399,900			
55	286,000		312,600	54	381,400		401,000			
56	287,100		314,300	8	382,700		402,100			
57	288,100		315,900	59	383,900		402,900			
58	289,300		318,000	10	385,100		404,100			
59	290,500		320,100	64	386,300		405,300			
60	291,700		322,200	15	387,500		406,500	1		
61	292,700		324,200	47	388,500		407,400	3		
62	293,400		326,100	21	389,400		408,600	5		
63	294,100		328,000	51	390,300		409,800	2		
64	294,800		329,900	14	391,200		411,000			
65	295,200		331,700	44	392,100		412,100	2		
66	296,300		333,500	12	393,100		413,200	4		
67	297,400		335,300	50	394,100		414,300	7		
68	298,500		337,100	19	395,100		415,400	7		
69	299,500		338,900	66	395,800		416,400	7		
70	300,400		340,400	16	396,900		417,500	7		
71	301,300		341,900	50	398,000		418,600	6		
72	302,200		343,400	18	399,100		419,700	4		
73	302,900		344,900	44	400,100		420,600	6		
74	303,800		346,400	13	401,200	1	421,200	11		
75	304,700		347,900	42	402,300		421,800	9		
76	305,600		349,400	13	403,400	2	422,400	7		
77	306,500		350,600	29	404,200		422,900	7		
78	307,300		352,200	22	405,200	1	423,300	6		
79	308,100		353,800	42	406,200		423,700	8		
80	308,900		355,400	20	407,200		424,100	7		

級 号給	1		2		3		4		5	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
	円	人	円	人	円	人	円	人		
81	309,600		357,000	65	407,900		424,400	9		
82	310,300		358,500	22	408,700		424,800	2		
83	311,000		360,000	54	409,500		425,200	5		
84	311,700		361,500	18	410,300		425,600	1		
85	312,100		362,700	44	410,900		425,800	4		
86	312,700		364,100	23	411,600	1	426,200	5		
87	313,300		365,500	37	412,300	1	426,600	3		
88	313,900		366,900	34	413,000		427,000	4		
89	314,300		368,300	13	413,700		427,200	6		
90	314,700		369,600	47	414,300		427,500	3		
91	315,100		370,900	14	414,900		427,800	3		
92	315,400		372,200	29	415,500		428,000	1		
93	315,600		373,300	23	416,000		428,200			
94	316,200		374,400	41	416,300		428,500	2		
95	316,800		375,500	12	416,600		428,800	3		
96	317,400		376,600	34	416,900		429,000	1		
97	317,700		377,400	21	417,200	1	429,200	4		
98	318,400		378,200	29	417,500		429,500			
99	319,100		379,000	14	417,800		429,800			
100	319,800		379,800	36	418,000	1	430,000	1		
101	320,500		380,500	19	418,200	2	430,200	5		
102	320,800		381,400	48	418,500					
103	321,100		382,300	16	418,800	1				
104	321,400		383,200	48	419,000					
105	321,700		384,000	17	419,200					
106	322,000		384,900	49	419,500	1				
107	322,300		385,800	18	419,800					
108	322,500		386,700	37	420,000					
109	322,700		387,500	19	420,200	2				
110	322,900		388,400	33						
111	323,100		389,300	11						
112	323,300		390,200	37						
113	323,500		390,900	11						
114	323,700		391,800	30						
115	323,900		392,700	11						
116	324,100		393,600	23						
117	324,200		394,400	8						
118	324,400		395,200	16						
119	324,600		396,000	7						
120	324,800		396,800	12						
121	325,000		397,300	11						
122	325,300		398,000	20						
123	325,500		398,700	7						
124	325,700		399,400	22						
125	325,900		400,100	16						
126	326,200		400,800	20						
127	326,500		401,500	16						
128	326,700		402,200	18						
129	326,900		402,600	11						
130	327,200		403,100	8						
131	327,400		403,600	9						
132	327,600		404,100	10						
133	327,800		404,500	9						
134	328,100		404,800	17						
135	328,400		405,100	6						
136	328,600		405,400	8						
137	328,800		405,700	6						
138	329,100		406,000	10						
139	329,300		406,300	7						
140	329,500		406,600	6						
141	329,700		406,900	12						
142	330,000		407,200	16						
143	330,300		407,500	8						
144	330,500		407,800	5						
145	330,700		408,000	14						
146	331,000		408,300	8						
147	331,300		408,600	10						
148	331,500		408,800	7						
149	331,700		409,000	5						
150	332,000		409,300	6						
151	332,300		409,600	10						
152	332,500		409,800	5						
153	332,700		410,000	10						
154	333,000		410,300	11						
155	333,300		410,600	19						
156	333,500		410,800	18						
157	333,700		411,000	30						
158	334,000		411,300	23						
159	334,300		411,600	23						
160	334,500		411,800	8						
161	334,700		412,000	44						
人員計	0人		3,326人		14人		178人		149人	
構成比	—		90.7%		0.4%		4.9%		4.1%	
平均給料	—		345,723円		413,386円		429,085円		448,145円	

適用職員数	3,667人
平均給料	354,190円

(4) 医療職給料表 (1)

級 号給	1		2		3		4	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
1	329,300		387,600		407,300		502,600	
2	331,900		391,500		411,000		504,700	
3	334,500		395,400		414,700		506,800	
4	337,100		399,300	1	418,400		508,900	
5	339,500		403,000		422,000		510,800	
6	342,100		406,900		425,600		512,900	
7	344,700		410,800		429,200		515,000	
8	347,300		414,700		432,800		517,100	
9	349,800		418,500		436,400		518,900	
10	352,700		421,900		439,900		521,000	
11	355,600		425,300		443,400		523,100	
12	358,500		428,700		446,900		525,200	
13	361,200		432,000		450,200		527,200	
14	364,300		434,900		453,500		529,300	
15	367,400		437,800		456,800		531,400	
16	370,500		440,700		460,100		533,500	
17	373,500		443,500		463,400		535,400	
18	376,300		446,400		465,800		537,100	
19	379,100		449,300		468,200		538,800	
20	381,900		452,200		470,600		540,500	
21	384,700		454,800		472,700		542,100	
22	387,600		457,100		474,900		543,800	
23	390,500		459,400		477,100		545,500	
24	393,400		461,700		479,300		547,200	
25	396,200		463,900		481,400		548,700	
26	399,100		465,300		483,700		550,200	
27	402,000		466,700		486,000		551,700	
28	404,900		468,100		488,300		553,200	
29	407,600		469,400		490,600		554,400	
30	410,500		470,900		492,500		555,900	
31	413,400		472,400		494,400		557,400	
32	416,300		473,900		496,300		558,900	
33	419,200		475,400		498,100		560,400	
34	422,000		477,000		500,300		561,800	
35	424,800		478,600		502,500		563,200	
36	427,600		480,200		504,700		564,600	
37	430,300		481,600		506,900		565,800	
38	433,000		483,300		508,700		567,000	
39	435,700		485,000		510,500		568,200	
40	438,400		486,700		512,300		569,400	
41	440,900		488,200		514,000		570,300	
42	443,600		489,900		515,800		571,400	
43	446,300		491,600		517,600		572,500	
44	449,000		493,300		519,400		573,600	
45	451,400		494,900		521,000		574,500	
46	452,900		496,100		522,800		575,500	
47	454,400		497,300		524,600		576,500	
48	455,900		498,500		526,400		577,500	
49	457,200		499,500		527,900		578,500	
50	458,600		500,200		529,500		579,500	1
51	460,000		500,900		531,100		580,500	
52	461,400		501,600		532,700		581,500	
53	462,600		502,000		534,100		582,200	
54	463,900		502,600		535,000		583,000	
55	465,200		503,200		535,900		583,800	
56	466,500		503,800		536,800		584,600	
57	467,800		504,300		537,700		585,200	
58	469,400		504,900		539,000		585,700	
59	471,000		505,500		540,300		586,200	
60	472,600		506,100		541,600		586,700	
61	474,000		506,600		542,900		587,000	
62	475,500		507,200		544,500		587,500	
63	477,000		507,800		546,100		588,000	
64	478,500		508,400		547,700		588,500	
65	479,700		509,000		549,200		588,800	
66	480,500		509,700		550,300		589,300	
67	481,300		510,400		551,400		589,800	
68	482,100		511,100		552,500		590,300	
69	482,900		511,800		553,300		590,500	
70	483,800		512,300		554,400		590,900	

級 号給	1		2		3		4	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
71	484,700		512,800		555,500		591,300	
72	485,600		513,300		556,600		591,700	
73	486,300		513,600		557,700		592,000	
74	487,000		514,100		558,900		592,300	
75	487,700		514,600		560,100		592,600	
76	488,400		515,100		561,300		592,900	
77	489,000		515,500		562,400		593,200	
78	489,300		516,200		563,400		593,600	
79	489,600		516,900		564,400		594,000	
80	489,900		517,600		565,400		594,400	
81	490,000		518,100		566,100		594,700	
82			518,900		567,000		595,000	
83			519,700		567,900		595,300	
84			520,500		568,800		595,600	
85			521,000		569,700		595,900	1
86			521,900	1	570,100			
87			522,800		570,500			
88			523,700		570,900			
89			524,300	1	571,300			
90					571,800			
91					572,300			
92					572,800			
93					573,100			
94					573,600			
95					574,100			
96					574,600			
97					574,800			
98					575,300			
99					575,800			
100					576,300			
101					576,600			
102					577,000			
103					577,400			
104					577,800			
105					578,200			
人員計	0人		3人		0人		2人	
構成比	—		60.0%		—		40.0%	
平均給料	—		481,833円		—		587,550円	

適用職員数	5人
平均給料	524,120円

(5) 医療職給料表(2)

級 号給	1		2		3		4		5		6	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
1	181,900		213,800		246,600		277,100		337,700		376,800	
2	183,200		215,300		247,400		279,000		340,100		379,200	
3	184,500		216,800		248,200		280,900		342,500		381,600	
4	185,800		218,300		249,000		282,800		344,900		384,000	
5	187,100		219,800		249,800		284,400		347,300		386,300	
6	188,600		221,400		250,700		286,200		349,600		388,500	
7	190,100		223,000		251,600		288,000		351,900		390,700	
8	191,600		224,600		252,500		289,800		354,200		392,900	
9	192,900		225,900		253,400		291,500		356,400		395,000	
10	194,300		226,700		254,500		293,400		358,800		397,200	
11	195,700		227,500		255,600		295,300		361,200		399,400	
12	197,100		228,300		256,700		297,200		363,600		401,600	
13	198,500		229,000		257,800	1	298,900		365,700		403,500	
14	200,200		230,300		259,300		300,800		368,100		405,800	
15	201,900		231,600		260,800	1	302,700		370,500		408,100	
16	203,600		232,900		262,300		304,600		372,900		410,400	
17	205,200		233,900	1	263,500		306,200		375,100		412,400	
18	207,500		234,500		265,000		308,800		377,600		414,300	
19	209,800		235,100		266,500		311,400		380,100		416,200	
20	212,100		235,700		268,000		314,000		382,600		418,100	
21	214,100		236,200		269,200	3	316,400		385,000		419,700	
22	215,500		236,800		271,100		319,000		387,400		421,300	
23	216,900		237,400	2	273,000		321,600		389,800		422,900	
24	218,300		238,000		274,900		324,200		392,200		424,500	
25	219,400		238,600		276,700	1	326,600		394,400		425,800	
26	220,400		239,400		278,600		329,100		396,600		426,900	
27	221,400		240,200		280,500		331,600		398,800		428,000	
28	222,400		241,000		282,400		334,100		401,000		429,100	
29	223,300		241,700	1	284,100	1	336,300		403,200		430,000	
30	224,500		242,500	1	286,000		338,700		405,100		430,900	
31	225,700		243,300		287,900	1	341,100		407,000	1	431,800	
32	226,900		244,100		289,800		343,500		408,900		432,700	
33	227,800		244,700	1	291,500	2	345,800		410,500		433,600	
34	228,400		245,300		293,700		348,300		412,100		434,500	
35	229,000		245,900		295,900	2	350,800		413,700		435,400	
36	229,600		246,500		298,100		353,300		415,300		436,300	
37	230,000		246,900	1	300,000		355,500		416,600		436,900	
38	230,500		247,600		302,100		358,100		417,600		437,600	
39	231,000		248,300		304,200		360,700		418,600		438,300	
40	231,500		249,000	1	306,300	2	363,300		419,600		439,000	
41	232,000		249,700		308,100		365,800		420,400		439,400	
42	232,600		250,500	1	310,100	1	368,300		421,100		439,900	
43	233,200		251,300		312,100		370,800		421,800		440,400	
44	233,800		252,100	1	314,100	1	373,300		422,500		440,900	
45	234,300		252,900	1	315,900		375,500		423,200		441,200	
46	235,200		254,100		317,800	3	377,800		424,000		441,900	
47	236,100		255,300	1	319,700	3	380,100		424,800		442,600	
48	237,000		256,500		321,600	1	382,400		425,600		443,300	
49	237,600		257,400		323,500		384,500	1	426,300		444,000	
50	238,300		258,600		325,400	1	386,700	1	427,100		444,400	
51	239,000		259,800	1	327,300	2	388,900	1	427,900		444,800	
52	239,700		261,000		329,200		391,100		428,700		445,200	
53	240,400		261,900		331,000	1	393,000		429,300		445,300	
54	241,000		263,100		332,800	2	394,700		430,000		445,700	
55	241,600		264,300		334,600		396,400		430,700		446,100	
56	242,200		265,500		336,400	1	398,100	1	431,400		446,500	
57	242,500		266,700		337,900	1	399,800		432,000		446,600	
58	243,300		267,900		339,300		401,000		432,700		446,800	
59	244,100		269,100		340,700	1	402,200		433,400		447,000	
60	244,900		270,300		342,100		403,400	1	434,100		447,200	
61	245,400		271,400		343,500	1	404,600		434,600	1	447,400	
62	246,300		272,700		344,700	1	405,600	3	435,000		447,600	
63	247,200		274,000		345,900	2	406,600		435,400		447,700	
64	248,100		275,300		347,100		407,600		435,800		447,800	
65	248,700		276,300		348,200		408,300		436,200	1	447,900	
66	249,800		277,300		349,300		409,300	1	436,600			
67	250,900		278,300		350,400	1	410,300	1	437,000			
68	252,000		279,300		351,500	1	411,300	1	437,400			
69	252,900		280,000		352,600		412,200		437,600	1		
70	253,900		280,900		353,500	1	413,200	1	437,800			

級 号給	1		2		3		4		5		6	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
71	254,900		281,800		354,400		414,200	1	438,000			
72	255,900		282,700		355,300		415,200		438,200			
73	256,800		283,600		356,200	2	416,200	1	438,400	1		
74	257,800		284,500		357,200	1	417,000					
75	258,800		285,400		358,200	1	417,800					
76	259,800		286,300		359,200		418,600	1				
77	260,500		287,000		359,900		419,300					
78	261,400		287,700		360,600		420,000					
79	262,300		288,400		361,300		420,700					
80	263,200		289,100		362,000		421,400	2				
81	264,100		289,800		362,500	1	422,100					
82	265,200		290,300		363,100		422,800					
83	266,300		290,800		363,700	1	423,500					
84	267,400		291,300		364,300		424,200					
85	268,200		291,800		364,800		424,700					
86	269,100		292,200		365,500		425,300					
87	270,000		292,600		366,200		425,900					
88	270,900		293,000		366,900		426,500					
89	271,500		293,200		367,600		427,100					
90	272,300		293,500		367,900		427,500	1				
91	273,100		293,800		368,200		427,900					
92	273,900		294,100		368,500		428,300					
93	274,600		294,400		368,800		428,500	1				
94	275,200		294,700		369,000	1						
95	275,800		295,000		369,200							
96	276,400		295,300		369,400							
97	276,700		295,600		369,600							
98	277,100				369,800							
99	277,500				370,000							
100	277,900				370,200							
101	278,300				370,400	7						
人員計	0人		13人		53人		19人		5人		0人	
構成比	—		14.4%		58.9%		21.1%		5.6%		—	
平均給料	—		246,469円		327,611円		408,963円		430,760円		—	

適用職員数	90人
平均給料	338,796円

(6) 特定任期付職員

号給	給料月額	人数
	円	人
1	380,000	
2	425,000	
3	475,000	1
4	539,000	
5	617,000	1
6	721,000	
7	841,000	
人員計	2人	
平均給料	546,000円	

適 用 職 員 数	2人
平 均 給 料	546,000円

(参考)

(7) 技能労務職給料表(作業員、調理員等)

級 号給	1		2		3		4	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
1	177,400		205,200		240,200		271,300	
2	177,900		206,900		241,400		272,700	
3	178,400		208,600		242,600		274,100	
4	178,900		210,300		243,800		275,500	
5	179,400		211,700		244,700		276,800	
6	180,200		213,400		245,600		278,200	
7	181,000		215,100		246,500		279,600	
8	181,800		216,800		247,400		281,000	
9	182,400		218,300		248,300		282,400	
10	183,100		219,500		249,500		283,900	
11	183,800		220,700		250,700		285,400	
12	184,500		221,900		251,900		286,900	
13	185,200	1	222,800		253,100		288,400	
14	186,300		223,700		254,300		290,000	
15	187,400		224,600		255,500		291,600	
16	188,500		225,500		256,700		293,200	
17	189,300		226,200		257,900		294,600	
18	190,500		227,000		259,000		296,200	
19	191,700		227,800		260,100		297,800	
20	192,900		228,600		261,200		299,400	
21	194,000		229,100		262,300		301,000	
22	195,100		229,800		263,700		302,900	
23	196,200		230,500	1	265,100		304,800	
24	197,300		231,200	2	266,500		306,700	
25	198,100	2	231,800		267,800		308,300	
26	200,100		232,700		269,200		310,100	
27	202,100		233,600	1	270,600		311,900	
28	204,100		234,500		272,000		313,700	
29	206,000	6	235,300	1	273,400		315,400	
30	207,300		236,200		274,900		317,300	
31	208,600		237,100	1	276,400		319,200	
32	209,900		238,000		277,900		321,100	
33	211,200	2	238,800	1	279,400		322,800	
34	212,400		239,700		281,000		324,600	
35	213,600	2	240,600		282,600		326,400	
36	214,800		241,500		284,200		328,200	
37	215,800	6	242,200	2	285,600		329,900	
38	216,500		243,300		287,200		331,700	
39	217,200		244,400		288,800		333,500	
40	217,900		245,500		290,400		335,300	
41	218,300	7	246,600	1	292,000	1	337,000	
42	218,900		247,700		293,900		338,800	
43	219,500		248,800	2	295,800		340,600	
44	220,100		249,900		297,700		342,400	
45	220,600	4	250,700	2	299,300	1	344,000	
46	221,200		252,000		301,100		345,700	
47	221,800	2	253,300	2	302,900		347,400	
48	222,400	1	254,600		304,700	2	349,100	
49	222,800	2	255,800	2	306,400		350,600	
50	223,400		257,000		308,300		352,300	
51	224,000	3	258,200	3	310,200	2	354,000	
52	224,600		259,400	1	312,100		355,700	
53	225,100	3	260,500	3	313,800	3	357,400	
54	225,800		261,900	1	315,600	3	358,900	
55	226,500	1	263,300		317,400	3	360,400	
56	227,200		264,700		319,200	5	361,900	
57	227,600	3	265,800	1	320,900	5	363,100	
58	228,300		267,000	1	322,700	4	364,200	
59	229,000	4	268,200	2	324,500	4	365,300	
60	229,700		269,400		326,300	3	366,400	
61	230,400	4	270,400		328,000	5	367,500	
62	230,900		271,700	2	329,800	2	368,500	
63	231,400	5	273,000		331,600	5	369,500	
64	231,900	1	274,300		333,400	4	370,500	
65	232,400	5	275,500	1	335,000	8	371,500	
66	233,100		276,700		336,700	13	372,400	
67	233,800	2	277,900	2	338,400	7	373,300	
68	234,500	1	279,100	2	340,100	8	374,200	
69	234,900	7	280,300	3	341,600	9	375,100	
70	235,900		281,700	3	343,300	8	375,900	

級 号給	1		2		3		4	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
71	236,900	1	283,100		345,000	7	376,700	1
72	237,900		284,500		346,700	9	377,500	1
73	238,800	5	285,600	1	348,400	4	378,100	
74	239,500		287,000		349,900	7	378,800	
75	240,200	3	288,400	1	351,400	6	379,500	
76	240,900		289,800		352,900	3	380,200	
77	241,500	4	291,100	4	354,100	3	380,900	
78	242,200		292,500	1	355,200	8	381,600	
79	242,900	1	293,900	1	356,300	5	382,300	
80	243,600		295,300		357,400	2	383,000	1
81	244,200	1	296,400	1	358,500	5	383,600	
82	244,900		297,800		359,500	6	384,100	1
83	245,600	2	299,200	1	360,500	2	384,600	
84	246,300		300,600		361,500	1	385,100	
85	247,200	1	301,700		362,500	4	385,300	
86	248,100		303,000		363,400	5	385,800	1
87	249,000		304,300		364,300	1	386,300	
88	249,900		305,600		365,200	4	386,800	
89	250,500		307,100		366,100	3	387,100	
90	251,200		308,300		366,900	3	387,500	1
91	251,900		309,500		367,700	2	387,900	
92	252,600		310,700		368,500	4	388,300	
93	253,600		312,200		369,100	2	388,500	1
94	254,500		313,400		369,800	2	388,900	
95	255,400		314,600		370,500	3	389,300	
96	256,300		315,800		371,200	2	389,700	2
97	257,100		317,200		371,900	4	389,800	1
98	257,900		318,000		372,600	5	390,300	
99	258,700		318,800		373,300	4	390,700	
100	259,500		319,600		374,000		391,100	
101	260,400		320,500		374,600	4	391,400	
102			321,200		375,100	5	391,600	
103			321,900		375,600	5	391,800	
104			322,600		376,100	4	392,000	
105			323,400		376,300	5	392,100	
106			324,100		376,800	3	392,300	
107			324,800		377,300	1	392,500	
108			325,500		377,800	6	392,700	
109			326,200		378,100	2	392,900	
110					378,500	1	393,100	
111					378,900		393,300	1
112					379,300	1	393,500	
113					379,500	1	393,700	3
114					379,900	1		
115					380,300	4		
116					380,700			
117					380,800	1		
118					381,300	2		
119					381,700			
120					382,100	2		
121					382,400	1		
122					382,600	1		
123					382,800	1		
124					383,000	1		
125					383,100	2		
126					383,300	2		
127					383,500	1		
128					383,700	2		
129					383,900	3		
人員計	92人		53人		283人		14人	
構成比	20.8%		12.0%		64.0%		3.2%	
平均給料	226,287円		265,506円		352,730円		387,621円	

適用職員数	442人
平均給料	317,058円

(参考)

(8) 水道局企業職給料表 (水道局職員)

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
1	177,400		205,200		240,200		268,300		297,100		334,400		382,900		451,600	
2	177,900		206,900		241,400		269,500		298,900		336,800		386,300		454,500	
3	178,400		208,600		242,600		270,700		300,700		339,200		389,700		457,400	
4	178,900		210,300		243,800		271,900		302,500		341,600		393,100		460,300	
5	179,400		211,700		244,700		273,000		304,300		343,800		396,200		463,200	
6	180,200		213,400		245,600		274,500		306,500		346,100		399,400		466,100	
7	181,000		215,100		246,500		276,000		308,700		348,400		402,600		469,000	
8	181,800		216,800		247,400		277,500		310,900		350,700		405,800		471,900	
9	182,400		218,300		248,300		278,700		312,900		352,900		409,000		474,700	
10	183,100		219,500		249,500		280,500		315,200		355,300		412,200		477,300	
11	183,800		220,700		250,700		282,300		317,500		357,700		415,400		479,900	
12	184,500		221,900		251,900		284,100		319,800		360,100		418,600		482,500	
13	185,200		222,800		253,100		285,700		321,900		362,500		421,700		485,000	
14	186,300		223,700		254,300		287,500		324,200		364,900		424,800		486,900	
15	187,400		224,600		255,500		289,300		326,500		367,300		427,900		488,800	
16	188,500		225,500		256,700		291,100		328,800		369,700		431,000		490,700	
17	189,300		226,200		257,900		292,800		331,000		371,800		433,900		492,500	
18	190,500		227,000		259,000		294,800		333,200		374,200		436,900		493,800	
19	191,700		227,800		260,100		296,800		335,400		376,600		439,900		495,100	
20	192,900		228,600		261,200		298,800		337,600		379,000		442,900		496,400	
21	194,000		229,100		262,300	1	300,700		339,500		381,100		445,600		497,600	
22	195,100		229,800		263,700		302,800		341,600		383,400		448,200		498,400	
23	196,200		230,500		265,100		304,900		343,700		385,700		450,800		499,200	
24	197,300		231,200		266,500		307,000		345,800		388,000		453,400		500,000	
25	198,100		231,800		267,800		308,900		347,700		390,200		456,000		500,700	
26	200,100		232,700		269,200	1	311,000		350,000		392,400		458,500		501,600	
27	202,100		233,600		270,600		313,100		352,300		394,600		461,000		502,500	
28	204,100		234,500		272,000		315,200		354,600		396,800		463,500		503,400	
29	206,000		235,300	1	273,400		317,200		356,900		398,700		465,800		504,100	
30	207,300		236,200	1	274,900		319,300		359,300		400,700		468,200		505,100	
31	208,600		237,100		276,400	1	321,400		361,700		402,700		470,600		506,100	
32	209,900		238,000		277,900		323,500		364,100		404,700		473,000		507,100	
33	211,200		238,800		279,400		325,500		366,400		406,500		475,100		508,000	
34	212,400		239,700		281,000		327,700		368,800		408,300		476,800		508,900	
35	213,600		240,600		282,600		329,900		371,200		410,100		478,500		509,800	
36	214,800		241,500		284,200		332,100		373,600		411,900		480,200		510,700	
37	215,800		242,200		285,600		334,300		375,700		413,500		481,800	1	511,400	
38	216,500		243,300		287,200		336,400		377,500		414,800		483,500		511,900	
39	217,200		244,400		288,800		338,500		379,300		416,100		485,200		512,400	
40	217,900		245,500		290,400		340,600		381,100		417,400		486,900		512,900	
41	218,300		246,600		292,000	1	342,700		382,700		418,500		488,300		513,200	
42	218,900		247,700		293,900		344,600		384,300		419,600		489,300		513,700	
43	219,500		248,800	1	295,800		346,500		385,900		420,700		490,300		514,200	
44	220,100		249,900		297,700		348,400		387,500		421,800		491,300		514,700	
45	220,600		250,700		299,300		350,100		389,100		422,900		492,000		515,100	
46	221,200		252,000		301,100		352,000		390,600		423,800		493,000		515,700	
47	221,800		253,300		302,900		353,900		392,100		424,700		494,000		516,300	
48	222,400		254,600		304,700		355,800		393,600		425,600		495,000		516,900	
49	222,800		255,800		306,400	1	357,400		394,900		426,500		495,800		517,300	
50	223,400		257,000		308,300		359,000		396,200		427,100		496,800		517,900	
51	224,000		258,200		310,200		360,600		397,500		427,700		497,800		518,500	
52	224,600		259,400		312,100		362,200		398,800		428,300		498,800		519,100	
53	225,100		260,500		313,800		363,700		399,900		428,900		499,500		519,500	
54	225,800		261,900		315,600		365,400		400,900		429,600		500,100		520,100	
55	226,500		263,300		317,400		367,100		401,900		430,300		500,700		520,700	
56	227,200		264,700		319,200		368,800		402,900		431,000		501,300		521,300	
57	227,600		265,800		320,900		370,500		403,600		431,400		501,600		521,700	
58	228,300		267,000		322,700		372,100		404,400		432,000		502,200		522,300	
59	229,000		268,200		324,500		373,700		405,200		432,600		502,800		522,900	
60	229,700		269,400		326,300		375,300		406,000		433,200		503,400		523,500	
61	230,400		270,400		328,000	1	376,600		406,700		433,800		503,700		523,900	
62	230,900		271,700		329,800		378,100		407,300		434,400					
63	231,400		273,000		331,600		379,600		407,900		435,000					
64	231,900		274,300		333,400		381,100	1	408,500		435,600					
65	232,400		275,500		335,000		382,300		409,000		436,200					
66	233,100		276,700		336,700		383,500		409,500		436,800					
67	233,800		277,900		338,400		384,700		410,000		437,400	1				
68	234,500		279,100		340,100	1	385,900		410,500		438,000					
69	234,900		280,300		341,600		387,000		410,900		438,500					
70	235,900		281,700		343,300		388,000		411,400		439,100					

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
71	236,900		283,100		345,000		389,000	1	411,900		439,700					
72	237,900		284,500		346,700		390,000		412,400		440,300					
73	238,800		285,600		348,400	1	390,900		412,700	1	440,800					
74	239,500		287,000		349,900		391,700		413,000		441,400					
75	240,200		288,400		351,400		392,500		413,400		442,000					
76	240,900		289,800		352,900		393,300		413,800		442,600					
77	241,500		291,100		354,100	1	394,100		414,000		442,900					
78	242,200		292,500		355,200		394,800	1	414,400		443,500					
79	242,900		293,900		356,300		395,500		414,900		444,100					
80	243,600		295,300		357,400		396,200		415,400		444,700					
81	244,200		296,400		358,500		396,800		415,800		445,000					
82			297,800		359,500		397,400		416,600		445,500					
83			299,200		360,500		398,000		417,400		446,000					
84			300,600		361,500	1	398,600		418,200		446,500					
85			301,700		362,500		399,100		418,700		446,900					
86					363,400		399,700		419,000		447,400					
87					364,300		400,300		419,300		447,900					
88					365,200		400,900		419,600		448,400					
89					366,100		401,500		419,800		448,900					
90					366,900		402,100		420,000		449,400					
91					367,700		402,500		420,200		449,900					
92					368,500		403,000		420,400		450,400					
93					369,100		403,500		420,600	1	450,800	1				
94					369,800		404,000									
95					370,500		404,500									
96					371,200		405,000									
97					371,900		405,400									
98					372,600		405,900									
99					373,300		406,400									
100					374,000		406,900									
101					374,600		407,200									
102					375,100		407,500									
103					375,600		407,800									
104					376,100		408,100									
105					376,300		408,300									
106					376,800		408,500									
107					377,300		408,700									
108					377,800		408,900	1								
109					378,100		409,200									
110					378,500											
111					378,900											
112					379,300											
113					379,500											
114					379,900											
115					380,300											
116					380,700											
117					380,800											
118					381,300											
119					381,700											
120					382,100											
121					382,400											
122					382,600											
123					382,800											
124					383,000											
125					383,100											
126					383,300											
127					383,500											
128					383,700											
129					383,900											
人員計	0人		3人		10人		4人		2人		2人		1人		0人	
構成比	—		13.6%		45.5%		18.2%		9.1%		9.1%		4.5%		—	
平均給料	—		240,100円		313,840円		393,450円		416,650円		444,100円		481,800円		—	

適 用 職 員 数	22人
平 均 給 料	347,082円

(参考)

(9) 病院局行政職給料表(病院等の一般事務)

号給 級	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
1	177,400		205,200		240,200		268,300		297,100		334,400		382,900		451,600	
2	177,900		206,900		241,400		269,500		298,900		336,800		386,300		454,500	
3	178,400		208,600		242,600		270,700		300,700		339,200		389,700		457,400	
4	178,900		210,300		243,800		271,900		302,500		341,600		393,100		460,300	
5	179,400		211,700		244,700		273,000		304,300		343,800		396,200		463,200	
6	180,200		213,400		245,600		274,500		306,500		346,100		399,400		466,100	
7	181,000		215,100		246,500		276,000		308,700		348,400		402,600		469,000	
8	181,800		216,800		247,400		277,500		310,900		350,700		405,800		471,900	
9	182,400		218,300	2	248,300		278,700		312,900		352,900		409,000		474,700	
10	183,100		219,500		249,500		280,500		315,200		355,300		412,200		477,300	
11	183,800		220,700		250,700		282,300		317,500		357,700		415,400		479,900	
12	184,500		221,900		251,900		284,100		319,800		360,100		418,600		482,500	
13	185,200		222,800	2	253,100	1	285,700		321,900		362,500		421,700		485,000	
14	186,300		223,700		254,300		287,500		324,200		364,900		424,800		486,900	
15	187,400		224,600		255,500		289,300		326,500		367,300		427,900		488,800	
16	188,500		225,500		256,700		291,100		328,800		369,700		431,000		490,700	
17	189,300		226,200	2	257,900		292,800		331,000		371,800		433,900		492,500	
18	190,500		227,000		259,000	1	294,800		333,200		374,200		436,900		493,800	
19	191,700		227,800		260,100	2	296,800		335,400		376,600		439,900		495,100	
20	192,900		228,600		261,200		298,800		337,600		379,000		442,900		496,400	
21	194,000		229,100	1	262,300	1	300,700		339,500		381,100		445,600		497,600	
22	195,100		229,800		263,700		302,800		341,600		383,400		448,200		498,400	
23	196,200		230,500		265,100		304,900		343,700		385,700		450,800		499,200	
24	197,300		231,200	1	266,500	1	307,000		345,800		388,000		453,400		500,000	
25	198,100		231,800		267,800		308,900		347,700		390,200		456,000		500,700	
26	200,100		232,700		269,200	1	311,000		350,000		392,400		458,500		501,600	
27	202,100		233,600		270,600		313,100		352,300		394,600		461,000		502,500	
28	204,100		234,500		272,000		315,200		354,600		396,800		463,500		503,400	
29	206,000		235,300		273,400	3	317,200		356,900		398,700		465,800		504,100	
30	207,300		236,200		274,900		319,300		359,300		400,700		468,200		505,100	
31	208,600		237,100	2	276,400		321,400		361,700		402,700		470,600		506,100	1
32	209,900		238,000	1	277,900		323,500		364,100		404,700		473,000		507,100	
33	211,200		238,800		279,400	1	325,500		366,400		406,500		475,100		508,000	
34	212,400		239,700	1	281,000	1	327,700		368,800		408,300		476,800		508,900	
35	213,600		240,600	1	282,600	1	329,900		371,200		410,100		478,500		509,800	
36	214,800		241,500		284,200	1	332,100		373,600		411,900		480,200		510,700	
37	215,800		242,200		285,600	2	334,300		375,700		413,500		481,800		511,400	
38	216,500		243,300		287,200		336,400		377,500		414,800		483,500		511,900	
39	217,200		244,400		288,800	2	338,500	1	379,300		416,100		485,200		512,400	
40	217,900		245,500	1	290,400	1	340,600		381,100		417,400		486,900		512,900	
41	218,300		246,600	3	292,000	2	342,700		382,700		418,500		488,300		513,200	
42	218,900		247,700		293,900		344,600		384,300		419,600		489,300		513,700	
43	219,500		248,800		295,800		346,500		385,900		420,700		490,300		514,200	
44	220,100		249,900		297,700	1	348,400		387,500		421,800		491,300		514,700	
45	220,600		250,700	1	299,300	2	350,100		389,100		422,900		492,000		515,100	
46	221,200		252,000		301,100	1	352,000		390,600		423,800		493,000		515,700	
47	221,800		253,300		302,900	1	353,900		392,100		424,700		494,000		516,300	
48	222,400		254,600		304,700		355,800		393,600		425,600		495,000		516,900	
49	222,800		255,800		306,400	2	357,400		394,900		426,500		495,800		517,300	
50	223,400		257,000	1	308,300	1	359,000		396,200		427,100		496,800		517,900	
51	224,000		258,200		310,200	1	360,600		397,500		427,700		497,800		518,500	
52	224,600		259,400		312,100		362,200		398,800		428,300		498,800		519,100	
53	225,100		260,500		313,800		363,700		399,900		428,900		499,500		519,500	
54	225,800		261,900		315,600		365,400		400,900		429,600		500,100		520,100	
55	226,500		263,300		317,400		367,100	1	401,900		430,300	2	500,700		520,700	
56	227,200		264,700		319,200	1	368,800		402,900		431,000		501,300		521,300	
57	227,600		265,800		320,900	1	370,500		403,600		431,400		501,600		521,700	
58	228,300		267,000		322,700		372,100	1	404,400		432,000		502,200		522,300	
59	229,000		268,200		324,500	1	373,700		405,200		432,600	1	502,800		522,900	
60	229,700		269,400		326,300	1	375,300		406,000		433,200		503,400		523,500	
61	230,400		270,400		328,000	2	376,600	1	406,700		433,800		503,700		523,900	
62	230,900		271,700		329,800		378,100		407,300		434,400					
63	231,400		273,000		331,600		379,600		407,900		435,000					
64	231,900		274,300	1	333,400		381,100		408,500		435,600					
65	232,400		275,500	1	335,000		382,300		409,000		436,200					
66	233,100		276,700		336,700		383,500		409,500		436,800	1				
67	233,800		277,900		338,400	1	384,700		410,000		437,400	1				
68	234,500		279,100		340,100		385,900		410,500		438,000					
69	234,900		280,300		341,600		387,000	1	410,900		438,500					
70	235,900		281,700		343,300	3	388,000	1	411,400		439,100	1				

級 号給	1		2		3		4		5		6		7		8	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人				
71	236,900		283,100		345,000	2	389,000		411,900		439,700					
72	237,900		284,500	1	346,700		390,000		412,400		440,300					
73	238,800		285,600		348,400		390,900		412,700		440,800	1				
74	239,500		287,000		349,900		391,700	1	413,000		441,400					
75	240,200		288,400		351,400		392,500	1	413,400		442,000					
76	240,900		289,800		352,900		393,300	1	413,800		442,600					
77	241,500		291,100		354,100		394,100		414,000		442,900					
78	242,200		292,500	1	355,200		394,800		414,400	1	443,500					
79	242,900		293,900		356,300		395,500		414,900		444,100					
80	243,600		295,300		357,400		396,200	1	415,400		444,700					
81	244,200		296,400		358,500		396,800		415,800		445,000					
82			297,800		359,500		397,400		416,600		445,500	2				
83			299,200		360,500		398,000		417,400	1	446,000					
84			300,600		361,500	1	398,600		418,200	1	446,500					
85			301,700		362,500		399,100		418,700		446,900					
86					363,400		399,700	2	419,000		447,400					
87					364,300	1	400,300		419,300		447,900					
88					365,200		400,900		419,600		448,400					
89					366,100		401,500		419,800		448,900					
90					366,900		402,100		420,000		449,400					
91					367,700	1	402,500		420,200		449,900					
92					368,500		403,000		420,400		450,400					
93					369,100		403,500		420,600		450,800	1				
94					369,800	1	404,000									
95					370,500		404,500									
96					371,200		405,000	1								
97					371,900		405,400									
98					372,600		405,900									
99					373,300		406,400									
100					374,000		406,900									
101					374,600		407,200									
102					375,100		407,500									
103					375,600		407,800									
104					376,100		408,100									
105					376,300		408,300									
106					376,800		408,500									
107					377,300		408,700									
108					377,800		408,900									
109					378,100		409,200									
110					378,500											
111					378,900											
112					379,300											
113					379,500	1										
114					379,900											
115					380,300											
116					380,700											
117					380,800											
118					381,300											
119					381,700											
120					382,100											
121					382,400											
122					382,600											
123					382,800											
124					383,000											
125					383,100											
126					383,300											
127					383,500											
128					383,700											
129					383,900											
人員計	0人		23人		47人		13人		3人		10人		0人		1人	
構成比	—		23.7%		48.5%		13.4%		3.1%		10.3%		—		1.0%	
平均給料	—		243,791円		305,968円		385,185円		416,667円		438,910円		—		506,100円	

適 用 職 員 数	97人
平 均 給 料	321,034円

(参考)

(10) 病院局医療職給料表（1）（病院の医師、歯科医師）

級 号給	1		2		3		4	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
1	329,300		387,600		407,300		502,600	
2	331,900		391,500		411,000		504,700	
3	334,500		395,400		414,700		506,800	
4	337,100		399,300		418,400		508,900	
5	339,500		403,000		422,000		510,800	
6	342,100		406,900		425,600		512,900	
7	344,700		410,800		429,200		515,000	
8	347,300		414,700		432,800		517,100	
9	349,800	3	418,500	8	436,400		518,900	
10	352,700		421,900		439,900		521,000	
11	355,600		425,300		443,400		523,100	
12	358,500		428,700		446,900		525,200	
13	361,200	6	432,000	2	450,200		527,200	
14	364,300		434,900		453,500		529,300	
15	367,400		437,800		456,800		531,400	
16	370,500		440,700		460,100		533,500	
17	373,500	3	443,500	6	463,400		535,400	
18	376,300		446,400		465,800		537,100	
19	379,100		449,300		468,200		538,800	
20	381,900		452,200		470,600		540,500	
21	384,700	5	454,800	5	472,700		542,100	
22	387,600		457,100		474,900		543,800	
23	390,500		459,400		477,100		545,500	
24	393,400		461,700		479,300		547,200	
25	396,200	1	463,900	5	481,400		548,700	
26	399,100		465,300		483,700		550,200	
27	402,000		466,700		486,000		551,700	
28	404,900		468,100		488,300		553,200	
29	407,600		469,400	4	490,600		554,400	
30	410,500		470,900		492,500		555,900	
31	413,400		472,400		494,400		557,400	
32	416,300		473,900		496,300		558,900	
33	419,200		475,400	7	498,100		560,400	
34	422,000		477,000	1	500,300		561,800	
35	424,800		478,600		502,500		563,200	
36	427,600		480,200		504,700		564,600	
37	430,300		481,600	6	506,900		565,800	
38	433,000		483,300		508,700		567,000	
39	435,700		485,000		510,500		568,200	
40	438,400		486,700		512,300		569,400	1
41	440,900		488,200	5	514,000		570,300	
42	443,600		489,900		515,800		571,400	
43	446,300		491,600		517,600		572,500	
44	449,000		493,300		519,400		573,600	
45	451,400		494,900	5	521,000		574,500	
46	452,900		496,100		522,800		575,500	1
47	454,400		497,300		524,600		576,500	
48	455,900		498,500		526,400		577,500	
49	457,200		499,500	2	527,900		578,500	
50	458,600		500,200		529,500		579,500	
51	460,000		500,900		531,100		580,500	
52	461,400		501,600		532,700		581,500	
53	462,600		502,000	4	534,100		582,200	
54	463,900		502,600		535,000		583,000	
55	465,200		503,200		535,900		583,800	
56	466,500		503,800		536,800		584,600	
57	467,800		504,300	3	537,700		585,200	
58	469,400		504,900		539,000		585,700	
59	471,000		505,500		540,300		586,200	
60	472,600		506,100		541,600		586,700	
61	474,000		506,600	5	542,900	1	587,000	
62	475,500		507,200		544,500		587,500	
63	477,000		507,800		546,100		588,000	
64	478,500		508,400		547,700		588,500	
65	479,700		509,000	5	549,200	2	588,800	
66	480,500		509,700		550,300		589,300	
67	481,300		510,400	1	551,400		589,800	
68	482,100		511,100		552,500	1	590,300	
69	482,900		511,800	8	553,300		590,500	
70	483,800		512,300		554,400	1	590,900	

級 号給	1		2		3		4	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
	円	人	円	人	円	人	円	人
71	484,700		512,800		555,500	1	591,300	
72	485,600		513,300		556,600		591,700	
73	486,300		513,600	2	557,700		592,000	
74	487,000		514,100		558,900	1	592,300	
75	487,700		514,600	1	560,100		592,600	
76	488,400		515,100		561,300		592,900	
77	489,000		515,500	3	562,400		593,200	
78	489,300		516,200		563,400		593,600	
79	489,600		516,900		564,400		594,000	
80	489,900		517,600		565,400	1	594,400	
81	490,000		518,100	6	566,100		594,700	
82			518,900		567,000	1	595,000	
83			519,700		567,900		595,300	
84			520,500		568,800		595,600	
85			521,000	1	569,700		595,900	
86			521,900		570,100			
87			522,800	1	570,500			
88			523,700		570,900			
89			524,300	40	571,300			
90					571,800			
91					572,300			
92					572,800			
93					573,100			
94					573,600			
95					574,100			
96					574,600			
97					574,800			
98					575,300			
99					575,800			
100					576,300			
101					576,600			
102					577,000			
103					577,400			
104					577,800			
105					578,200			
人員計	18人		136人		9人		2人	
構成比	10.9%		82.4%		5.5%		1.2%	
平均給料	369,822円		495,363円		555,000円		572,450円	

適用職員数	165人
平均給料	485,855円

(参考)

(11) 病院局医療職給料表(2) (病院の薬剤師、臨床検査技師等)

級 号給	1		2		3		4		5		6	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
1	181,900		213,800		246,600		277,100		337,700		376,800	
2	183,200		215,300		247,400		279,000		340,100		379,200	
3	184,500		216,800		248,200		280,900		342,500		381,600	
4	185,800		218,300		249,000		282,800		344,900		384,000	
5	187,100		219,800		249,800		284,400		347,300		386,300	
6	188,600		221,400		250,700		286,200		349,600		388,500	
7	190,100		223,000		251,600		288,000		351,900		390,700	
8	191,600		224,600		252,500		289,800		354,200		392,900	
9	192,900		225,900	10	253,400		291,500		356,400		395,000	
10	194,300		226,700		254,500		293,400		358,800		397,200	
11	195,700		227,500		255,600		295,300		361,200		399,400	
12	197,100		228,300		256,700		297,200		363,600		401,600	
13	198,500		229,000	5	257,800	1	298,900		365,700		403,500	
14	200,200		230,300		259,300		300,800		368,100		405,800	
15	201,900		231,600	1	260,800		302,700		370,500		408,100	
16	203,600		232,900		262,300		304,600		372,900		410,400	
17	205,200		233,900	8	263,500		306,200		375,100		412,400	
18	207,500		234,500		265,000		308,800		377,600		414,300	
19	209,800		235,100		266,500		311,400		380,100		416,200	
20	212,100		235,700		268,000		314,000		382,600		418,100	
21	214,100		236,200	3	269,200	2	316,400		385,000		419,700	
22	215,500		236,800		271,100		319,000		387,400		421,300	
23	216,900		237,400		273,000		321,600	1	389,800		422,900	
24	218,300		238,000	1	274,900		324,200		392,200		424,500	
25	219,400		238,600	2	276,700	4	326,600		394,400		425,800	
26	220,400		239,400		278,600		329,100		396,600		426,900	
27	221,400		240,200	4	280,500	3	331,600		398,800		428,000	
28	222,400		241,000	2	282,400		334,100		401,000		429,100	
29	223,300		241,700	7	284,100	3	336,300		403,200		430,000	
30	224,500		242,500		286,000		338,700		405,100		430,900	
31	225,700		243,300	1	287,900	3	341,100		407,000		431,800	
32	226,900		244,100	1	289,800	2	343,500		408,900		432,700	
33	227,800		244,700	1	291,500	7	345,800		410,500		433,600	
34	228,400		245,300	2	293,700	3	348,300		412,100		434,500	
35	229,000	1	245,900		295,900	2	350,800		413,700		435,400	
36	229,600		246,500	1	298,100		353,300		415,300		436,300	
37	230,000		246,900	4	300,000	4	355,500		416,600	1	436,900	
38	230,500		247,600	1	302,100	1	358,100		417,600		437,600	
39	231,000		248,300		304,200	2	360,700		418,600		438,300	
40	231,500		249,000	2	306,300		363,300		419,600		439,000	
41	232,000		249,700	1	308,100	4	365,800		420,400		439,400	
42	232,600		250,500	1	310,100	3	368,300		421,100		439,900	
43	233,200		251,300	1	312,100	4	370,800		421,800		440,400	
44	233,800		252,100		314,100	2	373,300		422,500		440,900	
45	234,300		252,900		315,900	3	375,500	1	423,200		441,200	
46	235,200		254,100		317,800	1	377,800		424,000		441,900	
47	236,100		255,300	1	319,700		380,100		424,800		442,600	
48	237,000		256,500		321,600	1	382,400		425,600		443,300	
49	237,600		257,400		323,500	3	384,500	2	426,300	1	444,000	
50	238,300	1	258,600		325,400	1	386,700		427,100	1	444,400	
51	239,000		259,800		327,300	3	388,900	1	427,900	1	444,800	
52	239,700		261,000	1	329,200	1	391,100		428,700		445,200	
53	240,400		261,900		331,000	5	393,000		429,300		445,300	
54	241,000		263,100		332,800		394,700	2	430,000		445,700	
55	241,600		264,300		334,600	4	396,400		430,700		446,100	
56	242,200		265,500		336,400	1	398,100		431,400		446,500	
57	242,500		266,700		337,900	2	399,800		432,000		446,600	
58	243,300		267,900		339,300	1	401,000	1	432,700		446,800	
59	244,100		269,100	1	340,700	3	402,200		433,400		447,000	
60	244,900		270,300		342,100	1	403,400		434,100	1	447,200	
61	245,400		271,400		343,500	1	404,600	1	434,600		447,400	
62	246,300		272,700	1	344,700	1	405,600		435,000		447,600	
63	247,200		274,000		345,900	1	406,600	1	435,400		447,700	1
64	248,100		275,000		347,100	3	407,600		435,800		447,800	
65	248,700		276,300		348,200		408,300	1	436,200		447,900	1
66	249,800		277,300		349,300	1	409,300		436,600			
67	250,900		278,300		350,400	1	410,300		437,000			
68	252,000		279,300		351,500		411,300	2	437,400			
69	252,900		280,000		352,600		412,200		437,600			
70	253,900		280,900		353,500		413,200	2	437,800			

級 号給	1		2		3		4		5		6	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
71	254,900		281,800		354,400	1	414,200		438,000			
72	255,900		282,700		355,300	1	415,200	1	438,200			
73	256,800		283,600		356,200		416,200		438,400	1		
74	257,800		284,500		357,200		417,000					
75	258,800		285,400		358,200	1	417,800					
76	259,800		286,300		359,200		418,600					
77	260,500		287,000		359,900	1	419,300					
78	261,400		287,700		360,600	1	420,000					
79	262,300		288,400		361,300		420,700					
80	263,200		289,100		362,000		421,400					
81	264,100		289,800		362,500		422,100					
82	265,200		290,300		363,100	1	422,800					
83	266,300		290,800		363,700	1	423,500					
84	267,400		291,300		364,300		424,200					
85	268,200		291,800		364,800	1	424,700					
86	269,100		292,200		365,500		425,300					
87	270,000	1	292,600	1	366,200		425,900					
88	270,900		293,000		366,900	1	426,500					
89	271,500		293,200		367,600		427,100					
90	272,300		293,500		367,900		427,500					
91	273,100		293,800		368,200		427,900					
92	273,900		294,100		368,500		428,300					
93	274,600		294,400		368,800		428,500					
94	275,200		294,700		369,000							
95	275,800		295,000	1	369,200	1						
96	276,400		295,300		369,400							
97	276,700		295,600		369,600							
98	277,100				369,800	1						
99	277,500				370,000							
100	277,900				370,200							
101	278,300	1			370,400	6						
人員計	4人		65人		105人		17人		6人		2人	
構成比	2.0%		32.7%		52.8%		8.5%		3.0%		1.0%	
平均給料	253,900円		240,998円		319,904円		396,435円		428,400円		447,800円	

適用職員数	199人
平均給料	303,898円

(参考)

(12) 病院局医療職給料表(3) (病院の看護師等)

級 号給	1		2		3		4		5		6	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
1	213,200		251,800		273,000		295,300		321,000		351,300	
2	214,700		252,900		273,700		296,000		322,500		353,300	
3	216,200		254,200		274,400		296,700		324,000		355,300	
4	217,700		255,500		275,100		297,400		325,500		357,300	
5	219,100		256,800	71	275,800		298,100		327,000		359,300	
6	221,300		257,300		276,200		299,300		329,000		361,700	
7	223,500		257,800	3	276,800		300,500		331,000		364,100	
8	225,700		258,300	3	277,400	1	301,700		333,000		366,500	
9	227,600		258,500	56	278,000	3	302,800		334,700		368,700	
10	229,900		259,300		279,000		304,300		336,500		371,100	
11	232,200		260,100	6	280,000	4	305,800		338,300		373,500	
12	234,500		260,900	2	281,000	1	307,300		340,100		375,900	
13	236,600	6	261,800	35	281,800	4	308,700		341,900		378,300	
14	238,400		262,100		282,700		310,100		343,700		380,600	
15	240,200		262,600	12	283,600	8	311,500		345,500		382,900	
16	242,000		263,100	2	284,500		312,900		347,300		385,200	
17	243,700	43	263,600	23	285,100	11	314,000		349,000		387,300	
18	245,100		264,000		286,000		315,300		350,900		389,500	
19	246,500		264,400	7	286,900	5	316,600		352,800		391,700	
20	247,900		264,800	2	287,800	1	317,900		354,700		393,900	
21	249,100		265,000	8	288,400	5	319,100		356,300		396,000	
22	250,300		265,400		289,500	1	320,200		358,200		398,200	
23	251,500		265,800	7	290,600	4	321,300		360,100		400,400	
24	252,700		266,200	3	291,700	1	322,400		362,000		402,600	
25	253,700		266,400	7	292,500	6	323,500		363,900		404,600	
26	254,500		267,100		293,700		325,700		365,900		406,500	
27	255,300		267,800	1	294,900	8	327,900		367,900		408,400	
28	256,100		268,500		296,100	4	330,100		369,900		410,300	
29	256,900	1	268,900	4	297,200	5	332,300		371,900		412,200	
30	257,600		269,500		298,400		334,000		373,800		414,000	
31	258,300		270,100	2	299,600	2	335,700		375,700		415,800	
32	259,000		270,700		300,800	2	337,400		377,600		417,600	
33	259,600		271,200	1	302,000	4	339,100		379,300		419,200	
34	260,400		272,200	2	303,300		340,800		381,000		420,700	
35	261,200		273,200		304,600	6	342,500		382,700		422,200	
36	262,000		274,200		305,900	2	344,200		384,400		423,700	
37	262,700		275,100	4	307,100	6	345,700		385,800		425,200	
38	263,100		275,900		308,400		347,300		387,400		426,400	
39	263,500		276,700		309,700	6	348,900		389,000		427,600	
40	263,900		277,500		311,000	3	350,500		390,600		428,800	
41	264,300		278,300		312,200	2	352,000		392,100		429,700	
42	264,500		279,300	2	313,400	3	353,600		393,600		430,700	
43	264,700		280,300	1	314,600	1	355,200		395,100		431,700	
44	264,900		281,300	1	315,800	3	356,800		396,600		432,700	
45	265,100		282,000		316,700	2	358,400		397,800		433,400	
46	265,200		283,200	1	317,800		360,100		399,200		434,500	
47	265,300		284,400		318,900		361,800		400,600		435,600	
48	265,400		285,600		320,000	3	363,500		402,000		436,700	
49	265,500		286,600		320,800	5	365,100		403,300		437,600	
50	265,800		287,900		322,000	3	366,900		404,600		438,200	
51	266,100		289,200	1	323,200	1	368,700		405,900		438,800	
52	266,400		290,500	1	324,400	2	370,500		407,200	1	439,400	
53	266,500		291,700		325,400	5	372,300		408,300		439,900	
54	266,700		293,000		326,500	1	374,200		409,800		440,400	
55	266,900		294,300	1	327,600	1	376,100		411,300		440,900	
56	267,000		295,600		328,700	2	378,000		412,800		441,400	
57	267,100		296,700	1	329,600	2	379,900		414,000		441,900	1
58	267,200		297,800		330,800		381,600		415,200		442,100	
59	267,400		298,900	1	332,000	2	383,300		416,400		442,300	
60	267,600		300,000		333,200	1	385,000		417,600		442,500	
61	267,800		301,000		334,200	4	386,500		418,800		442,700	1
62	268,100		302,100		335,200	5	388,100		419,700			
63	268,400		303,200		336,200	5	389,700		420,600			
64	268,700		304,300		337,200	1	391,300		421,500			
65	269,000		305,300		338,200	2	392,600		422,100			
66	269,100		306,500		339,500	3	394,100		422,700	1		
67	269,200		307,700		340,800	6	395,600		423,300			
68	269,300		308,900		342,100	4	397,100	1	423,900			
69	269,400	1	309,900		343,100	1	398,500	1	424,300			
70	269,900		311,000		344,300	4	399,500		424,600			

級 号給	1		2		3		4		5		6	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
71	270,400		312,100		345,500	6	400,500		424,900			
72	270,900		313,200		346,700	3	401,500	2	425,100	2		
73	271,100		314,100		347,600	6	402,200		425,300			
74	271,600		314,900		348,600	3	403,000	1	425,600			
75	272,100		315,700		349,600	3	403,800		425,900			
76	272,600		316,500	1	350,600	6	404,600		426,100			
77	272,900		317,100		351,500	6	405,400	4	426,300	5		
78	273,200		317,700		352,500	1	406,500	1				
79	273,500		318,300		353,500	3	407,600	2				
80	273,800		318,900		354,500	3	408,700					
81	274,100		319,500		355,300	3	409,700	4				
82	274,400		320,000		356,200	7	410,300					
83	274,700		320,500		357,100	3	410,900					
84	275,000		321,000		358,000	4	411,500					
85	275,300		321,300		358,700		411,800	1				
86	275,600		321,700		359,600	3	412,300	1				
87	275,900		322,100		360,500	4	412,800					
88	276,200		322,500		361,400	4	413,300	1				
89	276,500		322,900		362,200	2	413,800	1				
90	276,900		323,500		363,100	7	414,200					
91	277,300		324,100		364,000	1	414,600					
92	277,700		324,700		364,900	5	415,000	1				
93	277,900		325,200		365,500	1	415,200	3				
94	278,100		325,800		366,500	3						
95	278,300		326,400		367,500	5						
96	278,500		327,000		368,500	3						
97	278,700		327,300		369,400	3						
98			327,800		370,200	4						
99			328,300		371,000	3						
100			328,800		371,800	3						
101			329,000		372,400	2						
102			329,300		373,100	1						
103			329,600		373,800	3						
104			329,800		374,500	3						
105			330,000		375,000	1						
106			330,300		375,600	4						
107			330,600		376,200	2						
108			330,900		376,800	3						
109			331,100		377,200	2						
110			331,400		377,800	4						
111			331,700		378,400	3						
112			332,000		379,000	2						
113			332,300		379,300	1						
114					379,800	1						
115					380,300	1						
116					380,800	2						
117					381,100	2						
118					381,600	1						
119					382,100	1						
120					382,600							
121					383,100	17						
人員計	51人		272人		341人		24人		9人		2人	
構成比	7.3%		38.9%		48.8%		3.4%		1.3%		0.3%	
平均給料	243,627円		261,946円		335,918円		408,063円		423,511円		442,300円	

適用職員数	699人
平均給料	304,309円

(参考)

(13) 病院局技能労務職給料表（病院局の技能員、看護補助員等）

級 号給	1		2		3		4	
	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人	給料月額 円	人数 人
1	177,400		205,200		240,200		271,300	
2	177,900		206,900		241,400		272,700	
3	178,400		208,600		242,600		274,100	
4	178,900		210,300		243,800		275,500	
5	179,400		211,700		244,700		276,800	
6	180,200		213,400		245,600		278,200	
7	181,000		215,100		246,500		279,600	
8	181,800		216,800		247,400		281,000	
9	182,400		218,300		248,300		282,400	
10	183,100		219,500		249,500		283,900	
11	183,800		220,700		250,700		285,400	
12	184,500		221,900		251,900		286,900	
13	185,200		222,800		253,100		288,400	
14	186,300		223,700		254,300		290,000	
15	187,400		224,600		255,500		291,600	
16	188,500		225,500		256,700		293,200	
17	189,300		226,200		257,900		294,600	
18	190,500		227,000		259,000		296,200	
19	191,700		227,800		260,100		297,800	
20	192,900		228,600		261,200		299,400	
21	194,000		229,100		262,300		301,000	
22	195,100		229,800		263,700		302,900	
23	196,200		230,500		265,100		304,800	
24	197,300		231,200		266,500		306,700	
25	198,100		231,800		267,800		308,300	
26	200,100		232,700		269,200		310,100	
27	202,100		233,600		270,600		311,900	
28	204,100		234,500		272,000		313,700	
29	206,000		235,300		273,400		315,400	
30	207,300		236,200		274,900		317,300	
31	208,600		237,100		276,400		319,200	
32	209,900		238,000		277,900		321,100	
33	211,200		238,800		279,400		322,800	
34	212,400		239,700		281,000		324,600	
35	213,600		240,600		282,600		326,400	
36	214,800		241,500		284,200		328,200	
37	215,800		242,200		285,600		329,900	
38	216,500		243,300		287,200		331,700	
39	217,200		244,400		288,800		333,500	
40	217,900		245,500		290,400		335,300	
41	218,300		246,600		292,000		337,000	
42	218,900		247,700		293,900		338,800	
43	219,500		248,800		295,800		340,600	
44	220,100		249,900		297,700		342,400	
45	220,600		250,700		299,300		344,000	
46	221,200		252,000		301,100		345,700	
47	221,800		253,300		302,900		347,400	
48	222,400		254,600		304,700		349,100	
49	222,800		255,800		306,400		350,600	
50	223,400		257,000		308,300		352,300	
51	224,000		258,200		310,200		354,000	
52	224,600		259,400		312,100		355,700	
53	225,100		260,500		313,800		357,400	
54	225,800		261,900		315,600		358,900	
55	226,500		263,300		317,400		360,400	
56	227,200		264,700		319,200		361,900	
57	227,600		265,800		320,900		363,100	
58	228,300		267,000		322,700		364,200	
59	229,000		268,200		324,500		365,300	
60	229,700		269,400		326,300		366,400	
61	230,400		270,400		328,000		367,500	
62	230,900		271,700		329,800		368,500	
63	231,400		273,000		331,600		369,500	
64	231,900		274,300		333,400		370,500	
65	232,400		275,500		335,000		371,500	
66	233,100		276,700		336,700		372,400	
67	233,800		277,900		338,400		373,300	
68	234,500		279,100		340,100		374,200	
69	234,900		280,300		341,600		375,100	
70	235,900		281,700		343,300		375,900	

級 号給	1		2		3		4	
	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数	給料月額	人数
	円	人	円	人	円	人	円	人
71	236,900		283,100		345,000		376,700	
72	237,900		284,500		346,700		377,500	
73	238,800		285,600		348,400		378,100	
74	239,500		287,000		349,900		378,800	
75	240,200		288,400		351,400		379,500	
76	240,900		289,800		352,900		380,200	
77	241,500		291,100		354,100		380,900	
78	242,200		292,500		355,200		381,600	
79	242,900		293,900		356,300	1	382,300	
80	243,600		295,300		357,400		383,000	
81	244,200		296,400		358,500		383,600	
82	244,900		297,800		359,500		384,100	
83	245,600		299,200		360,500		384,600	
84	246,300		300,600		361,500		385,100	
85	247,200		301,700		362,500		385,300	
86	248,100		303,000		363,400		385,800	
87	249,000		304,300		364,300		386,300	
88	249,900		305,600		365,200		386,800	
89	250,500		307,100		366,100		387,100	
90	251,200		308,300		366,900		387,500	
91	251,900		309,500		367,700		387,900	
92	252,600		310,700		368,500		388,300	
93	253,600		312,200		369,100		388,500	
94	254,500		313,400		369,800		388,900	
95	255,400		314,600		370,500		389,300	
96	256,300		315,800		371,200		389,700	
97	257,100		317,200		371,900		389,800	
98	257,900		318,000		372,600		390,300	
99	258,700		318,800		373,300		390,700	
100	259,500		319,600		374,000		391,100	
101	260,400		320,500		374,600		391,400	
102			321,200		375,100		391,600	
103			321,900		375,600		391,800	
104			322,600		376,100		392,000	
105			323,400		376,300		392,100	
106			324,100		376,800		392,300	
107			324,800		377,300		392,500	
108			325,500		377,800		392,700	
109			326,200		378,100		392,900	
110					378,500		393,100	
111					378,900		393,300	
112					379,300		393,500	
113					379,500		393,700	
114					379,900			
115					380,300			
116					380,700			
117					380,800			
118					381,300			
119					381,700			
120					382,100			
121					382,400			
122					382,600			
123					382,800			
124					383,000			
125					383,100			
126					383,300			
127					383,500	1		
128					383,700			
129					383,800			
人員計	0人		0人		2人		0人	
構成比	—		—		100.0%		—	
平均給料	—		—		369,900円		—	

適用職員数	2人
平均給料	369,900円

第4表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員等

(1) 行政職給料表(一般)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	9								9
19	9								9
20	12								12
21	15								15
22	31	78							109
23	10	107							117
24	8	138							146
25	1	111							112
26	1	146							147
27	4	118							122
28	3	75	48						126
29	5	71	34						110
30	3	58	78						139
31		45	98						143
32	2	27	72						101
33	2	16	74						92
34		5	113	1					119
35	1	13	127	2					143
36	1	11	103	5					120
37	1	13	143	14			1	1	173
38	2	6	120	15					143
39		6	110	18					134
40		5	119	30					154
41	2	4	87	35	3				131
42	1	6	75	58	3				143
43		4	70	60	7	1	1		143
44		1	66	48	7	1			123
45	2	3	50	54	9	2			120
46	2	1	59	58	21	4			145
47			47	51	34	13			145
48		2	38	40	29	12			121
49			37	42	24	9			112
50			35	44	29	12			120
51		2	48	38	28	16	1		133
52		1	37	32	32	23	2		127
53		1	34	31	26	30	3		125
54			24	17	22	19	5		87
55		1	29	19	19	25	11	2	106
56		1	23	23	15	28	8	2	100
57			17	23	25	35	8	2	110
58		1	18	21	13	21	16	4	94
59			14	17	6	28	12	7	84
60以上									
人員計	127人	1,077人	2,047人	796人	352人	279人	68人	18人	4,764人
平均給料	207,813円	234,925円	317,958円	387,759円	416,016円	441,220円	483,996円	507,578円	325,464円
平均年齢	24.8歳	27.8歳	40.4歳	47.6歳	51.3歳	54.3歳	56.4歳	57.0歳	40.3歳

(注) 上記の平均給料には調整額は含まれていない。(以下同じ。)

(2) 行政職給料表（消防職員）

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	6								6
19	9								9
20	8								8
21	14								14
22	16	21							37
23	13	33							46
24	4	29							33
25	2	46							48
26		42							42
27		29							29
28		16	5						21
29		23	11						34
30		17	16						33
31		15	24						39
32		5	30						35
33			28						28
34			24						24
35			19	2					21
36			25	2					27
37			20	6					26
38			23	6					29
39			13	8					21
40			10	13					23
41			2	8					10
42			4	15	1				20
43			7	8	1				16
44			2	8	4				14
45			1	7	3				11
46				10	4				14
47			1	3	2				6
48			2	3	2	2			9
49				2		3			5
50			2	6	8	3			19
51			1	3	2	5			11
52			2	5	4	2			13
53			3			2	3		8
54			4	5	1	1			11
55			2	1	1	1	1		6
56			2	5		1	1		9
57			1	5	5	7	1		19
58			1	3	4	2	2	1	13
59			7	10	4	4	2		27
60以上									
人員計	72人	276人	292人	144人	46人	33人	10人	1人	874人
平均給料	204,890円	234,534円	307,177円	387,607円	416,278円	440,070円	483,230円	501,600円	302,059円
平均年齢	21.7歳	26.6歳	37.1歳	46.3歳	51.3歳	54.2歳	56.7歳	58.3歳	35.7歳

(3) 教育職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		68				68
23		83				83
24		88				88
25		84				84
26		77				77
27		83				83
28		114				114
29		116				116
30		140				140
31		141				141
32		124				124
33		124				124
34		145				145
35		133				133
36		130				130
37		168				168
38		131				131
39		144				144
40		154				154
41		133				133
42		124	2			126
43		98	2	13		113
44		79		9		88
45		71	1	21		93
46		70		31		101
47		61		21		82
48		41		16		57
49		44		15		59
50		45		8		53
51		35		7		42
52		36	1	12	6	55
53		34		7	12	53
54		41	2	10	16	69
55		30		2	16	48
56		38	2	2	17	59
57		30	2	1	20	53
58		35		1	28	64
59		33	2	2	34	71
60以上		1				1
人員計	0人	3,326人	14人	178人	149人	3,667人
平均給料	—	345,723円	413,386円	429,085円	448,145円	354,190円
平均年齢	—	37.6歳	51.8歳	48.6歳	56.9歳	39.0歳

(4) 医療職給料表(1)

級 年齢	1	2	3	4	計
18	人	人	人	人	人
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31		1			1
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52		1			1
53				1	1
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60以上		1		1	2
人員計	0人	3人	0人	2人	5人
平均給料	—	481,833円	—	587,550円	524,120円
平均年齢	—	48.3歳	—	58.7歳	52.4歳

(5) 医療職給料表 (2)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	計
	人	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		1					1
25		1					1
26		1					1
27		1					1
28		1					1
29		1	2				3
30		1	1				2
31		2	2				4
32		1	1				2
33		1	2				3
34		2	1				3
35							
36			3				3
37			8				8
38			2	2			4
39			5				5
40			2				2
41			2				2
42			2				2
43			4				4
44			4	1			5
45							
46			1	3			4
47				2			2
48			1	1			2
49			2				2
50				2			2
51				1	2		3
52			1		1		2
53			1				1
54				1			1
55				3	2		5
56			1				1
57							
58			1	2			3
59			4	1			5
60以上							
人員計	0人	13人	53人	19人	5人	0人	90人
平均給料	—	246,469円	327,611円	408,963円	430,760円	—	338,796円
平均年齢	—	30.1歳	41.9歳	50.2歳	53.1歳	—	42.6歳

(6) 特定任期付職員給料表

号給 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58			1					1
59								
60以上					1			1
人員計	0人	0人	1人	0人	1人	0人	0人	2人
平均給料	—	—	475,000円	—	617,000円	—	—	546,000円
平均年齢	—	—	58.4歳	—	62.3歳	—	—	60.4歳

(参考)

(7) 技能労務職給料表

級 年齢	1	2	3	4	計
18	人	人	人	人	人
19	1				1
20					
21					
22	1				1
23	3				3
24	4				4
25	2				2
26	2				2
27	3				3
28	2				2
29	8	1			9
30	5	4			9
31	4	2			6
32	3	2			5
33	3	1			4
34		1			1
35	6	1			7
36	4	3	1		8
37	4	1			5
38	1	2	2		5
39	6	2	3		11
40	6	9	6		21
41	11	5	11		27
42	3	1	5		9
43	4	6	4		14
44	4	4	9		17
45	2	4	2		8
46		2	13		15
47		1	15		16
48			17		17
49		1	22		23
50			33		33
51			28		28
52			26		26
53			16	2	18
54			11	1	12
55			18	4	22
56			14		14
57			10	4	14
58			9	1	10
59			8	2	10
60以上					
人員計	92人	53人	283人	14人	442人
平均給料	226,287円	265,506円	352,730円	387,621円	317,058円
平均年齢	35.0歳	39.8歳	50.7歳	56.3歳	46.3歳

(参考)

(8) 水道局企業職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28		1							1
29		1							1
30		1							1
31									
32			2						2
33									
34			1						1
35									
36			1						1
37			1						1
38									
39									
40			1						1
41									
42				1					1
43			1						1
44			2						2
45									
46			1						1
47									
48				1					1
49									
50									
51				1	1				2
52									
53									
54					1				1
55									
56									
57									
58						2			2
59				1			1		2
60以上									
人員計	0人	3人	10人	4人	2人	2人	1人	0人	22人
平均給料	—	240,100円	313,840円	393,450円	416,650円	444,100円	481,800円	—	347,082円
平均年齢	—	29.3歳	39.3歳	50.6歳	53.4歳	58.2歳	59.5歳	—	43.9歳

(参考)

(9) 病院局行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22		1							1
23		2							2
24		2							2
25		2							2
26									
27		2							2
28		3	1						4
29		1							1
30		1	1						2
31		1	1						2
32			2						2
33			2						2
34			3						3
35			3						3
36			3						3
37			4						4
38		1							1
39			1	1					2
40			2						2
41		1	1	1					3
42			2	3					5
43		1							1
44			4						4
45			4	2					6
46		2	1	1					4
47		1	2						3
48			5						5
49				1	2				3
50			2	1		1			4
51		1	1	1					3
52					1	4			5
53						2			2
54						2			2
55			1	1					2
56			1						1
57				1					1
58		1						1	2
59						1			1
60以上									
人員計	0人	23人	47人	13人	3人	10人	0人	1人	97人
平均給料	—	243,791円	305,968円	385,185円	416,667円	438,910円	—	506,100円	321,034円
平均年齢	—	33.7歳	41.4歳	47.1歳	50.7歳	53.5歳	—	58.0歳	42.0歳

(参考)

(10) 病院局医療職給料表 (1)

級 年齢	1	2	3	4	計
18	人	人	人	人	人
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26	3				3
27	4				4
28	3				3
29	4				4
30	1	2			3
31	1	5			6
32	1	4			5
33		4			4
34		5			5
35	1	3			4
36		6			6
37		8			8
38		6			6
39		3			3
40		4			4
41		4			4
42		4			4
43		8			8
44		5			5
45		6			6
46		5			5
47		3			3
48		2			2
49		5			5
50		5			5
51		9			9
52		3			3
53		4			4
54		1			1
55		3			3
56		3			3
57		1			1
58		1			1
59		1			1
60以上		13	9	2	24
人員計	18人	136人	9人	2人	165人
平均給料	369,822円	495,363円	555,000円	572,450円	485,855円
平均年齢	29.1歳	45.3歳	62.8歳	62.3歳	44.7歳

(参考)

(11) 病院局医療職給料表 (2)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	計
	人	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20							
21							
22		7					7
23		8					8
24		7					7
25	1	4					5
26		4					4
27		10					10
28		2					2
29		8					8
30	1	6	1				8
31		1					1
32		2	5				7
33		1	7				8
34			16				16
35			11				11
36			4				4
37		2	7				9
38			4				4
39			10				10
40			5	1			6
41			3	1			4
42	1		7	1			9
43			7	2			9
44		1	2	1			4
45			3	2			5
46			2	3	1		6
47			2	3			5
48							
49	1	1	1				3
50			1				1
51		1			1		2
52			1				1
53							
54			2				2
55			1				1
56			1	1	1	1	4
57				1	2		3
58			1		1		2
59			1	1		1	3
60以上							
人員計	4人	65人	105人	17人	6人	2人	199人
平均給料	253,900円	240,998円	319,904円	396,435円	428,400円	447,800円	303,898円
平均年齢	37.1歳	28.1歳	39.6歳	47.3歳	54.6歳	58.3歳	37.1歳

(参考)

(12) 病院局医療職給料表 (3)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	計
18	人	人	人	人	人	人	人
19							
20	6						6
21	38						38
22	2	66					68
23		64					64
24		47					47
25	1	35					36
26	1	16					17
27		13					13
28		3	10				13
29		4	18				22
30	1	3	15				19
31		4	10				14
32		3	11				14
33		4	9				13
34		2	4				6
35			8				8
36	1	1	5				7
37		1	3				4
38			4				4
39		1	8				9
40			13				13
41	1		11				12
42		2	12				14
43			10	1			11
44			20				20
45		1	11	2			14
46			12				12
47			16				16
48		1	25	1			27
49			13		2		15
50		1	10	2			13
51			14	2	2		18
52			13	3			16
53			14	2	3	1	20
54			14	3	1		18
55			10	4			14
56			2	2			4
57			5		1		6
58			8	2			10
59			3			1	4
60以上							
人員計	51人	272人	341人	24人	9人	2人	699人
平均給料	243,627円	261,946円	335,918円	408,063円	423,511円	442,300円	304,309円
平均年齢	22.4歳	25.3歳	43.8歳	52.8歳	52.7歳	56.2歳	35.5歳

(参考)

(13) 病院局技能労務職給料表

級 年齢	1	2	3	4	計
18	人	人	人	人	人
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50			1		1
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59			1		1
60以上					
人員計	0人	0人	2人	0人	2人
平均給料	—	—	369,900円	—	369,900円
平均年齢	—	—	55.3歳	—	55.3歳

第5表 職員の扶養手当の支給状況

1 支給区分別職員数

(参考)

支給区分		給料表適用職員	技能労務職員及び 企業職員を含む全職員
受給者数		人 3,422	人 3,957
扶養親族の内訳	配偶者 (手当額 6,500 円)	1,163	1,315
	子 (手当額 10,000 円)	5,660	6,518
	子以外の扶養親族 (手当額 6,500 円)	96	125
	延扶養親族数	6,919	7,958
	特定期間にある子 (加算額 5,000 円)	1,153	1,401
非受給者数		5,980	7,071
受給者1人当たり平均手当額		20,588 円	20,578 円

- (注) 1 第5表1及び2という扶養親族とは、扶養手当の支給対象になっているものをいう。
 2 「特定期間にある子」とは、扶養親族のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。
 3 給料表適用職員とは、「千葉市職員の給与に関する条例」に定める給料表の適用を受ける職員をいう。
 以下、第8表までについて同じ。

2 扶養親族数別職員数

(参考)

扶養親族数	給料表適用職員	技能労務職員及び 企業職員を含む全職員
1 人	人 1,091	人 1,281
2 人	1,389	1,605
3 人	748	851
4 人	167	189
5人以上	27	31
受給者1人当たり平均扶養親族数	2.0 人	2.0 人

第6表 職員の管理職手当の支給状況

給料表 \ 区分	手 当 受 給 者 数	受給者1人当たり平均手当額
行 政 職 (一 般)	人 717	円 77,034
行 政 職 (消 防)	90	76,501
教 育 職	327	62,654
医 療 職 (1)	5	112,400
医 療 職 (2)	5	67,100
計	1,144	72,993

(参考)

技 能 労 務 職		0	0
企 業 職	水 道 局	5	80,900
	病 院 局 (行 政 職)	14	79,586
	病 院 局 (医 療 職 (1))	11	122,209
	病 院 局 (医 療 職 (2))	8	69,875
	病 院 局 (医 療 職 (3))	11	69,118
	病 院 局 (技 能 労 務 職)	0	0
合 計		1,193	73,501

第7表 職員の住居手当の支給状況

区 分		給 料 表 適 用 職 員
受 給 者	最 高 支 給 限 度 額 (2 7 , 0 0 0 円) 未 満 の 受 給 者	305 人
	最 高 支 給 限 度 額 (2 7 , 0 0 0 円) の 受 給 者	2,167
	計	2,472
非 受 給 者		6,930
受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 額		26,624 円

(参考)

技 能 労 務 職 員 及 び 企 業 職 員 を 含 む 全 職 員
346 人
2,561
2,907
8,121
26,638 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区 分			給 料 表 適 用 職 員
受 給 者	の 交 み 通 利 機 用 関 者 等	最 高 支 給 限 度 額 (5 5 , 0 0 0 円) 未 満 の 受 給 者	3,266 人
		最 高 支 給 限 度 額 (5 5 , 0 0 0 円) の 受 給 者	0
		小 計	3,266
	自 動 車 等 の み 使 用 者		5,181
	併 自 交 動 通 車 機 用 等 関 と 等 者 の と	最 高 支 給 限 度 額 (5 5 , 0 0 0 円) 未 満 の 受 給 者	615
		最 高 支 給 限 度 額 (5 5 , 0 0 0 円) の 受 給 者	0
		小 計	615
		計	9,062
	非 受 給 者		340
	受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 額		9,012 円

(参考)

技 能 労 務 職 員 及 び 企 業 職 員 を 含 む 全 職 員
3,615 人
0
3,615
6,291
664
0
664
10,570
458
8,921 円

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、千葉県人事委員会、埼玉県人事委員会、東京都人事委員会、富山県人事委員会、兵庫県人事委員会、特別区人事委員会及びさいたま市人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所 427事業所

(2) 調査対象職種

事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種、合計76職種

調 査 対 象 職 種 一 覧 表

初任給関係以外の調査職種（58 職種）	事務・技術関係職種（16 職種）	支店長 事務部長 事務部次長 事務課長	事務課長代理 事務係長 事務主任 事務係員	初任給関係職種（18 職種）	事務・技術関係職種（6 職種）	新卒事務員(大学卒) 新卒事務員(短大卒) 新卒事務員(高校卒)
		工場長 技術部長 技術部次長 技術課長	技術課長代理 技術係長 技術主任 技術係員			新卒技術者(大学卒) 新卒技術者(短大卒) 新卒技術者(高校卒)
	その他職種（42 職種）	電話交換手 自家用乗用自動車運転手 守衛 用務員 船長・機関長 一等航海士・機関士 二等航海士・機関士 三等航海士・機関士 運航士 甲板長・操機長 甲板手・操機手 甲板員・機関員 大学学長・副学長・学部長 大学教授 大学准教授 大学講師 大学助教 高等学校校長 高等学校教頭 高等学校教諭	研究所長 研究部(課)長 研究室(係)長 主任研究員 研究員 研究補助員 病院長 副院長 医科長 医師 歯科医師 薬局長 薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 理学療法士 作業療法士 総看護師長 看護師長 看護師 准看護師		その他職種（12 職種）	新卒船員(海上技術学校卒) 新卒大学助教(大学卒) 新卒研究員(大学卒) 新卒研究補助員(短大卒) 新卒研究補助員(高校卒) 新卒高等学校教諭(大学卒) 准新卒医師 准新卒薬剤師 准新卒診療放射線技師 新卒栄養士 准新卒看護師 准新卒准看護師

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織(本店・支店の別)、企業規模、産業により10層に層化し、これらの層から96事業所(事業所規模等が調査対象外であることが判明した2事業所を含む。)を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第9表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

調査事業所において初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

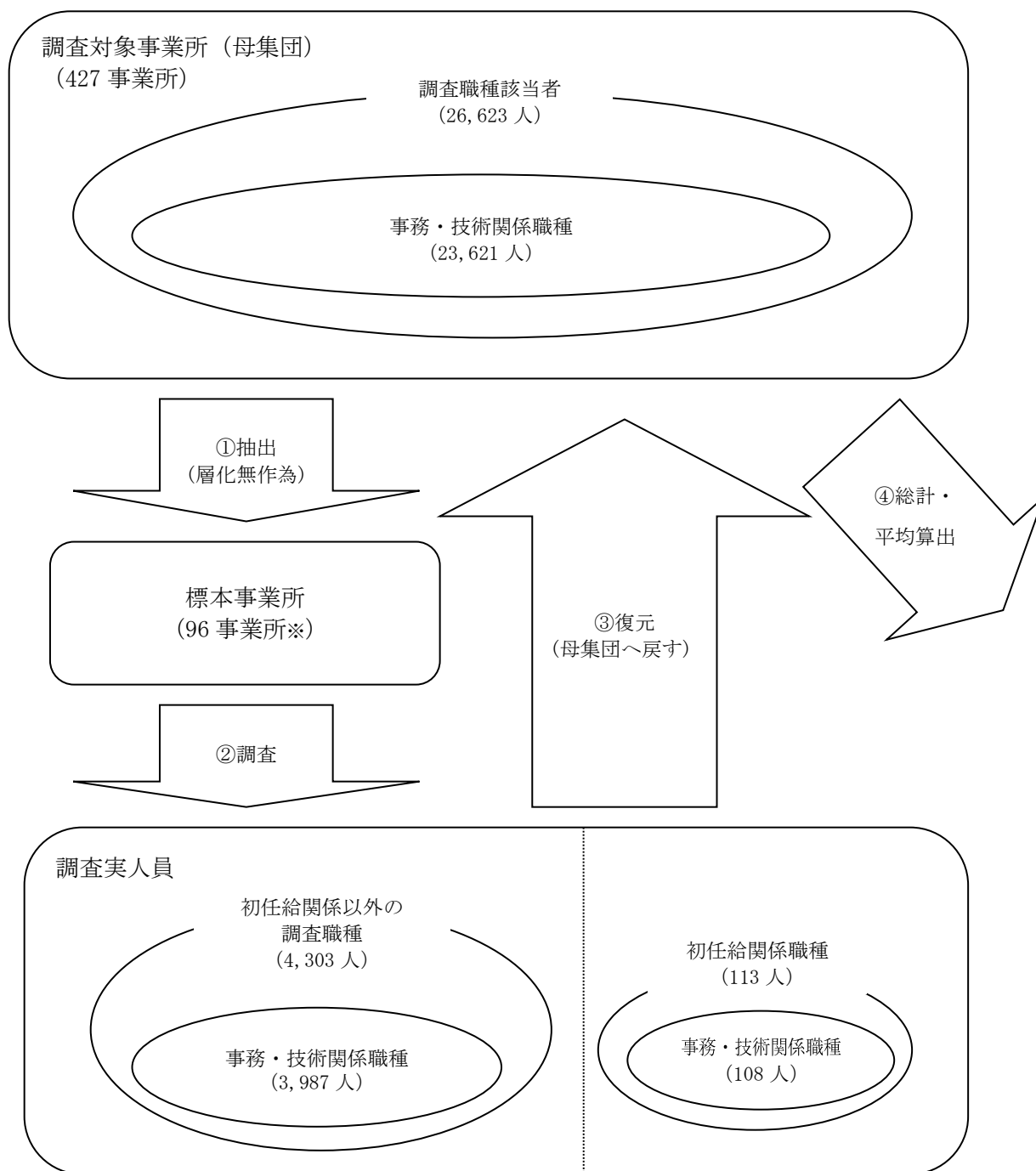
(3) 調査実人員

初任給関係職種113人(事務・技術関係職種の調査実人員108人)、初任給関係職種以外の調査職種4,303人(事務・技術関係職種の調査実人員3,987人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、26,623人であり、このうち事務・技術関係職種は、23,621人である。)

5 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

< 標本の抽出から集計までの流れ >



- ① 調査対象事業所（母集団）から標本事業所を抽出する。
- ② 標本事業所に対して、職種別民間給与実態調査を実施する。
- ③ 調査結果を基に、調査対象事業所（母集団）において推定された調査職種該当人数に対する値に復元する。
- ④ 復元した値を基に、総計及び平均を算出する。

※ 企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した2事業所を含む。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	規模計	3,000人	1,000人	500人	100人	50人
		以 上	、 2,999人	、 999人	、 499人	、 99人
産 業 計	81	21	10	15	27	8
鉱 業、採 石 業、 砂利採取業、建設業	9	4	1	3	0	1
製 造 業	12	2	2	3	4	1
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運 輸 業、郵 便 業	18	4	2	3	7	2
卸 売 業、小 売 業	10	3	2	1	4	0
金 融 業、保 険 業、 不動産業、物品賃貸業	7	1	2	2	2	0
教育、学 習 支 援 業、 医療、福祉、サービス業	25	7	1	3	10	4

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が2事業所、調査不能の事業所が13事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス業及びサービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

第 10 表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その 1 公民給与比較の対象職種

1 規 模 計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				ま っ ぽ 給 与 (A)		(A) － (B)		
				き 支 給 給 与	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	9	53.8	868,353	18,493	849,860	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	本表 2 規模500人以上及び本表 3 規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	7	54.0	916,310	23,053	893,257		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	工 場 長	2	55.0	674,870	0	674,870	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	同 上
	大 学 卒	2	55.0	674,870	0	674,870		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	－	－	－	－	－		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 部 長	181	54.5	780,192	1,862	778,330	2 課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）	同 上
	大 学 卒	148	54.5	807,064	1,901	805,163		
	短 大 卒	15	53.5	601,141	369	600,772		
	高 校 卒	18	54.9	702,959	2,830	700,129		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 部 長	83	54.0	849,694	467	849,227	同 上	同 上
	大 学 卒	76	54.0	848,493	468	848,025		
	短 大 卒	3	55.1	793,374	532	792,842		
	高 校 卒	4	52.9	926,290	411	925,879		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
事 務 部 次 長	51	53.7	644,610	88	644,522	上記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職（部長－課長間）	同 上	
大 学 卒	39	53.7	663,026	112	662,914			
短 大 卒	5	53.1	553,619	0	553,619			
高 校 卒	7	54.3	591,394	0	591,394			
中 学 卒	－	－	－	－	－			
技 術 部 次 長	9	55.6	679,854	92	679,762	同 上	同 上	
大 学 卒	6	56.4	769,748	145	769,603			
短 大 卒	3	54.0	524,176	0	524,176			
高 校 卒	－	－	－	－	－			
中 学 卒	－	－	－	－	－			

(注) 1 「*」は、調査実人員が 1 人の場合である。(以下本表において同じ。)
2 時間外手当には、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当、特殊作業手当（実績に応じて支給されるものに限る。）等が含まれる。(以下本表において同じ。)
3 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				ま っ ぽ 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) － (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	402	48.8	708,866	32,577	676,289	2 係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職	本表 2 規模500人以上及 び本表 3 規模100人以上 500人未満の対応級欄参 照
	大 学 卒	295	48.1	729,933	36,278	693,655		
	短 大 卒	44	50.6	593,717	5,722	587,995		
	高 校 卒	63	53.1	627,123	23,704	603,419		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 課 長	150	49.0	713,896	19,736	694,160	同 上	同 上
	大 学 卒	110	47.7	706,816	3,889	702,927		
	短 大 卒	6	54.8	607,767	31,761	576,006		
	高 校 卒	34	52.8	763,164	80,388	682,776		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 課 長 代 理	223	42.6	595,484	68,139	527,345	上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人 以上を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専 門職 中間職（課長－係長間）	同 上
	大 学 卒	181	41.7	595,240	70,343	524,897		
	短 大 卒	24	50.1	594,557	55,864	538,693		
	高 校 卒	18	50.0	602,445	38,531	563,914		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 課 長 代 理	88	48.0	633,405	12,065	621,340	同 上	同 上
	大 学 卒	78	47.6	639,247	10,906	628,341		
	短 大 卒	8	52.3	550,000	31,014	518,986		
	高 校 卒	2	54.0	654,033	0	654,033		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
事 務 係 長	495	43.0	499,703	59,087	440,616	係の長及び係長 級専門職	同 上	
大 学 卒	347	41.0	500,117	62,885	437,232			
短 大 卒	42	49.6	458,242	41,880	416,362			
高 校 卒	102	50.1	517,267	48,469	468,798			
中 学 卒	4	44.1	515,431	42,578	472,853			
技 術 係 長	111	43.6	557,006	104,176	452,830	同 上	同 上	
大 学 卒	73	40.6	545,441	106,485	438,956			
短 大 卒	10	49.4	524,522	103,144	421,378			
高 校 卒	28	49.6	602,157	98,252	503,905			
中 学 卒	－	－	－	－	－			

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。（以下本表において同じ。）

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				ま っ ぽ う 給 与 (A)		(A) － (B)		
				き 支 給	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	222	46. 3	431, 328	53, 379	377, 949	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	本表 2 規模500人以上及び本表 3 規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	115	44. 5	423, 915	51, 820	372, 095		
	短 大 卒	36	44. 4	371, 313	44, 608	326, 705		
	高 校 卒	70	50. 2	474, 322	60, 721	413, 601		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 主 任	117	41. 9	584, 928	112, 870	472, 058	同 上	同 上
	大 学 卒	81	36. 0	596, 635	124, 081	472, 554		
	短 大 卒	6	46. 2	476, 803	59, 242	417, 561		
	高 校 卒	30	56. 2	569, 100	91, 582	477, 518		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 係 員	995	36. 6	369, 183	41, 236	327, 947		同 上
	大 学 卒	618	33. 0	375, 919	46, 274	329, 645		
短 大 卒	165	43. 1	344, 215	32, 834	311, 381			
高 校 卒	208	43. 3	367, 217	30, 770	336, 447			
中 学 卒	4	39. 3	357, 034	36, 651	320, 383			
技 術 係 員	504	35. 8	433, 260	56, 921	376, 339		同 上	
大 学 卒	334	32. 4	445, 853	66, 770	379, 083			
短 大 卒	49	44. 0	486, 275	52, 960	433, 315			
高 校 卒	117	40. 1	394, 634	38, 236	356, 398			
中 学 卒	4	46. 4	351, 614	38, 896	312, 718			

(注) 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。（以下本表において同じ。）

2 規模 500 人以上（企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所）

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				ま っ ぽ 給 与 (A)		(A) － (B)		
				き 支 給 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 （ 社 ） の 長 （ 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 ）	行 政 職 8 級
	大 学 卒	8	54.9	943,241	0	943,241		
	短 大 卒	6	55.4	1,023,920	0	1,023,920		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	工 場 長	2	55.0	674,870	0	674,870	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 （ 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 ）	同 上
	大 学 卒	2	55.0	674,870	0	674,870		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	－	－	－	－	－		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 部 長	88	54.5	883,925	2,415	881,510	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 （ 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 ）	行 政 職 7 級 （ 行 政 職 8 級 の 一 部 ）
	大 学 卒	76	54.5	909,558	2,073	907,485		
	短 大 卒	3	51.7	604,319	1,763	602,556		
	高 校 卒	9	54.7	733,037	6,002	727,035		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 部 長	68	54.3	887,431	563	886,868	同 上	同 上
	大 学 卒	62	54.4	884,704	564	884,140		
	短 大 卒	2	53.1	915,086	835	914,251		
	高 校 卒	4	52.9	926,290	411	925,879		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 部 次 長	33	54.0	677,633	37	677,596	上 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 （ 部 長 － 課 長 間 ）	行 政 職 7 級
大 学 卒	29	53.8	686,962	42	686,920			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	3	55.0	611,113	0	611,113			
中 学 卒	－	－	－	－	－			
技 術 部 次 長	4	56.0	858,172	206	857,966	同 上	同 上	
大 学 卒	4	56.0	858,172	206	857,966			
短 大 卒	－	－	－	－	－			
高 校 卒	－	－	－	－	－			
中 学 卒	－	－	－	－	－			

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				ま っ ぽ 給 与 (A)		(A) － (B)		
				き 支 給 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	276	48.4	743,057	39,131	703,926	2 係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職	行政職 6 級
	大 学 卒	215	47.7	754,909	42,808	712,101		
	短 大 卒	22	52.1	657,211	6,942	650,269		
	高 校 卒	39	53.1	667,835	20,164	647,671		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 課 長	118	48.6	760,406	24,856	735,550	同 上	同 上
	大 学 卒	85	47.0	750,202	4,778	745,424		
	短 大 卒	2	59.0	818,166	103,114	715,052		
	高 校 卒	31	53.4	791,802	89,035	702,767		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 課 長 代 理	175	41.3	597,958	74,029	523,929	上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人 以上を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専 門職 中間職（課長－係長間）	行政職 5 級
	大 学 卒	147	40.7	597,148	74,261	522,887		
	短 大 卒	18	48.5	595,967	67,597	528,370		
	高 校 卒	10	49.8	640,131	80,767	559,364		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 課 長 代 理	54	48.9	695,811	861	694,950	同 上	同 上
	大 学 卒	53	48.8	695,887	878	695,009		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 係 長	340	42.1	511,648	69,371	442,277	係の長及び係長 級専門職	行政職 4 級
	大 学 卒	244	40.1	507,649	72,333	435,316		
	短 大 卒	25	51.5	488,384	49,774	438,610		
	高 校 卒	68	50.7	545,574	59,194	486,380		
中 学 卒	3	45.6	613,227	68,877	544,350			
技 術 係 長	90	43.8	608,139	133,985	474,154	同 上	同 上	
大 学 卒	59	40.7	595,802	138,332	457,470			
短 大 卒	5	51.8	665,619	212,682	452,937			
高 校 卒	26	49.4	625,642	109,545	516,097			
中 学 卒	－	－	－	－	－			

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
						(A) － (B)		
				ま っ ぽ っ っ き 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	154	47. 2	453, 183	54, 232	398, 951	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 3 級 （一部は 4 級）
	大 学 卒	75	44. 1	428, 624	50, 181	378, 443		
	短 大 卒	19	46. 5	411, 300	51, 007	360, 293		
	高 校 卒	59	51. 4	496, 841	60, 467	436, 374		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 主 任	101	42. 1	609, 679	121, 794	487, 885	同 上	同 上
	大 学 卒	73	36. 2	616, 690	130, 544	486, 146		
	短 大 卒	5	48. 8	524, 280	73, 208	451, 072		
	高 校 卒	23	57. 7	600, 470	103, 421	497, 049		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 係 員	676	36. 5	371, 337	42, 660	328, 677		行政職 1 級、2 級
	大 学 卒	408	32. 5	377, 765	49, 223	328, 542		
	短 大 卒	108	43. 2	333, 771	29, 551	304, 220		
	高 校 卒	157	44. 2	379, 146	31, 822	347, 324		
	中 学 卒	3	41. 7	364, 063	42, 992	321, 071		
	技 術 係 員	420	36. 2	442, 647	58, 827	383, 820		同 上
	大 学 卒	288	32. 3	449, 886	67, 906	381, 980		
	短 大 卒	37	45. 6	502, 403	50, 554	451, 849		
	高 校 卒	93	42. 3	411, 940	41, 086	370, 854		
	中 学 卒	2	43. 5	402, 622	71, 472	331, 150		

3 規模 100 人以上 500 人未満（企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所）

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				ま っ ぽ っ っ 給 与 (A)		(A) － (B)		
				き 支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	* 構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 （ 社 ） の 長 （ 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 ）	行 政 職 7 級
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	－	－	－	－	－		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	工 場 長	－	－	－	－	－	－ 構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 （ 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 ）	同 上
	大 学 卒	－	－	－	－	－		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	－	－	－	－	－		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 部 長	93	54.5	678,944	1,322	677,622	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 （ 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 ）	同 上
	大 学 卒	72	54.5	692,765	1,709	691,056		
	短 大 卒	12	53.9	600,386	37	600,349		
	高 校 卒	9	55.1	676,458	36	676,422		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 部 長	15	52.5	686,955	54	686,901	同 上	同 上
	大 学 卒	14	52.2	694,055	57	693,998		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	－	－	－	－	－		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 部 次 長	18	53.0	580,471	188	580,283	上 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 （ 部 長 － 課 長 間 ）	行 政 職 6 級
	大 学 卒	10	53.2	592,917	318	592,599		
	短 大 卒	4	51.5	546,332	0	546,332		
	高 校 卒	4	53.8	577,182	0	577,182		
中 学 卒	－	－	－	－	－			
技 術 部 次 長	5	55.2	537,386	0	537,386	同 上	同 上	
大 学 卒	2	57.5	562,860	0	562,860			
短 大 卒	3	54.0	524,176	0	524,176			
高 校 卒	－	－	－	－	－			
中 学 卒	－	－	－	－	－			

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				ま っ ぽ 給 与 (A)		(A) － (B)		
				き 支 給 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	126	50. 6	574, 475	6, 817	567, 658	2 係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職	行政職 5 級
	大 学 卒	80	50. 2	593, 595	634	592, 961		
	短 大 卒	22	48. 7	512, 869	4, 170	508, 699		
	高 校 卒	24	53. 2	568, 505	28, 800	539, 705		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 課 長	32	50. 5	539, 187	501	538, 686	同 上	同 上
	大 学 卒	25	50. 4	548, 034	639	547, 395		
	短 大 卒	4	52. 9	514, 114	0	514, 114		
	高 校 卒	3	47. 3	496, 926	0	496, 926		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 課 長 代 理	48	51. 5	577, 998	26, 513	551, 485	上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人 以上を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専 門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4 級
	大 学 卒	34	51. 3	577, 119	33, 138	543, 981		
	短 大 卒	6	54. 7	590, 456	21, 731	568, 725		
	高 校 卒	8	50. 1	572, 114	4, 539	567, 575		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 課 長 代 理	34	46. 2	497, 428	36, 477	460, 951	同 上	同 上
	大 学 卒	25	44. 1	479, 158	39, 253	439, 905		
	短 大 卒	8	52. 3	550, 000	31, 014	518, 986		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
事 務 係 長	155	45. 6	464, 885	29, 109	435, 776	係の長及び係長 級専門職	行政職 3 級	
大 学 卒	103	44. 3	472, 670	28, 459	444, 211			
短 大 卒	17	46. 7	413, 537	30, 172	383, 365			
高 校 卒	34	49. 0	472, 217	31, 400	440, 817			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 係 長	21	43. 0	407, 282	16, 891	390, 391	同 上	同 上	
大 学 卒	14	40. 1	400, 322	14, 715	385, 607			
短 大 卒	5	47. 8	429, 780	29, 592	400, 188			
高 校 卒	2	51. 0	401, 459	1, 744	399, 715			
中 学 卒	－	－	－	－	－			

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				ま っ ぽ う 給 与 (A)		(A) － (B)		
				き 支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	68	44. 4	387, 219	51, 658	335, 561	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 1 級、2 級 （一部は 3 級）
	大 学 卒	40	45. 2	415, 976	54, 584	361, 392		
	短 大 卒	17	42. 3	329, 250	37, 876	291, 374		
	高 校 卒	11	44. 8	371, 235	61, 881	309, 354		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 主 任	16	40. 4	378, 192	38, 333	339, 859	同 上	同 上
	大 学 卒	8	33. 3	358, 243	47, 265	310, 978		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	7	49. 2	414, 656	33, 300	381, 356		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 係 員	319	36. 6	364, 766	38, 317	326, 449		行政職 1 級、2 級
	大 学 卒	210	34. 1	372, 342	40, 562	331, 780		
短 大 卒	57	42. 9	362, 518	38, 587	323, 931			
高 校 卒	51	40. 7	332, 021	27, 665	304, 356			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 係 員	84	32. 6	368, 383	43, 749	324, 634		同 上	
大 学 卒	46	33. 7	410, 137	56, 702	353, 435			
短 大 卒	12	37. 3	422, 602	62, 460	360, 142			
高 校 卒	24	27. 9	294, 963	21, 827	273, 136			
中 学 卒	2	49. 9	290, 710	0	290, 710			

4 【参考】規模 100 人未満（企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所）

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平均 支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) － (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	9	55.7	656,259	2,059	654,200	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	8	55.1	664,753	2,317	662,436	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 部 次 長	8	54.8	661,634	1,634	660,000	上記部長に事故等のあるときの職務代行 者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職（部長－課長間）	
大 学 卒	6	54.8	663,142	0	663,142		
短 大 卒	2	54.5	657,111	6,536	650,575		
高 校 卒	—	—	—	—	—		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 次 長	—	—	—	—	—	同 上	
大 学 卒	—	—	—	—	—		
短 大 卒	—	—	—	—	—		
高 校 卒	—	—	—	—	—		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	人	歳	円	円	円	2 係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職
	大 学 卒	8	50.6	568,903	4,788	564,115	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	4	51.3	629,480	9,576	619,904	
	中 学 卒	3	52.5	514,602	0	514,602	
	技 術 課 長	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長 代 理	—	—	—	—	—	上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以 上を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専 門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 課 長 代 理	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 係 長	20	44.4	516,644	80,836	435,808	係の長及び係長 級専門職	
大 学 卒	9	46.3	560,940	78,148	482,792		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	9	43.9	495,878	83,229	412,649		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
技 術 係 長	13	50.2	549,057	116,026	433,031	同 上	
大 学 卒	3	46.8	572,981	130,884	442,097		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	9	50.8	536,855	110,174	426,681		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名		調 査 人	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
						(A) － (B)	
				ま っ てる き 給 す (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	23	33.6	453,236	70,339	382,897	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 主 任	—	—	—	—	—	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 係 員	40	34.3	331,197	31,931	299,266	
	大 学 卒	21	27.8	366,934	43,002	323,932	
	短 大 卒	5	45.9	268,561	9,571	258,990	
	高 校 卒	14	39.9	299,962	23,311	276,651	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 係 員	32	37.5	388,254	63,873	324,381	
大 学 卒	17	33.7	385,352	66,816	318,536		
短 大 卒	—	—	—	—	—		
高 校 卒	15	41.9	391,604	60,475	331,129		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

その2 公民給与比較の対象外職種

規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事 している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	8	50.8	504,480	189,950	314,530	
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
教育 関係 職種	大 学 学 長	-	-	-	-	-	
	大 学 副 学 長	2	63.5	878,381	0	878,381	
	大 学 学 部 長	2	66.5	543,259	0	543,259	
	大 学 教 授	31	60.5	650,850	0	650,850	
	大 学 准 教 授	12	49.4	553,701	0	553,701	
	大 学 講 師	13	42.0	455,170	0	455,170	
	大 学 助 教	6	37.8	396,545	0	396,545	
	高 等 学 校 校 長	*	*	*	*	*	
	高 等 学 校 教 頭	2	56.5	662,170	0	662,170	
	高 等 学 校 教 諭	23	50.0	644,291	16,997	627,294	
研 究 関係 職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を 除く。）
	研 究 部 （ 課 ） 長	-	-	-	-	-	2室（係）以上又は構成員7人以上の部 （課）の長
	研 究 室 （ 係 ） 長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室（係）の長
	主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	下記研究員より上位の者（研究所長の職名 を有する者、上記研究部（課）長及び研究 室（係）長を除く。）
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
						(A) － (B)	
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
医 療 関 係 職 種		人	歳	円	円	円	
	病 院 長	－	－	－	－	－	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副 院 長	－	－	－	－	－	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	2	56.5	1,686,450	10,000	1,676,450	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医 師	11	45.3	1,446,440	45,909	1,400,531	
	歯 科 医 師	－	－	－	－	－	
	薬 局 長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	18	37.6	396,636	38,711	357,925	
	診 療 放 射 線 技 師	29	35.6	346,259	26,195	320,064	
	臨 床 検 査 技 師	28	47.6	321,185	19,945	301,240	
	栄 養 士	10	44.3	309,953	16,096	293,857	
	理 学 療 法 士	32	33.9	283,986	13,596	270,390	
	作 業 療 法 士	12	28.8	283,381	23,864	259,517	
	総 看 護 師 長	2	52.5	613,132	0	613,132	部下に看護師長 5 人以上
	看 護 師 長	23	48.7	480,952	60,321	420,631	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
	看 護 師	36	41.3	378,953	69,044	309,909	
	准 看 護 師	12	51.4	356,713	65,011	291,702	

第 11 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：％)

部 長 級		課 長 級		係 員	
一定率(額)分	考 課 査 定 分	一定率(額)分	考 課 査 定 分	一定率(額)分	考 課 査 定 分
47.1	52.9	47.8	52.2	55.9	44.1

(注) 冬季賞与の考課査定分の配分状況は、事業所単位で集計した。

第 12 表 民間における通勤手当の支給状況

その 1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(単位：％)

(単位：%)

支 給 す る	支 給 形 態				支 給 し な い
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
96.7	(9.2)	(55.9)	(3.0)	(31.8)	3.3

(注) 1 () 内は自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

2 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。(その 2 において同じ。)

その 2 距離段階別定額制における支給月額

距離段階別定額制における支給月数						
距離(片道)	5km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	4,229 円	7,249 円	13,518 円	19,764 円	25,641 円	30,519 円
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	34,878 円	38,114 円	41,394 円	44,639 円	47,853 円	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

3 勞働經濟關係資料

第13表 労働経済指標

項 目 年 月	① きまって支給する給与 (調査産業計)				② 所 定 内 給 与 (調査産業計)			
	全 国		千 葉 県		全 国		千 葉 県	
	(千 円)	前年同月 比(%)	(千 円)	前年同月 比(%)	(千 円)	前年同月 比(%)	(千 円)	前年同月 比(%)
令和6年4月	316.5	1.8	289.0	5.6	291.3	2.1	266.1	5.4
5月	315.0	2.3	288.3	5.3	290.8	2.5	266.2	5.2
6月	317.1	2.4	289.8	6.1	292.8	2.6	267.9	5.9
7月	317.5	2.4	288.5	4.0	292.9	2.7	267.3	4.7
8月	315.9	2.7	289.7	6.3	291.4	2.8	268.2	6.2
9月	316.5	2.5	285.3	3.4	292.5	2.8	263.8	3.9
10月	319.1	2.5	288.3	3.0	293.6	2.7	266.6	3.7
11月	319.9	2.8	288.3	3.0	293.9	3.0	266.2	3.4
12月	319.9	2.7	292.7	6.1	294.3	2.9	270.4	6.4
令和7年1月	314.1	2.5	284.3	1.6	289.9	2.5	263.5	1.9
2月	313.5	1.7	282.4	1.5	289.0	1.7	262.0	1.6
3月	316.7	1.5	284.3	0.1	291.9	1.6	264.2	0.5
4月	324.0	2.3	288.5	△0.2	298.4	2.4	268.1	0.7
資 料 出 所	厚生労働省、千葉県							

(注) 1 用語の定義は、資料出所によるが、主なものは次のとおりである。

きまって支給する給与 …… 労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

・所定内給与 …………… きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。

・所定外給与 …………… 所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

総実労働時間数 …………… 次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計。

・所定内労働時間数 …… 労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻間の実労働時間数のことである。

・所定外労働時間数 …… 早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

消費支出 …………… いわゆる生活費のことであり、日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額である。

2 金額については、十の位を四捨五入し、千円単位で表示している。

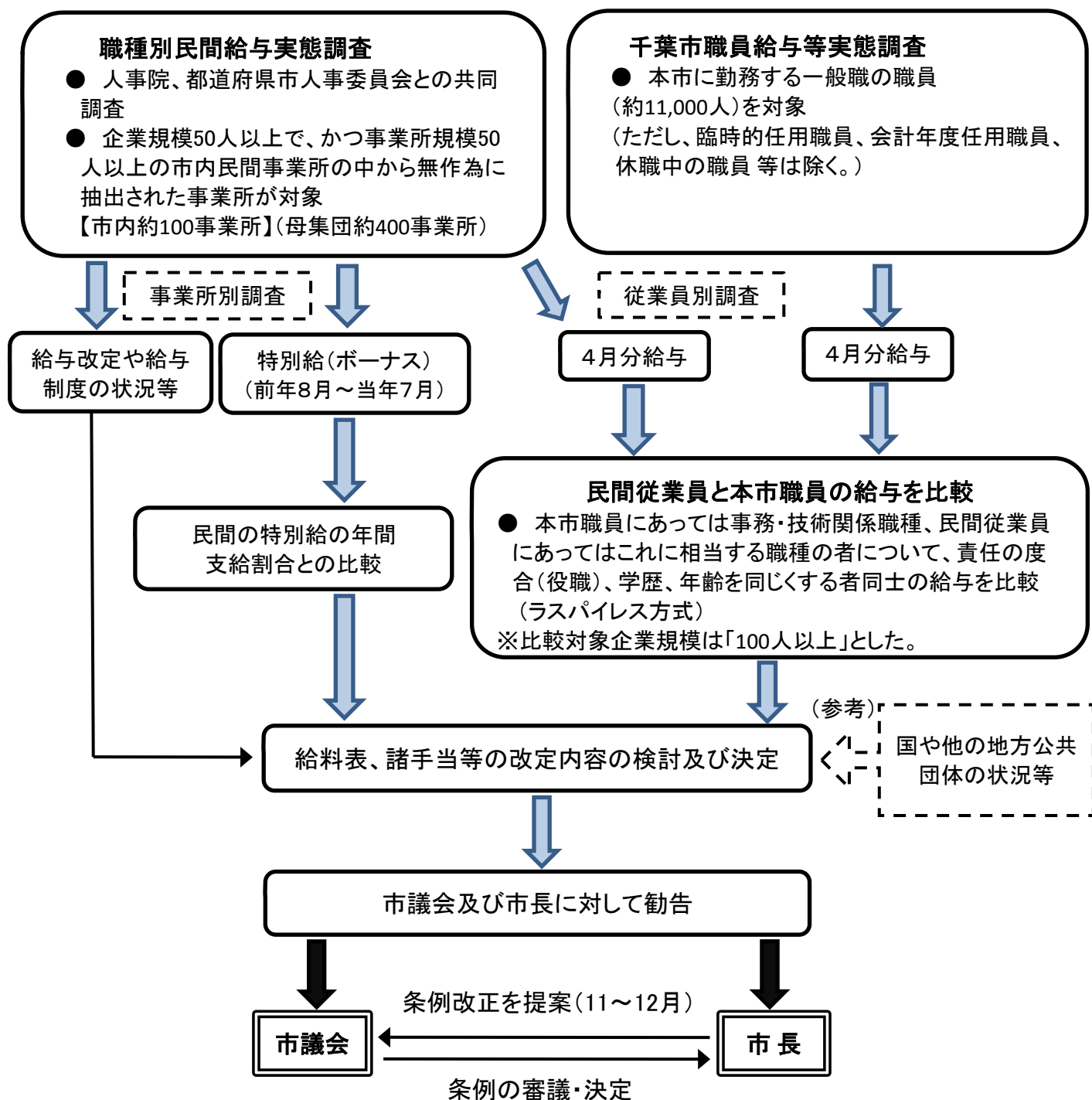
③ 総実労働時間数 (調査産業計)		④ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑤ 消 費 支 出 (二人以上の世帯)				⑥ 消費者物価指数 (総 合)		⑦ 国内企業 物価指数
全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	前年同月 比 (%)	千 葉 市	前年同月 比 (%)	全 国	千 葉 市	
(時 間)	(時 間)	(時 間)	(時 間)	(千 円)		(千 円)		前年同月 比 (%)	前年同月 比 (%)	前年同月 比 (%)
147.5	143.3	12.2	12.1	313.3	3.3	343.5	8.5	2.5	2.3	0.9
143.6	139.9	11.5	11.2	290.3	1.3	297.0	7.9	2.8	2.4	2.3
145.6	141.0	11.6	11.3	280.9	1.9	296.7	13.5	2.8	2.5	2.6
148.0	142.3	11.8	11.3	290.9	3.2	319.3	9.2	2.8	2.4	3.1
138.3	135.9	10.8	10.5	297.5	1.5	313.9	4.0	3.0	2.5	2.6
139.5	135.0	11.5	11.0	288.0	1.7	304.7	△3.2	2.5	2.1	3.1
146.7	140.2	12.2	11.4	305.8	1.3	355.5	6.9	2.3	2.0	3.7
146.4	141.1	12.1	11.5	295.5	2.9	347.1	4.1	2.9	2.5	3.8
142.2	138.1	11.7	11.3	352.6	6.6	454.1	25.4	3.6	3.2	4.0
135.0	129.9	11.1	10.5	305.5	5.3	342.4	5.3	4.0	3.6	4.2
135.6	130.1	11.4	10.2	290.5	3.7	300.0	△15.1	3.7	3.3	4.3
138.1	132.2	11.8	10.5	339.2	6.0	428.3	20.3	3.6	3.2	4.3
145.4	138.2	12.0	10.4	325.7	3.8	365.5	6.0	3.6	2.9	4.1
厚生労働省、千葉県				総務省						日本銀行

- 3 ①、⑥、⑦の「前年同月比」は、令和2年基準の指数（令和2年の平均を100とした指数）による比較である。
4 ②の「前年同月比」のうち、全国の数値は令和2年基準の指数による比較であり、千葉県の数値は実数による比較である。
5 ⑤の「前年同月比」は、実数値による比較である。
6 ①、②、③、④は事業所規模30人以上の数値である。

給与勧告の流れ

千葉市人事委員会では、本市職員と市内民間事業所の従業員の4月分の給与額を調査した上で、これらの精密な比較を行い、本市職員の給与水準を市内民間事業所の従業員の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、市内民間事業所の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



職員給与と民間給与の比較方法(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与の比較においては、個々の本市職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現行の支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、責任の度合(役職段階)、学歴、年齢階層を同じくする者をグループ化してそれぞれ平均給与額を算出し、その結果を本市職員の人員構成で加重平均することによって全体としての公民の給与較差を算出しています。

